

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 募集要項に関する質問回答（第1回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 1	1	14	第1						「募集要項等」の定義に「実施方針」、「要求水準書（案）」、「実施方針に関する質問回答」、「要求水準書（案）」に関する質問回答が含まれていません。これらの文書は適用されないと理解してよろしいですか。	これまでに公表した「実施方針」や「実施方針に関する質問回答」等に基づき、募集要項等を作成しております。
募集要項 2	1	17	第1						今回の第1回目、第2回目及び昨年実施された実施方針等に関する質問回答に相違がある場合の、優先順位をご教示願います。	第2回目の募集要項等質問回答、第1回目の募集要項等質問回答の順に優先となります。実施方針等に関する質問回答については、募集要項質問回答No.1をご参照ください。
募集要項 3	1	17	第1						平成26年1月10日および同24日に公表された「実施方針に関する意見及び質問の回答」、及び、平成26年1月31日公表の「実施方針(変更版)」は、平成26年4月21日公表の募集要項等での相違点以外は有効であると考えてよろしいですか。	募集要項質問回答No.1をご参照ください。
募集要項 4	2	10	第2	4	ア				「ア 中島処理場の老朽化した汚泥脱水設備等の更新及び汚泥乾燥に係る維持管理コストの削減」とあることから、既設の汚泥乾燥設備をそのまま流用する場合は、維持管理コストの削減という事業の目的には反している提案であると理解してよろしいでしょうか。	提案によります。
募集要項 5	2	21	第2	5					市は、事業期間中は、本施設等を第三者に売却又はその他の処分をすることは予定しておらず、仮にそのような売却又はその他の処分を行う場合でも本事業に悪影響が生じないように対処頂けるという理解でよろしいでしょうか。念のため確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
募集要項 6	3	11	第2	7	(1) (2)				設計業務および建設業務の全部または一部を構成企業および協力企業が組成する共同企業体にて特別目的会社から受託することは可能でしょうか。	可能とします。
募集要項 7	3	17	第2	7	(1)	エ			設計業務において、市が実施する近隣説明への協力業務とは、具体的にどのような協力業務を想定されているのかご教示願いたく。	要求水準書 第3章 3.4をご参照ください。
募集要項 8	3	25	第2	7	(2)	オ			その他建設に必要な関連業務とは、具体的にどのような関連業務を想定されているのかご教示願いたく。	事業者が建設業務を実施するにあたり、要求水準等で記載されていなくとも必要と考えられる業務全般を指しており、具体的な想定はありません。
募集要項 9	3	26	第2	7	(2)	カ			汚泥乾燥設備をはじめ既存施設を更新する場合、平成26年度末市策定予定の長寿命化計画に盛り込む必要があると考えますが、これに関して提供すべき資料ならびに提供時期を具体的にご教示いただきたく。	特に提出して頂く資料はありませんが、市は提案に基づき長寿命化計画の策定を実施します。
募集要項 10	3	30	第2	7	(2)	カ			既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで利用可能かどうかの判断は、市或いは選定事業者どちらが判断するのか、ご教示願いたく。	選定事業者でご判断ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 11	3	30	第2	7	(2)	カ			既存の汚泥乾燥設備を事業終了時まで利用する場合の大規模修繕費用はいずれのサービス購入費に計上すればよろしいでしょうか。	サービス購入費Cとして計上してください。
募集要項 12	3	30	第2	7	(2)	カ			既存の汚泥乾燥設備を事業終了時まで利用する場合、汚泥乾燥設備の建屋は現状のままで使用してもよろしいでしょうか。耐震基準の見直しによる補強工事等の追加業務があればご教示いただきたく。	現状のまま使用して構いません。 耐震基準の見直しに伴う必要な対応は市で行います。
募集要項 13	3	31	第2	7	(2)	カ			既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで使用する予定でしたが、大規模修繕で対応不可なることが判明した場合に、事業期間中に更新に変更することは可能かご教示願いたく。また、可能とした場合の、追加費用負担(ペナルティを含む)についてご教示頂きたく。	可能とします。なおその場合の費用負担については、事業契約書(案) 第53条に従います。
募集要項 14	3	31	第2	7	(2)	カ			既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで使用する予定でしたが、大規模修繕で対応不可なることが判明した場合に、事業期間中に更新に変更することを可とすると、恣意的または意図的に提案価格を抑えることが可能と想定しますが、公平性確保のために、ペナルティを課することは可能でしょうか。	募集要項質問回答No. 13をご参照ください。
募集要項 15	3	31	第2	7	(2)	カ			既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで使用する場合、耐用年数の約2倍の期間使用することになりますが、過去そのような事例はほぼ皆無と了解します。今回、大規模修繕を行うとしても、耐用年数の約2倍の期間使用することを可とする妥当性の判断根拠をご教示願いたく。	大規模修繕等必要な措置を講じ延命化を図ることにより継続使用の可能性があることから可としました。
募集要項 16	4	1	第2	7	(3)				維持管理・運營業務の全部または一部を構成企業および協力企業が組成する共同企業体にて特別目的会社から受託することは可能でしょうか。	可能とします。
募集要項 17	4	10	第2	7	(3)	ウ	(イ)		バイオガスの利活用業務として発電事業を行う場合、事業者は事業契約に基づき本設備の一部を構成する発電設備を無償で使用でき、別途設備について使用貸借契約や賃貸借契約を締結する必要はないとの理解ですが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 18	4	12	第2	7	(3)	ウ			(ウ)試験業務および(エ)報告業務とは具体的にどのような業務になるのかご教示ください。また、報告する相手および報告頻度もご教示願います。	要求水準書 第5章 5.3 (3) (4)をご参照ください。
募集要項 19	4	12	第2	7	(3)	ウ	(ウ)		試験業務とは、どのような試験を想定されているのか、ご教示願いたく。	要求水準書 第5章 5.3 (3)をご参照ください。
募集要項 20	4	12	第2	7	(3)	ウ	(ウ)		(ウ) 試験業務とは運営上必要な品質分析や環境分析を意味すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 21	4	13	第2	7	(3)	ウ	(エ)		報告業務とは、どのような内容の報告を想定されているのか、ご教示願いたく。	要求水準書 第5章 5.3 (4)をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 22	4	20	第2	7	(3)	エ	(オ)		事業期間中に選定事業者が作成するパンフレットの上限部数をご教示いただきたく。	市との協議により決定しますが、パンフレットの部数は当初は1万部作成し、随時増刷することを想定しています。
募集要項 23	4	21	第2	7	(3)	エ	(カ)		地域住民対応業務は、選定事業者にて適切な一次対応をとると共に、市へ速やかに報告することと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 24	4	21	第2	7	(3)	エ	(カ)		地域住民対応業務における適切な一次対応について、具体的な内容をご教示いただきたく。	苦情、要望等が寄せられた場合には、速やかに意見を聴取し、必要な措置を講じると共に、市に報告を行うことなどとなります。
募集要項 25	4	26	第2	7	(4)				アでありかつウにも該当するような提案となる場合は更に評価いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	審査委員会において審査基準に従い判断します。
募集要項 26	4	28	第2	7	(4)	ア	(ア)		有価として利活用する場合においても「第2-7-(4)-ウ」に記載の環境省通知に従うものと考えてよろしいでしょうか。	有価として利活用する場合は、必ずしも環境省通知に従う必要はありません。
募集要項 27	4	32	第2	7	(4)	ウ			ウに記載の内容は文意が理解しづらいため、再度ご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。
募集要項 28	4	32	第2	7	(4)	ウ			「環境省通知に従う場合」との記載がありますが、第2-7-(4)-アおよび第2-7-(4)-イ以外に市が想定している利活用等業務の事例をご教示いただきたく。	事例は示しません。
募集要項 29	5	2	第2	7	(5)	ア			貴市よりの未利用地の借り受けは、民法の賃貸借となるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法及び民法に基づきます。
募集要項 30	5	2	第2	7	(5)	ア			未利用地で選定事業者が実施する独立採算事業について、平成29年9月30日以前に事業を開始する事は可能でしょうか。	未利用地利活用業務は事業開始時期に特段の定めはありません。土地の賃貸借期間については、事業契約書(案)第6章をご参照ください。
募集要項 31	5	8	第2	7	(5)	イ			実施方針の質問回答81において、本市のバイオマス以外のバイオマスとして産業廃棄物を受け入れる場合においても、当該施設の産業廃棄物処理施設としての都市計画変更は想定していない、との回答がされていますが、都市計画法の変更なくして産業廃棄物処理施設の許認可取得は問題ないとの市のご判断でしょうか。	許認可取得の手続きは事業者で確認してください。
募集要項 32	5	14	第2	7	(6)				本事業における市の業務範囲のうち、分別収集に関する法案詳細の決定に関し、指定収集袋のサイズ、形状等の仕様決定についても提案書により決定する事項と考えればよろしいでしょうか。御教示下さい。	指定収集袋のサイズ、形状等につきましては市で決定しますが、現在、検討中です。
募集要項 33	5	27	第2	8					募集要項にて提示との回答のあった付帯事業に係る事業期間が明示されておきませんが、事業者による任意と理解してよろしいでしょうか。例えば、15年間のみでも宜しいでしょうか。	未利用地利活用業務については募集要項質問回答No. 30をご参照ください。提案バイオマス処理業務については、任意とお考えいただいて結構です。併せて事業契約書(案)第56条第5項をご確認ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 34	6	13	第2	9	(2)	イ			実施方針の質問回答No. 288において、発酵後汚泥の利活用業務の中での、有価利用とは、「貴市から購入する単価＋貴中島処理場から利用先までの運搬単価」を超える単価で民間事業者が利用者へ販売することが原則的な理解である、との回答をいただいていたが、平成25年6月28日付環境省通知「「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」に基づき、必ずしも有価物の販売単価は上記回答に限定されるものではないと考えてよろしいでしょうか。	有価物の販売単価は、前段のご理解に基づきます。
募集要項 35	7		図1						バイオガスの利活用業務及び維持管理運営業務については、場内利用を提案する場合、サービス購入型となる。とありますが、維持管理運営業務の場内利用とはどのようなことでしょうか。	維持管理運営業務にかかる経費については、市からのサービス購入費により賄われるという意味です。
募集要項 36	7	2	第2	10					平成26年6月に終了した生活環境影響調査結果の公表時期及び方法をご教示ください。	平成26年7月31日に予定している参加資格の確認通知の発送に併せて調査結果を参加者に対してお示しする予定です。
募集要項 37	7	5	第2	11					民間活カインベーション推進下水道事業制度の活用を検討する場合、市への事業内容説明の申し込み方法をご教示いただきたく。	上下水道局総務課まで、電話にてお申し込みください。日程等調整させていただきます。 TEL:0532-51-2705
募集要項 38	7	8	第2	11					民間活カインベーション推進下水道事業制度の活用を検討する民間事業者は、平成26年6月末までに市に対して事業内容の説明を行なうこととありますが、説明項目や書式は民間事業者の自由という認識でよろしいでしょうか。	書式については任意とします。 説明項目については、事業の位置、事業の目標、事業内容及び年度計画、補助金の算定根拠を含むものとします。 なお、本制度は、民間事業者の提案により、大幅なコスト削減が図られるなど、民間事業者による創意工夫が高度に発揮される形で下水道施設(当該下水道施設に併せて一体的に整備する再生可能エネルギーの利用促進等に資する施設を含む。)を整備するものであることに御留意ください。
募集要項 39	7	5	第2	11					民間活カインベーション推進下水道事業制度の活用を検討する場合、市へ説明すべき具体的項目をご教示いただきたく。	募集要項質問回答No. 38をご参照ください。
募集要項 40	7	5	第2	11					民間活カインベーション推進下水道事業制度の活用について、民間事業者が検討している事業内容についての補助対象可否、補助金額、補助実施時期など、国への確認、折衝は市にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	民間事業者の説明を聞いたうえで市で判断します。
募集要項 41	7	5	第2	11					民間活カインベーション推進下水道事業制度の活用について、民間事業者が検討している事業内容についての補助対象可否、補助金額、市の負担額、補助実施時期が決定する時期をご教示いただきたく。	選定事業者との契約後になります。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 42	7	5	第2	11					事業内容の説明に際し、様式等の定めはあるのでしょうか。	募集要項質問回答No. 38をご参照ください。
募集要項 43	7	5	第2	11					平成26年6月末までに市に対して事業内容の説明を行うこととありますが、8頁の3 選定のスケジュールには、具体的な説明の時期(いつからいつまでの期間)が明示されておりません。ついては、別途説明の時期が提示されるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No. 37をご参照ください。
募集要項 44	7	5	第2	11					民間活力イノベーション推進下水道事業制度を活用できる場合、民間企業に補助頂ける金額の上限についてご教示いただきたく。	現時点では決定していません。
募集要項 45	7	5	第2	11					民間活力イノベーション推進下水道事業制度を活用できる場合、補助金の支払時期はいつになるかご教示いただきたく。	現時点では決定していません。
募集要項 46	7	5	第2	11					民間活力イノベーション推進下水道事業制度を活用できる場合、対象は設備費含む工事費だけか、或いは一般管理費も対象となるかご教示いただきたく。	施設整備に要する費用が対象となります。
募集要項 47	7	8	第2	11					提案する未利用地活用業務に、「民間活力イノベーション推進下水道事業制度」の活用は可能でしょうか	提案に関する説明を聞いたうえで回答します。
募集要項 48	7	8	第2	11					民間活力イノベーション推進下水道事業制度を活用することで、事業者選定基準上、選定にあたって有利になることはありますでしょうか。	事業者の選定については、審査基準に従い審査委員会で決定します。
募集要項 49	7	8	第2	11					平成26年度民間活力イノベーション推進下水道事業制度の対象事業に静岡市下水汚泥燃料化事業と北九州市下水汚泥燃料化事業が採択されています。そのため、同事業制度を活用する場合には、平成27年度にも同事業が継続して実施されることを想定して活用を検討する、ということでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 50	12	26	第3	5	(1)	イ			中島処理場の現地見学会は開催されましたが、資源化センターの見学は可能でしょうか。	資源化センターの現地見学会を6月13日13時30分から開催します。参加を希望する企業は、6月12日までに環境部施設課へ電話にて申込みをしてください。なお、参加人数は参加企業1社につき最大2名までとします。 TEL:0532-46-5304
募集要項 51	8	6	第3	2					提案価格の上限額；23,279,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）は市から受け取るサービス購入費A,B,C,Dの事業期間中の支払額の単純合計値に該当する金額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 52	8	6	第3	2					提案価格の上限額；23,279,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）には未利用地活用業務により市に支払う賃借料総額は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 53	8	6	第3	2					提案価格の上限額；23,279,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）には「提案バイオマス」の処理量に応じて市に支払う施設使用料の総額は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 54	8	7	第3	2					提案価格の上限額の内訳（サービス購入費A～Dのそれぞれの金額）をご教示いただけませんか。	内訳は提示しません。
募集要項 55	8	7	第3	2					上限額には、建設費、維持管理費などそれぞれ項目別の上限は設けないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 56	8	7	第3	2					提案価格の上限額が示されていますが、これには昨近の建設資材・労務費の高騰が反映されていますでしょうか。	上限額の算出方法は提示しません。
募集要項 57	8	7	第3	2					既存施設を利用せず施設を新設する場合、ここ数年の建設資材・労務費高騰で提示された上限額を超過することがあります。万が一、不調となった場合にはどのような手続きとなるのでしょうか。	現時点では未定です。
募集要項 58	8	7	第3	2					ご提示の提案価格上限額には、近年の工事費等の著しい実勢価格上昇分として何%程度を見込んでいるか、具体的に教示いただきたく。	上限額の算出方法は提示しません。
募集要項 59	8	7	第3	2					ご提示の提案価格上限額は建設費と維持管理費等の合計値ですが、建設費には交付金が出ることから、実質的に市の持ち出し分が少なくなるという特徴があります。市の直接的負担の多寡という財政面からの評価はどのようになされるのでしょうか。	価格の評価は事業者選定基準に示すとおりです。
募集要項 60	8	表2	第3	3					9月下旬に予定されています応募者へのヒアリングの要領についてご教示いただきたく。例えばプロジェクター等を使用してプレゼンテーションを行う等。	参加資格確認後、別途応募者に通知します。
募集要項 61	9	8	第3	4	(1)	ウ			建設業務を複数の企業から構成される建設共同企業体（いわゆる建設JV・民法上の組合）に発注する場合も、当該建設JVを構成する構成員が特別目的会社から直接建設業務を請け負っていると整理できるため、当該構成員は、構成企業又は協力企業に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 62	10	30	第3	4	(3)	ア			一級建築事務所の登録を行っていることとありますが、これは会社として登録していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 63	10	30	第3	4	(3)	ア			設計企業の(7)(イ)のそれぞれが、同一企業の本社登録・支店登録となっても、同一企業であれば可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 64	11	13	第3	4	(3)	イ			バイオガスを回収する施設を施工した実績と、エネルギー利用する施設を施工した実績は、複数案件で満足すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 65	11	13	第3	4	(3)	イ	(エ)		元請として引き渡したが完了した実績を有することとありますが、JVでの元請実績も認められるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、JVの出資比率に基準はありますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段について、出資比率による制限はありません。
募集要項 66	11	13	第3	4	(3)	イ	(エ)		国土交通省の委託研究「下水道革新的技術実証研究」を、自治体との共同研究体で受託し、下水汚泥および下水汚泥以外のバイオマスの混合調整やメタン発酵およびバイオガス精製に関わる実証施設を建設した実績は「バイオガス回収施設」、「エネルギー利用施設」両方の実績として認められますでしょうか。	「バイオガス回収施設」は実績として認められます。「エネルギー利用施設」については、ガス発電設備等の他、エネルギー利用を目的として二次精製や供給施設などを建設した実績であれば認められます。
募集要項 67	11	13	第3	4	(3)	イ	(エ)		下水汚泥から発生したバイオガスを精製し、天然ガス自動車燃料として供給する施設を建設した実績は「エネルギー利用施設」の実績として認められますでしょうか。	認められます。
募集要項 68	11	24	第3	4	(3)	ウ			維持管理・運営企業の(ア)(イ)のそれぞれが、同一企業の本社登録・支店登録となっても、同一企業であれば可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 69	11	27	第3	4	(3)	ウ	(イ)		下水道法第22条第2項に規定する政令で定められた資格者の所属先は、特別目的会社に限定されず、構成企業、協力企業でもよいという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 70	11	27	第3	4	(3)	ウ	(イ)		下水道法第22条第2項に規定する政令で定められた資格者の常駐の有無について、適切な維持管理ができる体制であれば常駐は必須でないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 71	11	30	第3	4	(3)	ウ	(ウ)		廃掃法第21条第3項に規定する政令で定められた資格者の所属先は、特別目的会社に限定されず、構成企業、協力企業でもよいという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 72	11	30	第3	4	(3)	ウ	(ウ)		廃掃法第21条第3項に規定する政令で定められた資格者の常駐有無について、適切な維持管理が出来る体制であれば常駐は必須でないとの理解でよろしいでしょうか。	必ずしも常駐の必要はありませんが、維持管理に関する技術上の業務を担当し、他の従事者の監督が出来ることが条件です。なお、適切な維持管理には、有事における迅速な監督対応ができること及び緊急の現地協議に遅滞なく参加できることなどを含みます。
募集要項 73	11	30	第3	4	(3)	ウ	(ウ)		下水道法第22条第2項に規定する政令で定められた資格者と、廃掃法第21条第3項に規定する政令で定められた資格者は、兼任が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 74	11	32	第3	4	(3)	ウ	(エ)		国土交通省の委託研究「下水道革新的技術実証研究」を、自治体との共同研究体で受託し、下水汚泥および下水汚泥以外のバイオマスの混合調整やメタン発酵およびバイオガス精製に関わる実証施設を1年以上運営・維持管理した実績は「バイオガス回収施設」、「エネルギー利用施設」両方の実績として認められますでしょうか。	「バイオガス回収施設」は実績として認められます。「エネルギー利用施設」については、ガス発電設備等の他、エネルギー利用を目的として二次精製や供給施設などの維持管理・運営業務を受託した実績であれば認められます。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 75	11	32	第3	4	(3)	ウ	(エ)		国土交通省の委託研究「下水道革新的技術実証研究」を、自治体との共同研究体で受託し、下水汚泥および下水汚泥以外のバイオマスの混合調整やメタン発酵およびバイオガス精製に関する実証施設を運営・維持管理した実績は当該委託研究終了後に自治体との共同研究として運営・維持管理している期間も有効と考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務を実施した実績が委託契約書等で確認できれば認められます。
募集要項 76	11	32	第3	4	(3)	ウ	(エ)		下水汚泥から発生したバイオガスを精製し、天然ガス自動車燃料として供給する施設の運営・維持管理業務を1年以上受託した実績は「エネルギー利用施設」の実績として認められますでしょうか。	認められます。
募集要項 77	11	32	第3	4	(3)	ウ	(エ)		元請として1年間以上受託した実績を有することとありますが、JVでの元請実績も認められるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、JVの出資比率に基準はありますか。	前段は、ご理解のとおりです。後段について、出資比率による制限はありません。
募集要項 78	12	2	第3	4	(3)	エ			工事監理業務を実施する企業は、「その他企業」に該当し、「その他企業」の参加資格要件を満たせばよいと理解してよろしいでしょうか。(要求水準書(P.21)によると、工事監理は建設業務の含まれると思われそうですが、工事監理を行う企業は「建設企業」には該当しないと考えます。工事監理を担当する企業の参加資格要件の明確化をお願いいたします。)	ご理解のとおりです。
募集要項 79	12	17	第3	4	(5)				応募者の構成企業又は協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市はやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除き、認めることがある。とありますが、やむを得ない場合の具体例をご教示下さい。	個別に判断します。
募集要項 80	14	6	第3	5	(1)	エ			第2回目の質問では、提案内容やノウハウに関する質問に関しては、質問及び回答を非公表としていただくことを要望します。	質問及び回答は、全て公表いたします。
募集要項 81	14	27	第3	5	(1)	オ			提案内容については提案内容の可否に関わらず非公開と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 82	14	28	第3	5	(1)	オ			必ず提案内容の可否をご確認申し上げることが義務付けられていると了解して宜しいでしょうか。	未利用地活用業務の実施をご検討されている場合は、義務となります。
募集要項 83	14	31	第3	5	(1)	オ	(ア)		受付期間が6月30日までとなっている、未利用地活用業務の提案の可否は、参加資格確認に影響しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 84	15	13	第3	5	(1)	オ	(エ)		提案の可否に関する確認申込書を提出した者に対する確認結果は、申込書提出後何日以内にご回答頂けるのでしょうか。	確認内容によりませんが、おおよそ1か月程度と想定しています。
募集要項 85	15	13	第3	5	(1)	オ	(エ)		提案の可否に関する確認申込書を提出した者に対する確認結果は、公表されるのでしょうか。	公表しません。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 86	15	13	第3	5	(1)	オ	(エ)		未利用地活用業務の提案可否に関する回答時期の目安をご教示ください。	募集要項質問回答No. 84をご参照ください。
募集要項 87	15	14	第3	5	(1)	オ	(エ)		確認結果を書面にて回答、とありますが、確認申込書を提出後、どの程度の日数で回答頂けるのでしょうか。	募集要項質問回答No. 84をご参照ください。
募集要項 88	16	6	第3	5	(1)	カ	(エ)		サービス購入費A1、B1の面談は1回だけでしょうか。複数回の面談は可能でしょうか。	複数回の面談も可能とします。
募集要項 89	17	27	第3	5	(2)	イ			簡易ファイル綴じに関して、ファイルの種類や綴じ方には特段の規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 90	18	9	第3	5	(2)	エ			参加資格がないと判断された理由を確認した後に、提出済み参加表明書を改訂しての再提出は受理されるのでしょうか。	参加資格確認申請書の受付期間後は受け付けません。
募集要項 91	18	18	第3	5	(3)				参加表明書等の提出以後、当該グループ内の一部の企業がプロポーザルを辞退する場合、当該グループ内その他の企業でプロポーザル参加は可能でしょうか。	募集要項 第3 4 (5)をご参照ください。
募集要項 92	19	8	第3	5	(4)	イ			独自につけたグループ名等、企業名が特定できない名称は副本に記載してよろしいでしょうか。	可能とします。
募集要項 93	19	8	第3	5	(4)	イ			「副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。」と記載がありますが、直すのを忘れてしまった箇所があった場合失格でしょうか。	原則、ご理解のとおりです。
募集要項 94	19	8	第3	5	(4)	イ			「副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可」とありますが、「正本」につきましても、「副本」と同様に企業名を表示せずに作成・提出することは可能でしょうか。（「正本」に企業名を表示せずに作成・提出する場合、企業名の記載方法に関する「対応表」を添付することを想定しております。） ※正本には企業名を記載し、副本は「代表企業」や「建設企業」のような文言に修正すると、文字数が変わってしまい、正本と同様に作成することが困難になる（正本と同じ行数にならない、図表の大きさが変わるなど）と考えられるためです。正本には企業名の表示が必須となる場合、副本と同様の記載にならない箇所が発生することを認めて下さい。	正本に企業名の対応表を添付することで可能とします。
募集要項 95	19	8	第3	5	(4)	イ			「副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可」とありますが、副本に記載が認められない企業は、「代表企業」「構成企業」「協力企業」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。それとも、「代表企業」「構成企業」「協力企業」以外の企業（「構成企業」「協力企業」の下請企業、アドバイザー、金融機関、保険会社等）を含め、一切の記載が不可ということでしょうか。	「代表企業」「構成企業」「協力企業」が該当します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 96	19	8	第3	5	(4)	イ			「様式5-1については、A3版の簡易ファイル綴じとし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。」とありますが、簡易ファイルの「表紙」及び「背表紙」に関する必須記載事項（事業名、応募者番号、提出書類名など）についてご教示下さい。	ご質問に記載の内容で結構です。
募集要項 97	19	8	第3	5	(4)	イ			提案書には、記載内容の確実性を担保するため、納入・運営事例や研究機関との共同研究若しくは出資先といった固有の名称や団体を標記する必要があります。このような表示に関しても固有名称の記載は不可とお考えでしょうか、又提案事業者名等の直接的な記載のみ不可との理解でしょうか、ご教示願います。	募集要項質問回答No.95をご参照ください。
募集要項 98	19	11	第3	5	(4)	イ			簡易ファイル綴じに関して、ファイルの種類や綴じ方には特段の規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No.89をご参照ください。
募集要項 99	19	10	第3	5	(4)	イ			「簡易ファイル綴じ」とは、紙製フラットファイルと理解してよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No.89をご参照ください。
募集要項 100	19	10	第3	5	(4)	イ			ファイルに記載する名称等の記載方法のご指示がございましたらご教示いただきたく。	募集要項質問回答No.96をご参照ください。
募集要項 101	19	10	第3	5	(4)	イ			印刷の指定（片面・両面）がございましたらご教示いただきたく。	どちらでも構いません。
募集要項 102	19	10	第3	5	(4)	イ			提案書に頁は付与しなくてよろしいでしょうか。	頁は付与してください。
募集要項 103	19	11	第3	5	(4)	イ			様式5-1(A3版)とその他の様式A4版は、別に綴じするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 104	19	12	第3	5	(4)	イ			電子データ(CD-R)のご提出は、1枚でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 105	20	1	第3	5	(4)	ウ	(エ)		提案が選定されるか否かに関わらず、市が各提案者の提案資料の全部または一部を公表する場合には、事前に提案者の了解を得るものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 106	20	17	第3	5	(4)	ウ	(カ)		契約保証金について、履行保証保険以外の代替策を事業契約書(案)(14頁、第23条)に記載されていますので、事業契約書(案)を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 107	20	26	第3	5	(4)	ウ	(キ)		建物総合損害共済事業の概要と事務取扱の手引の閲覧手続きについて御教示願います。	上下水道局総務課にて閲覧が可能です。事前の手続き等は必要ありません。
募集要項 108	20	32	第3	5	(4)	ウ	(キ)		維持管理期間に選定事業者の帰責による火災等事故が発生した場合、市が付保する保険を使用することは可能でしょうか。	選定事業者の帰責による場合でも、市が付保を予定する保険を活用することは可能です。ただし、選定事業者の故意もしくは重過失または法令違反等により賠償責任が生じる場合は保険者から選定事業者に対して求償が行われます。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 109	21	21	第3	5	(4)	ウ	(コ)		「・・・物価変動は見込まないものとする」とされていますが、意味をご教示いただきたく。別紙-3に物価変動等によるサービス購入費の見直しに関し規定(案)があり、事業者側リスク(負担)の考え方が示されています。	物価変動については、募集要項 別紙-3に基づいて対応することから、価格の提案においては見込まないという意味です。
募集要項 110	21	22	第3	5	(4)	ウ	(コ)		割賦手数料とは、割賦金利のこののみを指すとの理解でよろしいでしょうか。他に何かございましたら、具体的にご教示下さい。	ご理解のとおりです。
募集要項 111	21	24	第3	5	(4)	ウ	(コ)		応募者間の認識の齟齬を防ぐためにも、提案書に使用する基準金利(テレレート17143 頁に表示される10年物及びその他各年限のTSR)を、7/29以降に公表して頂けないでしょうか。	10年物については公表しますが、他の各年限については提案によるため、個別に調べてください。
募集要項 112	21	26	第3	5	(4)	ウ	(コ)		“サービス購入費A1”、“サービス購入費B1”とありますが、それぞれ“サービス購入費A2”、“サービス購入費B2”が正でしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
募集要項 113	21	27	第3	5	(4)	ウ	(コ)		「サービス購入費A1については、10年物金利スワップレートの仲値」とありますが、「サービス購入費A2」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No. 112をご参照ください。
募集要項 114	21	27	第3	5	(4)	ウ	(コ)		「サービス購入費B1については、対応する年数の金利スワップレートの仲値を使用すること」とありますが、「サービス購入費B2」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No. 112をご参照ください。
募集要項 115	21	27	第3	5	(4)	ウ	(コ)		「サービス購入費B2」について、対応する年数が10年超となる場合、当初10年は「10年物金利スワップレートの仲値」、その後は残余年数の金利スワップレートの仲値を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費B2については、対応する年数の金利スワップレート(10年以上であれば10年以上のスワップレート仲値)を使用してください。また、募集要項質問回答No. 116もご参照ください。
募集要項 116	21	27	第3	5	(4)	ウ	(コ)		“サービス購入費B1については、対応する年数の金利スワップレートの仲値を使用すること。”とありますが、対応する年数に相当する金利スワップレートが存在しない場合(対応する年数が、TSRにない年数の場合や1年単位とならず端数がある場合等)には、どのようなレートをを用いれば宜しいでしょうか。	端数がある場合は、その端数の年を1年と考え、年数を決定してください。 対応しない年数がある場合は、対応する年数の前後のレートの加重平均とします。
募集要項 117	22	13	第3	7	(1)				優先交渉者の決定から基本協定締結までは非常に短期間ですが、全構成企業・全協力企業の押印が必須でしょうか。	必要です。
募集要項 118	22	13	第3	7	(1)				優先交渉者の決定から基本協定締結までは非常に短期間ですが、代表企業がグループを代表して押印することでは認められないでしょうか。	募集要項質問回答No. 117をご参照ください。
募集要項 119	22	13	第3	7	(1)				優先交渉者の決定から基本協定締結までは非常に短期間ですが、全構成企業・全協力企業の代表者印が必須でしょうか。各企業の授権代表者の押印では認められないでしょうか。	募集要項質問回答No. 117をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 120	22	25	第3	7	(2)	ア			「特別目的会社（SPC）を市内に設立」することが要件とされておりますが、SPCの本社所在地を本施設（中島処理場）としても構わないでしょうか。	協議に応じます。
募集要項 121	22	27	第3	7	(2)	イ			構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。とありますが、募集要項9頁4(1)ウには構成企業とは、特別目的会社に対して出資する者であり、協力企業とは、特別目的会社に対しては出資は行わないものであり．．．とあります。構成企業・協力企業以外の企業の出資は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 122	23	7	第3	7	(3)				特別目的会社は、「事業契約締結までに」契約保証金の納付を行うことが定められていますが、「仮契約」締結までを意味しますでしょうか。それとも、仮契約の事業契約としての効力発生までに納付すれば良いということでしょうか。	議会の議決を得て事業契約として成立する日までに納付してください。
募集要項 123	23	9	第3	7	(3)	ア			事業者の責でない事由での変更について、事業契約書の内容変更及び提案価格の見直しは、認めて頂けるのでしょうか。	個別に協議し判断します。
募集要項 124	23	10	第3	7	(3)	ア			事業契約書(案)の内容変更を原則行わないの範囲は、自治法及び内閣府・PFI推進室が公表しているPFI関連法令・ガイドライン等で認められない範囲と理解すればよろしいでしょうか。	個別に協議し判断します。
募集要項 125	23	19	第3	7	(3)	ウ			市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合の支出費用リスクは事業者が負える範囲を超えるものと考えますので、選定事業者が既に支出した費用（特別目的会社設立に係る費用、事業契約書の検討に係る特別目的会社側の弁護士費用等）の精算について協議に応じていただきたく。	精算は行いません。
募集要項 126	23	22	第3	7	(3)				プロジェクトファイナンスで資金提供する場合、SPCの事業契約上の地位について担保設定しますが、担保設定に関して貴市のご承諾は頂けますでしょうか。	可能です。
募集要項 127	23	23	第3	7	(3)	エ			プロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合、事業契約上の債権譲渡、事業契約上の地位譲渡予約等、PFIにおいて通常想定される担保権の設定については、ご承諾頂けるのでしょうか。	募集要項質問回答No.126をご参照ください。
募集要項 128	23	26	第3	7	(3)	オ			市は、．．．、一定の重要事項について、．．．、直接契約を結ぶことを想定しているとあるが、一定の重要事項を明示していただきたく。	市による事業契約の解除権行使、金融機関による事業介入権の行使に関する手続き等、事業を円滑に継続させるために必要な事項について定めることを予定しています。
募集要項 129	24	10	第4	1	(1)	イ			選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合とは、具体的にどのような財務状況の観点で判断されるのかご教示願いたく。	個別に判断します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 130	24	20	第4	1	(3)				当事者の責でなく事業継続が困難となり、契約が解除された場合、事業者が生じた損害等については、市がご負担して頂けるのでしょうか。	事業契約書（案）第10章をご参照ください。
募集要項 131	24	20	第4	1	(3)				当事者の責めに帰すことのできない事由として、台風、洪水、地震等の自然災害を原因とするものは含まれるのでしょうか。	事業契約書（案）第1条（56）「不可抗力」及び同条（58）「法令等」についてご参照ください。
募集要項 132	26 ～ 31		別紙1						別紙-1の1～5の記載は、全て維持管理運営業務に係る規定であり、設計・建設業務は対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。（設計・建設モニタリングは、事業契約書（案）第59条によるという考え方でよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
募集要項 133	26	3	別紙1	1					業務水準の低下とは具体的には要求水準書14頁表2-1設備一覧・性能要求事項を指すものと考えてよろしいですか。	要求水準書全般を対象としています。
募集要項 134	26		別紙1	1					業務担当企業の変更とありますが、選定事業者の構成企業あるいは協力企業以外の企業に変更することは可能かご教示願いたく。	事業契約書（案）第40条をご参照ください。
募集要項 135	26		別紙1	1					図の中央右側で、サービス購入費の減額処置、【ケース1】中、利用可能性が確保されていないと判断される事象の発生数とありますが、発生日数のことでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
募集要項 136	26		別紙1	1					図の中央右側で、サービス購入費の減額処置、【ケース1】と【ケース2】の間に、若しくはとありますが、ケース1が起こった場合にケース2が適用されることもあるのでしょうか。	ケース1とケース2が同時に適用されることはありません。
募集要項 137	26	6	別紙1	2					選定事業者にて自己監査を行うこととありますが、これはSPC自らとすることでしょうか、それとも構成企業・協力企業でもよろしいのでしょうか。	どちらでも構いません。提案してください。
募集要項 138	27	2	別紙1	2	2	1			本契約とは事業契約のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 139	27	2	別紙1	2	2	1			モニタリング実施計画書の提出期限はいつかご教示願いたく。	維持管理・運營業務開始の60日前までとします。
募集要項 140	27	2	別紙1	2	2	1			セルフモニタリングは、実施計画書による市との協議、承諾とありますが、実施間隔の指定はありますでしょうか。	ご提案ください。
募集要項 141	28	7	別紙1	3	3	4			第2回目の業務改善において改善が認められないと市が判断した場合、業務担当企業を変更することを選定事業者に請求することができるとありますが、他の構成企業や協力企業に変更するという意味でしょうか。	新たな業務担当企業については事業者でご提案ください。（他の構成企業や協力企業に限らない。）なお、変更の手続きは事業契約書（案）第40条をご参照ください。
募集要項 142	28	7	別紙1	3	3	4			業務担当企業の変更とありますが、選定事業者の構成企業あるいは協力企業以外の企業に変更することは可能かご教示願いたく。	募集要項質問回答No. 141をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 143	28		別紙1	4	4	1			ケース1において、利用可能性の確保とは、一部利用可能な場合でも該当するのか、ご教示願いたく。例えば、搬入された生ごみの一部受入れが出来なかった場合は、利用性の確保が出来ていないと判断されるのかご教示願いたく。	募集要項 第2 6(2)に示す処理対象物ア～オのいずれかが全く受入れできなかった場合を想定しています。なお、ご質問の場合については、ケース2に該当します。
募集要項 144	28		別紙1	4	4	1			ケース1において、本施設等の利用可能性が確保されていない場合は、29頁4行にある市が予定するバイオマスの受入れができない状態のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 145	28		別紙1	4	4	1			ケース2において、そもそも業務水準未達成な施設規模でも、ある水準までは利用可能性が確保されていると思われませんが、そのような施設規模の提案はどのように取扱いされるのかご教示願いたく。	市の予定するバイオマスが受け入れられない状況が発生した場合は、業務水準未達成と判断します。
募集要項 146	28	25	別紙1	4	4	2			選定事業者の責によらないと市が認める場合とは、具体的には、生ごみ受入時に分別収集された生ごみの中に、事前に受入しないと規定する発酵不適物が原因で機器の故障等が発生し、本施設等の利用可能性が確保されていない場合は該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 147	29	1	別紙1	4	4	2			減額の対象となる事象（利用可能性が確保されない、要求水準が未達）で終日以上発生した場合の”終日”の定義をご教示いただきたく。例えば、24時間以上経過した場合、或いは、ごみ・汚泥等の受入予定時間ベースなのか。	ごみ・汚泥等の受入予定時間を基準としています。
募集要項 148	29	1	別紙1	4	4	2			「ケース1の状態の延べ発生日数」は、連続して24時間以上受け入れられなかった日のみ積算されますでしょうか。	募集要項質問回答No. 147をご参照ください。
募集要項 149	29	1	別紙1	4	4	2			「ケース1の状態の延べ発生日数」は、バイオマスの受入れができない状態が、連続して24時間以上、48時間未満続いた場合は1日として積算されるという考え方でよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No. 147をご参照ください。
募集要項 150	29	1	別紙1	4	4	2			生ごみを午前中受け入れることができ、その日の正午に受入不可となった場合は、翌日の正午までに受入再開できれば、「ケース1の状態の延べ発生日数」は積算されないという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 151	29	1	別紙1	4	4	2			「市が予定するバイオマスの受入れができない状態」とは、全てのバイオマスについて、受け入れられなかった場合と考えてよろしいでしょうか。あるいは一種類のバイオマスだけでも認定されるのでしょうか。	募集要項質問回答No. 143をご参照ください。
募集要項 152	29	1	別紙1	4	4	2			「市が予定するバイオマスの受入れができない状態」とは、要求水準書別紙4に記載の投入量が受け入れられなかった場合と考えてよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No. 143をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 153	29	1	別紙1	4	4	2			事前に市へ連絡することで、車両搬入されるバイオマスの受入時間（要求水準書別紙10-1に記載）を延長することは可能でしょうか。	原則、延長は不可としますが、機械の故障や、繁忙期などにおいて収集が遅れ、受入時間内での搬入ができないケース（昼休みを含む）等が発生した場合は、協議により受入時間の延長は可能です。
募集要項 154	29	2	別紙1	4	4	2			長期休暇明けの2日間のみ生ごみ受入れが100%達成出来なくても、減額金額の算定対象にならないと了解して宜しいでしょうか。	ケース1に相当する場合はご理解のとおりです。ケース2に相当する場合は、レベル2に当てはまる可能性があります。
募集要項 155	29	4	別紙1	4	4	2			「市が予定するバイオマスの受入れができない状態」とは、要求水準書4頁第1章1.4(4)に記載の汚泥量（約472m3/日）、生ごみ量（約59t/日）を受け入れられなかった場合と考えてよろしいでしょうか。	当該記載は日平均ですので、日によっては提示の汚泥量・生ごみ量以上になる場合もあり、その場合も含めて受入ができない状態をいいます。
募集要項 156	29	4	別紙1	4	4	2			受入ごみ中に生ごみとは明らかに質の異なる（漬物石やボーリングの玉、大型ガスボンベ等設備の破損を引き起こすことが容易に想定される）重量物・危険物が混入されることで、設備が破損し、バイオマスの受入ができなくなった場合においては、必ずしも事業者の責に因らないとしてケース1に該当しないと捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 157	29		別紙1	4	4	3	(1)		(1)レベルの認定表中のレベル2「周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合」とは具体的にどのような場合を示すかご教示ください。	要求水準書 第1章 1.5(5) (6)及び第4章 4.5(4)③を満たしていない場合です。
募集要項 158	29		別紙1	4	4	3	(1)		長期休暇前に適切な管理を怠ったことに起因して、市が予定するバイオマスの受入が出来なかった場合は、レベル2に該当するのをご教示願いたく。	受入ができなかった状況（時間）によりレベル1またはレベル2に相当します。
募集要項 159	29		別紙1	4	4	3	(1)		担当者による解釈の違いを避けるために、「レベル1」1行目に記載の「軽微な影響」の具体例をご教示下さい。	選定事業者との協議により設定します。
募集要項 160	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル1」2行目に記載の「連絡不備」とは何の連絡でしょうか。担当者による解釈の違いを避けるために、具体的事象例をご教示下さい。	事業契約や要求水準で定められた月報等の報告等の遅延や内容不備等です。
募集要項 161	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル1」の該当事象として「市及び関係者への連絡不備」と記載されていますが、連絡不備だけでペナルティとするのではなく、連絡不備を起因とする事象（例えば、市の出納業務に四半期を超えて修正が起きた場合）により認定していただきたく。	原案のとおりとします。
募集要項 162	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル1」の該当事象として「備品、帳簿類等の管理不行き届き」と記載されていますが、管理不行き届きだけでペナルティとするのではなく、管理不行き届きを起因とする事象（例えば、備品、帳簿の不備により市の対外公表データに影響が生じた場合）により認定していただきたく。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 163	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項に記載の「重大な影響」とは、要求水準書別紙12の性能保証項目を満足しない場合と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示す事項が未達となっている場合を想定しています。
募集要項 164	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項の1つ目の理由に記載の「定期点検等の未実施や不具合及び故障等の放置」の認定基準をご教示いただきたく。	維持管理・運営業務仕様書等に示された点検等の未実施や機器の故障等の放置が発生した場合等です。
募集要項 165	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項の2つ目の理由に記載の「不衛生状態」の具体的事象例をご教示いただきたく。	バイオマスが放置されている、清掃が適切になされていない場合など等です。
募集要項 166	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項の2つ目の理由に記載の「不衛生状態の放置」の認定基準をご教示いただきたく。	バイオマスが放置されている、清掃が適切になされていない場合など等の状況が継続することです。
募集要項 167	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項の3つ目の理由に記載の「維持管理・運営業務及び発酵後汚泥の利活用等業務における実施内容や時間等の要求事項」を具体的にご教示いただきたく。	要求水準や維持管理・運営業務仕様書等に記載している内容等です。
募集要項 168	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項の3つ目の理由に記載の「維持管理・運営業務及び発酵後汚泥の利活用等業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行」の認定基準をご教示いただきたく。	要求水準や維持管理・運営業務仕様書等に記載している内容が実施されていない場合です。
募集要項 169	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項の4つ目の理由に記載の「その他、要求水準の不履行」の具体的認定基準をご教示いただきたく。	要求水準や維持管理・運営業務仕様書等に記載している内容等が実施されていない場合です。
募集要項 170	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象1項の5つ目の理由に記載の「一時的」の具体的指標をご教示いただきたく（例：半日以上等）。	レベル1に相当しない場合はすべて当てはまります。
募集要項 171	29		別紙1	4	4	3	(1)		ケース1の状態の延べ発生日数が合計3日間未満であった場合は、レベル2としてカウントされるのでしょうか。	カウントされません。
募集要項 172	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象2項として「長期にわたる市との連絡不通」と記載されていますが、連絡不通だけでペナルティとするのではなく、連絡不通を起因とする事象（例えば、市の出納業務に四半期を超えて修正が起きた場合）により認定していただきたく。	原案のとおりとします。
募集要項 173	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象2項として「長期にわたる市との連絡不通」と記載されていますが、「長期」の具体的指標をご教示いただきたく。	選定事業者との協議により設定します。
募集要項 174	29		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル2」の該当事象3項として記載されている「周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合」とは、要求水準書別紙12の性能保証項目の内、環境関連法令基準値を逸脱している場合と考えてよろしいでしょうか。	募集要項質問回答No. 157をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 175	30		別紙1	4	4	3	(1)		「レベル3」の該当事象2項に記載されている「事故、本施設等の損壊等」の具体的な認定基準をご教示いただきたい。	経年劣化ではない損傷等が発生した場合を想定しています。
募集要項 176	30	12	別紙1	4	4	3	(2)		改善の遅延が選定事業者の責によらないと市が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を「中断」とすると記載されていますが、中断ではなく、加算されないことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 177	30	17	別紙1	4	4	3	(3)		サービス購入費A及びBは、モニタリングによる減額や支払留保の対象とはならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 178	30	17	別紙1	4	4	3	(3)		サービス購入費C及びDについての減額措置に関しては、両者を同時に減額することとなっておりますが、維持管理業務と発酵後汚泥の利活用業務に関しては、どちらか一方のみが未達状態であり残り一方が達成状態であることも想定されるため、個別の減額措置を行うよう変更して頂きたい存じます。	原案のとおりとします。
募集要項 179	30	19	別紙1	4	4	3	(3)		「また、市は、減額後のサービス購入費の支払について、業務水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができる」とありますが、支払い留保については、事業者に対する過剰なペナルティであり事業者の資金繰りに重大な影響を及ぼすものとなりますので、削除をお願いします。	原案のとおりとします。
募集要項 180	31	5	別紙1	5					サービス購入費の返還額の算出方法をご教示いただきたい。	未履行日数相当額を対象とし、返還される日までの日数につき、財務大臣が決定した割合で計算します。
募集要項 181	32	表1	別紙2						サービス購入費A、B、Cの「サービス購入費の支払対象業務等」の中に「SPC利益」が挙げられておりますが、「SPC利益」の見込方については、応募者の判断に任せると理解してよろしいでしょうか。	利益計上の方法は提案に任せます。
募集要項 182	32	表1	別紙2						SPC利益がサービス購入費A、B、Cで出てきますが、これは全事業期間通じて売り上げ計上を行い利益計上する収支計画を求められているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 183	32	表1	別紙2	1					修繕費等は、事業年度により変動しますが、サービス購入量C固定料金を事業年度ごとに異なる料金で提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 184	32	5	別紙2	1					「供用開始準備期間中に行う既存施設の維持管理・運営業務に係る費用については、サービス購入費Cの固定料金として見込むこと」とありますが、平成29年9月30日までに実施する既存施設の維持管理・運営業務に係る費用が、維持管理・運営期間にわたり分割(年4回・全80回)して支払われるということでしょうか。その場合、供用開始準備期間中に維持管理・運営企業の立替した資金負担が大きくなる(資金回収期間が20年と長期化する)ことから、サービス購入費Aの「本施設の供用開始準備に係る費用」に含まれるよう修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
募集要項 185	32		別紙2	1					サービス購入費B1については、対応する事業者の支出が複数回に亘る可能性があります、その場合であっても一括して市より支払われるという理解でよろしいでしょうか。	支出が複数回になる場合はそれに応じて一括で市より支払います。
募集要項 186	32		別紙2	1					許認可の取得及び届出等に係る費用については、各業務又は本事業全体のコストとしてサービス購入費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	特定事業に係るものについては、ご理解のとおりです。
募集要項 187	32		別紙2	1					サービス購入費Cに関しては20年の事業期間に亘って均等額を配分することとなっておりますが、開業初年度は既存施設の試運転コストがかかるなど通常時よりも多額の費用が想定される他、また大・中規模修繕等を予定している年度についても同様です。従って、サービス購入費Cに関しては年度毎に異なる金額となることを認めて頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
募集要項 188	32		別紙2	1					表中、国庫補助相当額とあるのは交付金相当額のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 189	32		別紙2	1					補助制度の見直し等により交付率が変更された場合は、そのつど一括払い金を変更いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	一括払い金は変更しません。
募集要項 190	32	9	別紙2	2	2	1	(1)		サービス購入費A1及び同A2の金額について、実際に市に交付された交付金との間で金額に差異が発生した場合でも、当該各サービス購入費の金額は変更されず、本章に基づいて算出された金額が市から事業者へ支払われる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 191	32	13	別紙2	2	2	1	(1)		「算出に当たって対象となる施設整備費は、税抜とする」とありますが、サービス購入費A1、A2、B1、B2が支払われる際には、消費税及び地方消費税が加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 192	33	表2	別紙2						表2の設備種類にバイオガス利活用設備の名称がありませんが、バイオガス利活用設備はサービス購入費A1ではなくA2になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 193	33		別紙2	1					各施設で共有する場内道路、照明、フェンス等の外構については、交付率をどのように算定するのか、具体的にご教示いただきたく。	造成費の算出方法と同様とお考えください。場内整備は交付率50%です。 なお、門、さく、へいその他これらに類する施設は補助対象外となります。
募集要項 194	33		別紙2	1					土木・建築施設については、複数設備で共有するものが発生しますが、それらの交付率をどのように算定するのか、具体的にご教示いただきたく。	造成費の算出方法と同様とお考えください。
募集要項 195	33		別紙2	1					表中、明示されていない工事監理費の交付率を具体的にご教示いただきたく。	設計費の算出方法と同様とお考えください。
募集要項 196	33	表2	別紙2						MICS事業、効果促進事業、新世代下水道事業、下水道事業については、貴市が申請者となり、万一、交付率が変更されて交付金が受給されなかったとしても、ご提案した交付金相当額が一括払いされると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 197	33	表2	別紙2						A-1 本施設建設費のうち、受変電設備、非常用発電設備、場内配管設備等列記されている設備に含まれないものについてはどのような交付率、算定式を用いるかご教示ください。	サービス購入費A1、B1の算出に関する相談受付においてご相談ください。
募集要項 198	33	表2	別紙2						算出式の欄で事業費と言う語句が出てきますが、事業費の定義をご教示ください。直接工事費のみなのか？諸費用（SPC設立費等）も含むのでしょうか。	工事に関連する諸経費は含みます。SPC設立費等は含みません。
募集要項 199	33	4	別紙2	2	2	1	(1)		表2の「一括支払い金（サービス購入費A1、B1）の算出方法」の交付率が下がることはないという理解で宜しいでしょうか。交付率が下がると割賦払い金が増加し、民間事業者へ資金提供する金額が増加するため、民間事業者との交渉が必要となります。仮に交付率が下がった場合においては貴市からの一時金等でご対応頂きたいと存じます。	ご理解のとおりです。
募集要項 200	33		別紙2	2	2	1	(1)		プロジェクトファイナンスの必要額・利率を確定させるために、表2に基づき算出し市に提示したサービス購入費A1、B1については提案後に変更されないものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項 別紙-3に基づく改定以外での変更は想定しておりません。
募集要項 201	33		別紙2	2	2	1	(1)		本施設建設費のメタン発酵槽、原料貯留槽、汚泥洗浄槽、一次精製、ガスホルダーの想定交付金・率について「汚泥」が新世代下水道・55%との記載ですが、「汚泥」とは公共下水道汚泥、地域下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥を指し、交付金額の算出に当たって「生ごみ」との発酵前固形物量割合を1：1として該当設備の建設費を案分し各々に交付率を乗じると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 202	33		別紙2	2	2	1	(1)		算出式に「事業費×100%」と記載された費目は交付金相当額は無いが市の単費で一括払いされると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 203	33		別紙2	2	2	1	(1)		交付率 55%とありますが、MICS事業制度が変更となった場合でも、市が55%相当を一括でお支払頂けると了解して宜しいでしょうか。(例 MICS制度の廃止、交付率の変更があっても、B 1 の55%はお支払い頂けると了解して宜しいでしょうか)	ご理解のとおりです。
募集要項 204	33		別紙2	2	2	1	(1)		「効果促進事業補助対象事業費」は「補助対象事業費」の20%を限度とすると理解しますが、ここで言う「補助対象事業費」の算出方法をご教示いただきたく。(例えば、撤去費は含まれますでしょうか)	国庫補助対象設備の総事業費となります。従って撤去費は含まれません。
募集要項 205	34		別紙2	2	2	1	(1)		「建設費(撤去費含む)」は、33頁 表一2の本施設建設費と撤去費の合計金額(工事監理費は除く)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 206	35	1	別紙2	2	2	2			「提案単価はバイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額とする」との記載がありますが、選定事業者の収入から差し引き市に還元する金額は提案者が任意で設定すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 207	35	3	別紙2	2	2	2			「提案時には、様式集の参考資料において示すバイオマス量に基づき提案する事」との記載がありますが、様式7-4cに基づき提案単価を算出すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 208	35	3	別紙2	2	2	2			「提案時には、様式集の参考資料において示すバイオマス量に基づき提案すること」との記載がありますが、利活用が可能なバイオガス発生量を算出するために必要な各バイオマスのTS量、VS量の記載がありません。バイオガス発生量算出条件およびバイオマスの質変動に伴う費用改定時の基準指標を統一のため、「要求水準書別紙4に示すバイオマス量およびTS量、VS量に基づき提案すること」との規定に変更いただけませんか。	要求水準書 別紙4は投入バイオマス量の目安として示すものであり、要求水準書 別紙2は汚泥分析値の実績値を示しています。検討にあたってのTS濃度は別紙2の数値を用いて、各事業者が別紙4の汚泥量に乗じてTS量、有機物量およびバイオガス発生量を設定してください。
募集要項 209	35		別紙2	2	2	2			生ごみ処理単価は、受け入れた生ごみ量であり、発酵不適物を含んだ量と考えるとよろしいでしょうか。	発酵不適物は除きます。
募集要項 210	35		別紙2	2	2	2			”生ごみ処理量(t)”単価の中の※の注釈をご教示いただきたく。	修正削除します。
募集要項 211	35		別紙2	2	2	2			公共下水汚泥、地城下水道・し尿浄化槽汚泥、生ごみが混合する設備(原料調整槽、メタン発酵槽、汚泥洗浄槽、汚泥脱水機、汚泥乾燥機、ガス精製設備に関連する設備)の変動料金は選定事業者の任意により各バイオマス毎の処理単価に配分してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 212	35		別紙2	2	2	2			発酵不適物の比重をご教示いただきたく。	発酵不適物の比重データは持ち合わせておりません。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 213	35		別紙2	2	2	2			比重が市からご教示いただいた値から大きく変動した場合に、発酵不適物運搬単価を精算対象とすることは可能でしょうか。	原則、不可とします。
募集要項 214	35	5	別紙2	2	2	3	(1)		発酵後汚泥を有価物として全量市より買取り利活用する場合はサービス購入費Dは0として計上すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 215	35	13	別紙2	2	2	3	(2)		通常は発酵後汚泥の全量を利活用する計画ですが、年次点検や突発トラブル時等の非有価物の発生量を特定できないため、提案においては非有価物の発生量をゼロとして宜しいでしょうか。	支払方法・精算方法を踏まえ、選定事業者でご判断ください。
募集要項 216	35	13	別紙2	2	2	3	(2)		非有価物として処理する場合、資源化センターより安価に処理できるところを提案することは可能でしょうか。	不可とします。
募集要項 217	36	9	別紙2	2	2	3	(2)		貴市の指示により、資源化センター以外への搬入を行う場合は、運搬費についても協議により決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 218	36	14	別紙2	3	3	1	(1)		「サービス購入費A1を一括して支払う」とありますが、消費税及び地方消費税が加算されて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、消費税率は支払時の税率が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、支払時の税法上の取扱いに従います。
募集要項 219	37	2	別紙2	3	3	2	(2)		各年4月、7月、10月及び1月の各当月中に市に対して請求書を送付、市は受理日から30日以内にサービス購入費を支払う為、実際の支払いは各年5月、8月、11月及び2月との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 220	37	15	別紙2	3	3	2	(5)		各請求予定年月に適用する基準金利は、午前10時にテレレート17143頁に発表される東京スワップ・リファレンス・レート(TSR)として表示されている6ヶ月LIBORベース10年もの金利スワップレートを適用とありますが、各年のそれぞれいつ発表されるものを使用するのでしょうか。	本項目に記載の改定時期をご参照ください。
募集要項 221	37	8	別紙2	3	3	2	(3)		「〔元本〕を20年全80回で元利均等返済する額」とありますが、第1回のサービス購入費A2につきましては、他の79回と「同一金額」ではなく、引渡し翌月の平成29年10月から、実際にサービス購入費A2が支払われる平成30年2月までの5ヶ月間の利息を加えて算定することを認めていただけないでしょうか。 ※金融機関から平成29年10月に借入した場合、借入利息は当該借入日から計算が開始されるため、サービス購入費A2の利息計算も平成29年10月に開始されない場合、市と金融機関との間で利息計算期間のズレが生じ、現状では第1回目に支払われるサービス購入費A2の金額で、金融機関に元利返済金を賄うことができなくなる（当該年度のDSCRが1.0未満となり、基礎審査の確認内容であるDSCR $\geq$ 1.0を充足できなくなる）という問題が発生します。	可能とします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 222	37		別紙2	3	3	2	(5)		平成29年9月30日は休日となりますが、この場合、平成29年9月30日自体も前営業日（平成29年9月29日）となり、当該前営業日から2営業日前となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 223	37	9	別紙2	3	3	2	(5)		基準金利見直し時には、元利均等となるように当初の割賦元本支払スケジュールについても見直しとなるということでしょうか。募集要項上、不明確なため明記ください。	見直し後も元利均等返済となるよう、元利金の返済スケジュールの見直しは実施します。
募集要項 224	37	20	別紙2	3	3	2	(5)		平成29年9月30日の2「営業日前」とありますが、営業日の規定が曖昧であるため、基準金利の決定は2「銀行営業日前」として頂けますでしょうか。	（金融機関の営業日でない場合はその前営業日）と記載しており、原案のとおりとします。
募集要項 225	37	25	別紙2	3	3	3	(1)		「サービス購入費B1を一括して支払う」とありますが、消費税及び地方消費税が加算されて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、消費税率は支払時の税率が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 226	38	12	別紙2	3	3	4	(5)		「※請求予定年月期間」に対応する年数の金利スワップレートが存在しない場合（当該期間が、TSRにない年数の場合や1年単位とならず端数がある場合等）には、「適用する基準金利」はどのように決定されるのでしょうか。	募集要項質問回答No. 116をご参照ください。
募集要項 227	38	12	別紙2	3	3	4	(5)		(5)の上段の表の「請求予定年月」は「平成〇年〇月～平成〇年〇月」とされていますが、これは「事業者提案による引渡日からもっとも近い支払年月～平成49年10月」という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 228	38	12	別紙2	3	3	4	(5)		(5)の上段の表の「請求予定年月：平成〇年〇月～平成〇年〇月」と、(5)の下段の表の「請求予定年月：平成〇年〇月～平成〇年〇月」とは、同じ年月となる、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 229	38	21	別紙2	3	3	4	(5)		各請求予定年月に適用する基準金利は、午前10時にテレレート17143頁に発表される東京スワップ・リファレンス・レート(TSR)として表示されている6ヶ月LIBORベース10年もの金利スワップレートを適用とありますが、各年のそれぞれいつ発表されるものを使用するのでしょうか。	事業者提案による引渡日の2営業日前となります。
募集要項 230	38	27	別紙2	3	3	4	(5)		適用する基準金利は、「※請求予定年月期間に対応するLIBORベース金利スワップレートとする」とありますが、「請求予定年月期間」は最長「10年」との理解でよろしいでしょうか。（「請求予定年月期間」が10年超となる場合、「10年物」のレートが適用され、10年後に見直しされるとの理解でよろしいでしょうか。）	募集要項質問回答No. 115をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 231	38	27	別紙2	3	3	4	(5)		「基準金利は、以下の改定時期に従って事業期間中に1回改定する」とありますが、「請求予定年月期間」が10年超となる場合、当初10年間は「10年物」の金利スワップレートが適用され、10年後に見直しされる（事業期間中に2回改定とし、2回目は残存期間に対応する金利スワップレートが適用される）ように修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
募集要項 232	39	3	別紙2	3	3	5	(1)		サービス購入費Cのうち固定料金は事業年度毎に発生する金額が異なりますので、提案時の事業年度毎の提示金額で支払いを受けると考えてよろしいでしょうか。	サービス購入費Cの固定料金は一定額としてください。
募集要項 233	40	2	別紙3						協議により決定することが可能なのは「用いる指標」のみが対象なのでしょうか。	原則そのとおりと考えておりますが、当該資料は考え方（案）であるため、協議も可能です。
募集要項 234	40	2	別紙3						協議により決定することが可能なのは「考え方」も含まれるでしょうか（例えば、国土交通省の対応に準拠すること等）。	募集要項質問回答No. 233をご参照ください。
募集要項 235	40	6	別紙3	1	①				（・・・工事監理業務費を除く。）とありますが、物価変動による見直しから、工事監理業務費を除く理由をご教示願います。工事監理業務についても、人件費上昇等による物価変動は考えられると思慮いたしますが、いかがでしょうか。	市の業務委託約款に準じております。
募集要項 236	40	8	別紙3	1	①				「日本銀行調査統計局の（消費税を除く国内企業物価指数/業務用機器）」を使うことになっていますが、最新版の当該データ2013.04と2012.5では各99.1と100.4となっています。一方都市別建設資材価格指数（建築・土木総合）の名古屋では同106.4と105.0と逆転しており、建設資材価格指数のほうが我々の感覚と合います。是非建設資材価格指数を使っていただきたいと思います。	募集要項質問回答No. 233をご参照ください。
募集要項 237	40	9	別紙3	1	①				物価変動率の改定方法について「日本銀行調査統計局の（消費税を除く国内企業物価指数/業務用機器）」を指標とされていますが、昨今の建設資材・労務費の高騰が反映されない指標と考えます。適切な指標等（例えば、国土交通省発行の「公共工事標準請負契約約款」第25条（スライド条項）等）に協議の上変更可能でしょうか。	募集要項質問回答No. 233をご参照ください。
募集要項 238	40	9	別紙3	1	①				物価変動率の改定方法について「日本銀行調査統計局の（消費税を除く国内企業物価指数/業務用機器）」を指標とした理由をご教示いただきたく。	一般的な指標として採用しています。
募集要項 239	40	9	別紙3	1	①				サービス購入費A・Bの改定には「業務用機器」の国内企業物価指数が採用されるとありますが、「業務用機器」の指数とされる理由をご教示願います。採用される指数について、協議させていただけないでしょうか。	募集要項質問回答No. 233及びNo. 238をご参照ください。
募集要項 240	40	9	別紙3	1	①				工事着手時期と工事着工日とは同一の意味でしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 241	40	12	別紙3	1	②				建設期間中のサービス対価の改定手続きは着手時のみです。昨今の建設物価の上昇率は驚異的であり、1年先の見積もりも困難な状況です。そのため具体的な手続きとしてもう一回明記してもらえないでしょうか。	サービス購入費A、Bの残工事費相当額の改定については、工事着手後に請求可能とし、工事着手後の改定から12月後にも請求可能とするよう、募集要項 別紙-3を修正します。
募集要項 242	40	12	別紙3	1	②				何をもって着手、着工と判断されるのでしょうか。	事業者の提案によります。
募集要項 243	40	13	別紙3	1	②				物価変動率の計算式では、工事着工日の属する日を基準としていますが、着工日以降も物価スライドの請求は可能でしょうか。またその場合は、請求日の属する日が適用されるのでしょうか。	募集要項質問回答No. 241をご参照ください。
募集要項 244	40	19	別紙3	1	③				サービス購入費の見直しは5か月以内に協議完了ではなく、5か月以内に協議を開始することでのよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 245	40	19	別紙3	1	③				請求の回数の規定はございますか。	募集要項質問回答No. 241をご参照ください。
募集要項 246	40	19	別紙3	1	③				工事着工日の5か月以降にも物価高騰の懸念があります。これ以降の請求は一切認められないのでしょうか。	募集要項 別紙-3 1⑤⑥及び募集要項質問回答No. 241をご参照ください。
募集要項 247	40	21	別紙3	1	④				「改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、市と選定事業者で協議を行う」と記載されていますが、整合しない場合とは具体的にどの程度の乖離を考えられているのでしょうか。	客観的にみて、整合しない場合であり、個別に判断します。
募集要項 248	40	25	別紙3	1	⑤				「著しい変動を生じ・・・」の変動幅の具体的なご提示をお願いします。	個別の協議により判断します。
募集要項 249	40	29	別紙3	1	⑥				「急激なインフレーションまたはデフレーション」とは具体的な指標はなんのでしょうか。	指標については協議により決定します。
募集要項 250	40	29	別紙3	1	⑥				現在のように材料、]労務単価が急激に上昇していますがこれを「急激なインフレーション」にあたりとお考えでしょうか。	具体的な上昇額が算定できないため判断できません。
募集要項 251	40	30	別紙3	1	⑥				「急激なインフレーション又はデフレーション・・・」の変動幅の具体的なご提示をお願いします。	個別の協議により判断します。
募集要項 252	42	表1	別紙3		ア				サービス購入費Cを算出するに当たり、電気・ガス・水道会社との基本料金の積算基準となる年月日は、平成26年4月1日時点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 253	42		別紙3	2	①				電気・ガス・水道以外の燃料を使用する場合でも、全て企業向けサービス価格指数/下水道(日本銀行調査統計局)に準じるのでしょうか。	募集要項質問回答No. 233をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 254	42		別紙3	2	①				修繕費については、32頁のサービス購入費Cの(2)に含まれるのでしょうか。また、サービス価格指数を改訂の指標とするよりは、建設工事等業務費の物価変動と同様に規定することが望ましいと思われま。	修繕費はサービス購入費Cとなります。指標については協議により変更可能です。
募集要項 255	42	表1	別紙3	2					バイオガスの利活用としてFITによる売電を提案する場合、入札時点では2014年度価格での提案となります。しかし12月契約後からでは2014年度単価での電力会社との契約はほぼ不可能です。また2015年度以降の単価は当該法令が変更されなくとも下がる可能性が高いです。FITの売電単価の変動については、法令変更に関係なくサービス購入費の改定をしていただくよう要望します。	募集要項 別紙-3 表-1 ウ バイオガス利活用による収入【選定事業者の直接収入】について、使用する指標（確報）欄を以下の内容に修正します。 なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）に基づく活用を提案する場合、「関連」法令が変更され、調達価格「又は調達期間」が変更となった場合は、それに応じてバイオガス利活用による収入についても見直しを行う。
募集要項 256	42		別紙3	2	①				サービス購入費Cの「ウ バイオガス利活用による収入」のなお書きについて、「当該法令が変更され、調達価格が変更となった場合」と定められておりますが、再生可能エネルギー特別措置法3条8項に基づき経済産業大臣により調達価格が変更された場合、その他関係法令等の変更に伴い調達価格が変更された場合も含まれる文言にご修正下さい。また、調達期間の変更（短縮）の場合にも同様の見直しをお願い致します。文言としては、例えば、「同法その他の法令等が変更・改廃され又は同法3条8項に基づき調達価格又は調達期間が変更となった場合」などが考えられると思います。	募集要項回答No. 255をご参照ください。
募集要項 257	42		別紙3	2	①				サービス購入費Cの「ウ バイオガス利活用による収入」のなお書きについて、調達価格が変更となった場合に、それに応じてバイオガス利活用による収入についても見直しを行うとされていますが、調達価格の変更に応じて、サービス購入費Cにおける提案単価（バイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額）（募集要項別紙2、2-2）について見直されるとのご想定でしょうか。「見直し」の具体的な内容についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。
募集要項 258	42		別紙3	2	①				人件費改訂に使用する指標については、下水道施設維持管理積算要領において人件費算出の基準額として採用されているとの理由から、国土交通省公表「公表公共工事設計労務単価」電工の労務単価（愛知県）を適用していただけないでしょうか。	募集要項質問回答No. 233をご参照ください。
募集要項 259	42		別紙3	2	①				サービス購入費Cの中で、薬品類については、財務省貿易統計 原油・粗油、及び石油製品CIFのうち、ナフサ 石化用 価格を指標として改訂するというルールを定めることは可能でしょうか。	募集要項質問回答No. 233をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 260	42		別紙3	2	①				水道、電気、ガス以外の燃料を使用する場合であって、「消費税を除く企業向けサービス価格指数/下水道」（日本銀行調査統計局）に該当する項目がない場合、「日銀企業物価指数」（日本銀行調査統計局）など他の最適と思われる指標を適用することによろしいでしょうか。	募集要項質問回答No. 233をご参照ください。
募集要項 261	42		別紙3	2	①				実施方針の質問回答No. 125について、燃料費、光熱水費、薬剤費、消耗品費等のうち、バイオマス処理量が変化しても変動しない費用（例えば、メタン発酵槽の攪拌機のように処理量が変わっても常に同じ動力で運転しているもの）については、固定料金として考えてもよいとの回答がされていますが、募集要項42頁表-1では基本料金契約金額とされています。実施方針質問回答No. 125に則した内容に表-1を修正頂きたい。	固定料金及び変動料金の考え方については、募集要項 別紙-2の表-1をご参照ください。
募集要項 262	42		別紙3	2	①				サービス購入費Cの中で、バイオマス受入量に応じて変動しない事を理由に固定料金に計上した光熱水費従量料金についても電気・ガス・水道会社との契約単価にて改定いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 263	42		別紙3	2	①				再生可能エネルギー特別措置法が変更され、調達価格が変更となった場合は、それに伴いバイオガス利活用による収入についても見直しを行うとあるが、調達価格変更前の価格を基準に市へ還元した金額も同様に見直せると理解してよろしいでしょうか。	支払い済みのサービス購入費について遡って見直すことは行いません。
募集要項 264	42	7	別紙3	2	②				②で規定されている、最新の指標の数値の報告に関し、期限等の設定があればご教示下さい。	期限は設定しませんが、速やかにご提出ください。
募集要項 265	42	8	別紙3	2	③				修繕費等はごみ受入量に対しては変動しないので固定料金に含まれると考えますが、各年度の実施内容が異なるため、年度により発生金額が変動します。固定料金、変動料金のどちらについても、1.5%以上の変動があった場合はサービス購入費の支払金額の変更を請求できると考えてよろしいでしょうか。	修繕費は毎年度一定額としてご提案ください。後段はご理解のとおりです。
募集要項 266	42	8	別紙3	2	③				電気・ガス・水道会社との基本料金契約金額についても1.5%以上の変動があった場合はサービス購入費の支払金額の変更を請求できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項 267	43	20	別紙3	2	⑥				バイオマス量の著しい変動が発生した場合に伴うサービス購入費の改定については、「次年度」におけるサービス購入費の見直しについてのみ記載されていますが、生ごみの受入量が市が募集要項等で提示した生ごみ量（年間）から著しく異なった場合の当該年度におけるサービス購入費Cの見直しは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 268	43	20	別紙3	2	⑥				処理対象となる汚泥、生ごみ性状の変動について、別紙2に示された値を「大幅に逸脱」した場合はサービス対価により精算されますが、「大幅に逸脱」の基準はどのようになりますか。	具体的な数値の提示は行いません。
募集要項 269	43	20	別紙3	2	⑥				バイオマス量の著しい変動が発生した場合に伴うサービス購入費の改定について、バイオマス量の基準資料（要求水準書別紙4等）と市及び選定事業者が改定協議を要求できる変動幅を具体的にご提示いただきたく。	具体的な数値の提示は行いません。
募集要項 270	43	20	別紙3	2	⑥				市が募集要項等で提示している生ごみ量（年間）から著しく異なる見込みとなった場合は、次年度のサービス購入費Cの見直しを求めることができますとありますが、生ごみ量の変動により収入が減った当該年度の損失を含め、次年度のサービス購入費Cを見直せるものと理解してよろしいでしょうか。	当該年度の損失については、サービス購入費Cの見直しの対象とはしません。損失については、事業契約書（案）第53条に従います。
募集要項 271	43	20	別紙3	2	⑥				生ごみ量（年間）の著しい変動とは、具体的には年間計画受入量の何％以下を想定しているのでしょうか。	具体的な数値の提示は行いません。
募集要項 272	43	20	別紙3	2	⑥				維持管理・運営初年度の平成29年10月1日～平成30年3月31日において、受入バイオマス量が著しく異なる場合、当該年度のサービス購入費Cの見直しは実施されないのでしょうか。	実施します。
募集要項 273	43	21	別紙3	2	⑥				著しく異なる見込みとなった場合とは、具体的にどの程度の変動かご教示ください。	具体的な数値の提示は行いません。
募集要項 274	43	28	別紙3	2	⑦				処理対象となる汚泥、生ごみ投入量の変動について、要求水準書別紙4に示された値を下回る場合はサービス対価により精算されますが、具体的な水準はどのようになりますか。	具体的な数値の提示は行いません。
募集要項 275	43	28	別紙3	2	⑦				バイオマスの質の著しい変動が発生した場合に伴うサービス購入費の改定について、バイオマスの質に関する基準資料（要求水準書 別紙4等）と市及び選定事業者が改定協議を要求できる変動幅を具体的にご提示いただきたく。（VS含有率が要求水準書別紙4から±10％変動した等）	具体的な数値の提示は行いません。
募集要項 276	43	28	別紙3	2	⑦				「当該費用等の発生がバイオマスの質がサービス購入費Cの算定時に前提とした水準から大幅に逸脱したことに起因する事を事業者が立証した場合、市が当該費用等を負担」との記載が事業契約書（案）第53条2項（4）にありますが、「算定時に前提とした水準」とは様式6-4で提示するバイオガス発生量の算定根拠としてよろしいでしょうか。	要求水準書 別紙2に示した性状を算定の基準としてください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
募集要項 277	45	1	別紙4						万一、事業者の過失等（故意は除く）により、本施設の建物・設備に損害を与えた場合に、まず貴市が加入する共済等火災保険の保険金を損害に充当し、当該保険金等で不足する損害等につき事業者に損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	募集要項回答No. 108の回答をご参照ください。
募集要項 278	45	6	別紙4						市が加入を予定している建設総合損害共済について、屋外に設置する本施設等に偶然の損害が発生した場合も建物総合損害共済金の支払い対象となりますでしょうか。	支払い対象となります。
募集要項 279									平成26年1月実施方針（変更版）では市と事業者のリスク分担表が付されていましたが、本募集要項における変更点がございましたらご教示いただきたく。	事業契約書（案）をご参照ください。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 要求水準書に関する質問回答（第1回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 1	2	9	第1章	1	3	(1)	(エ)		「不可抗力」には、行政指導による提案図面の変更も入り、その場合変更契約の対象になると考えて宜しいでしょうか。	不可抗力とは、当該項目に記載しているものを指しており、ご指摘の「行政指導による提案図面の変更」については含みません。
要求水準書 2	3	2	第1章	1	3	(2)	(ク)		本施設等から発生する衛生排水等の汚水、未利用地利活用業務に由来し発生する排水は、量が少ないため、し尿・浄化槽汚泥受入設備で受け入れ、本施設で外発酵処理を行うことでもよろしいでしょうか。	要求水準書 第5章 5.3(5)③に示すとおりとします。
要求水準書 3	3	2	第1章	1	3	(2)	(ク)		本施設等から発生する排水以外は、返流水ではなく下水として扱うとありますが、下水の負荷量に上限は設けないものと理解してよろしいでしょうか。	本施設等から発生する衛生排水等の汚水は負荷量に上限は設けません。なお、未利用地利活用業務に由来し発生する汚水は下水道区域外からの流入許可申請書によるものとし、負荷量については協議により上限値を定めるものとします。
要求水準書 4	3	3	第1章	1	3	(2)	(ク)		衛生排水等の汚水、未利用地利活用業務に由来し発生する排水は下水として扱う、とのことですが、この下水の接続先（排出先）をご教示願います（別紙17の合流幹線とは、どの管が該当するのでしょうか）。	要求水準書 別紙17-2の返流水接続箇所(参考)を想定しています。
要求水準書 5	4	8	第1章	1	4	(3)			各処理対象物の搬入日及び時間帯をご教示ください。	要求水準書 別紙10-1に示すとおりとします。
要求水準書 6	4	12	第1章	1	4	(3)	(エ)		想定されている家庭系一般廃棄物（生ごみ）の回収袋の種類・サイズ等をご提示願います。	回収袋は透明・半透明を想定しており、サイズ等は検討中です。
要求水準書 7	4	17	第1章	1	4	(4)			日平均規模の記載はありますが、週単位及び日単位での搬入ピークデータをご提示願います。	汚泥については、特に目立ったピークはありません。生ごみの収集方法は現在検討中であり、もやすごみの搬入データとして、質問回答別添資料1を提示します。
要求水準書 8	4	19	第1章	1	4	(4)			生ごみ：約59t/日とは、発酵不適物を含んだ量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 9	4	19	第1章	1	4	(4)			生ごみに含まれる発酵不適物の量又は割合をご提示願います。	生ごみに含まれる発酵不適物量の割合は約10%と想定しています。
要求水準書 10	5	32	第1章	1	4	(6)	③	(エ)	警備業務とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。また、業務遂行に当たり必要な許可申請等がございましたらご教示下さい。	施設保安業務を想定しています。許認可申請等の必要性については事業者側でご判断ください。具体的には部外者の立ち入りを制限することを想定しています。
要求水準書 11	5	35	第1章	1	4	(6)	③	(エ)	本事業におけるパンフレット等の作成部数についてご教示下さい。	市との協議により決定しますが、パンフレットの部数は当初は1万部作成し、随時増刷することを想定しています。
要求水準書 12	6	2	第1章	1	4	(6)	③	(エ)	貴市で想定されている維持管理の調査・研究の具体的内容についてご教示下さい。	ここでいうデータとは、対外発表資料や論文等の作成に必要なものを想定しています。
要求水準書 13	6	22	第1章	1	4	(7)	(エ)		し渣コンテナの点検・保守・修繕は、選定事業者の業務範囲以外と考えてよろしいでしょうか。	点検・保守・修繕は選定事業者の業務範囲とします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 14	6	25	第1章	1	4	(7)	(カ)	i	再生水は、初沈汚泥と同様、重力濃縮設備前管廊にて取合 でよろしいでしょうか。(別添18)	要求水準書 別紙18のとおり取合は汚泥貯留棟とします。
要求水準書 15	6	27	第1章	1	4	(7)	(カ)		再生水の提供に関して、i.の水量を超えた処理水の利用を 希望する場合、砂ろ過および砂ろ過水貯留設備が既設に存 在して、搬送するポンプ以降の建設を選定事業者で負担す ると考えて宜しいでしょうか。	i.の水量を超えた処理水の利用を希望する場合、既設砂ろ 過及び砂ろ過水貯留設備の利用は不可とします。必要に応 じて、選定事業者にて用水設備を設置してください。
要求水準書 16	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	既存設備を使用しない場合、撤去する範囲は、汚泥処理 (濃縮・脱水)設備、汚泥乾燥設備とも、機械・電気設備 の撤去は必須、建屋の撤去は必要に応じて実施という理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 17	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	既存設備を使用しない場合でも、汚泥処理(濃縮・脱水) 設備、汚泥乾燥設備の機械・電気設備撤去後の汚泥処理棟 及び乾燥機棟の維持管理・修繕は選定事業者の業務との理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 18	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	既設汚泥乾燥機を使用しない場合、撤去するまでは、現状 設置のままとして、電源供給も行わなくてもよろしいで しょうか。	ご理解のとおりですが、保全上必要な措置は講じてくださ い。
要求水準書 19	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	本施設等の試運転では、性能確認をもって定格運転が可能 となりますので、引き渡しまでは、既存設備の運転を市に て継続していただきたく。	原案のとおりとします。
要求水準書 20	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	汚泥乾燥機(既存施設)の修繕・大規模修繕について、使 用しない場合は不要(1号機はH28年度まで、2号機はH33年 度まで)となっていますが、1号機についてはH28年度後、 2号機についてはH33年度後でも、使用しない場合は修繕・ 大規模修繕は不要ではないでしょうか。	要求水準書 第4章 4.6をご確認ください。使用しない場合 は速やかに撤去してください。撤去しない場合は安全管理 のため維持管理等を行ってください。
要求水準書 21	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	「維持管理対象施設のうち、更新対象外の施設」につい て、維持管理・修繕は選定事業者の役割とされ、大規模修 繕は市の長寿命化計画に基づき市が実施するとあります。 別紙13にあげられている施設のうち、大規模修繕の対象 施設を具体的にご教示いただきたく。	要求水準書 別紙13 中島処理場既設汚泥処理施設概要(参 考資料) 2. 主要設備 に記載の設備機器(ただし、建築 設備(各棟共)、重力濃縮槽は除く)及び、濃縮汚泥貯留 槽・混合貯留槽・重力濃縮槽・貯留槽(重力濃縮棟)の内部 防食等が市の長寿命化計画の策定対象ですが、市が実施す る大規模修繕及び更新を確約するものではありません。
要求水準書 22	7		第1章	1	4	(8)	表1	1	電気設備の更新については、長寿化計画策定後の大規模修 繕にあたるかと考えてよろしいでしょうか。	既存施設の電気設備については、市の長寿命化計画の策定 対象ですが、市が実施する大規模修繕及び更新を確約す るものではありません。
要求水準書 23	8	12	第1章	1	5	(1)	(オ)		本事業に関連して周辺道路の拡幅、交差点改良、信号機設 置等が行われる計画があれば具体的にご教示いただきたく。	搬入路については、一般廃棄物処理施設に係る都市計画決 定等法定必要幅員は確保することを予定していますが、そ の他の事柄については現段階では未定です。
要求水準書 24	8	12	第1章	1	5	(1)	(オ)		本事業の設計・建設期間内に周辺道路の方向指定、通行時 間指定が行われる計画があれば具体的にご教示いただきたく。	現段階では、未定です。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 25	8	15	第1章	1	5	(2)			別紙1-1の既存施設用地内に地下埋設物がある場合、その平面ルート、埋設深さ、管径などをご教示いただきたく。	募集要項 第3 5(1)キ 既存施設の稼働率等のデータ提供方法についてに基づき請求して頂き個別対応とします。
要求水準書 26	9	1	第1章	1	5	(3)			一般廃棄物処理施設の設置許可は、選定事業者が取得することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 27	9	2	第1章	1	5	(3)			許認可申請一覧を事前に市に提出することとありますが、提出の期限はいつでしょうか。	平成26年11月に予定している仮契約締結時までとします。
要求水準書 28	9	4	第1章	1	5	(4)			「選定事業者は、本事業に関し市が実施する法手続き等に必要の図面、計算書等の資料を提供すること」とありますが、提供すべき図面や計算書等とその対象範囲を具体的に教示いただきたく。	バイオマス資源利活用施設を、下水道基本計画（全体計画）および下水道法事業計画に位置付けるために必要な、施設・主要機器の能力・仕様、施設フロー・系統等の施設計画、施設の配置計画等を示す図面、計算書、および概算事業費の計算書等を想定しています。
要求水準書 29	9	4	第1章	1	5	(4)			「選定事業者は、本事業に関し市が実施する法手続き等に必要の図面、計算書等の資料を提供すること」とありますが、資料を提供すべき時期を具体的に教示いただきたく。	バイオマス資源利活用施設の建設工事着手前に下水道法事業計画を変更する（バイオマス資源利活用施設を下水道事業計画に位置付ける）必要があり、協議に期間を要することが想定されるため、本事業契約締結後できるだけ速やかに提供いただきたく。
要求水準書 30	9	5	第1章	1	5	(4)			市の指示により申請書類等の作成補助を行うこととありますが、作成補助に要する費用は、市にご負担いただけるのでしょうか。	事業者の負担とします。
要求水準書 31	9	7	第1章	1	5	(4)			市が実施する法手続き等に必要の図面、計算等の資料を提供することとありますが、資料作成に要する費用は、市にご負担いただけるのでしょうか。	事業者の負担とします。
要求水準書 32	9	17	第1章	1	5	(6)	(イ)		地域住民の生活環境への配慮に関して、具体的な施設配置上の制約はありますか。	騒音、振動、悪臭の規制基準に適合するように配置してください。
要求水準書 33	9	21	第1章	1	5	(6)	(エ)		本事業に関連して周辺道路の拡幅、交差点改良、信号機設置等が行われる計画があれば具体的に教示いただきたく。	要求水準書質問回答No. 23をご参照ください。
要求水準書 34	9	21	第1章	1	5	(6)	(エ)		本事業の設計・建設期間内に周辺道路の方向指定、通行時間指定が行われる計画があれば具体的に教示いただきたく。	要求水準書質問回答No. 24をご参照ください。
要求水準書 35	9	21	第1章	1	5	(6)	(エ)		中島処理場入場門（既設）の日毎・時間帯毎の交通量をご教示いただきたく。	詳細な交通量の把握はしていませんが、日平均20台程度です。（ただし、職員、来客者、見学者、物品納入、工事関係車両等は除く。）
要求水準書 36	9	26	第1章	1	5	(7)			環境影響調査を実施することについては、本施設が建設される環境影響を建設前の現状把握は市殿が実施した結果をベースにシミュレーションすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 37	9	28	第1章	1	5	(7)			生活環境影響調査の開示日をご教示いただきたく。	平成26年7月31日を予定しています。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 38	9	30	第1章	1	5	(7)			平成25年度以前に生活環境影響調査は実施されていますでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査は実施していません。
要求水準書 39	9	30	第1章	1	5	(7)			1/10の質問回答 要-No. 18にて、「都市計画決定は平成26年11月を予定」(＝契約前になると思われる)とあります。特定施設に関しては市で完了するので、付帯事業等で必要があれば事業者で実施するという理解でよろしいでしょうか。	付帯事業に関する都市計画決定手続きは想定していません。
要求水準書 40	10	2	第1章	1	5	(8)			関係法令等は最新版を使用することとありますが、募集要項公表時での最新版と了解してよろしいでしょうか。	提案時の最新版を使用してください。
要求水準書 41	11	5	第1章	1	5	(8)	②		今回の施設の構造計算等における基準として建屋(水槽付き)は、複合施設としての土木+建築として設計を行うという事で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 42	11	5	第1章	1	5	(8)	②		単独水槽・外部機械基礎に関しても、土木設計で行うという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 43	11	7	第1章	1	5	(8)	②	(イ)耐震対策指針と解説-2006年度版-	レベル2地震動は、タイプIIのみでしょうか。それとも、道路橋示方書・同解説H24.3より、タイプI及びタイプII両方でしょうか。	当該の基準等を参照し、各事業者でご判断をお願いします。 なお、日本下水道協会「下水道施設の耐震対策指針と解説」については平成26年5月に「2014年版」が発行されていますので、併せてご参照ください。
要求水準書 44	13	12	第2章	2	1	(3)			設備の撤去、更新、設置を行うとありますが、発酵後汚泥の利活用設備は現状保有されていないと了解、どの設備の撤去、更新なのか、具体的にご教示いただきたく。	既設汚泥利活用設備としては、汚泥乾燥設備等がありますが、提案により撤去、更新等が必要となります。
要求水準書 45	13	19	第2章	2	3				本施設の設備規模を設定する条件としては、別紙4のTS量を基準に設定すると考えてよろしいでしょうか。別紙4で計算されるTS濃度が別紙2と異なります。 例：別紙4) 重力濃縮汚泥含水率：97%＝TS濃度：3% 別紙2) 重力濃縮汚泥TS濃度：3.47% この濃度の違いによりTS量に変化することになります。	要求水準書 別紙4は投入バイオマス量の目安として示すものであり、要求水準書 別紙2は汚泥分析値の実績値を示しています。検討にあたってのTS濃度は別紙2の数値を用いて、各事業者が別紙4の汚泥量に乗じてTS量、有機物量およびバイオガス発生量を設定してください。
要求水準書 46	13	29	第2章	2	4	(2)			バイオマス受入において、公共下水道汚泥以外のバイオマス搬入の集中する曜日、時間帯、搬入車両の種類、台数を、バイオマス毎にご教示いただきたく。	地域下水道汚泥の搬入計画は、要求水準書 別紙10-1に示す通りで搬入車両の集中は想定していません。 し尿・浄化槽汚泥の搬入車両の実績台数データは、同じく要求水準書 別紙10-1に提示しています。 生ごみの収集方法は現在検討中であり、もやすごみの搬入データとして、質問回答別添資料1を提示します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 47	14	14	第2章	表2-1	送泥計 量設備				公共下水道汚泥は管路により処理場へ流入するために、余剰汚泥貯留設備からの流量および重力濃縮引抜き汚泥を流量計等で測定することで宜しいでしょうか。また、他の処理場からの運ばれる汚泥（吸引車による濃縮汚泥や脱水ケーキ）は、搬入計量設備による計量で宜しいでしょうか。	管路輸送による生汚泥（場内、場外共）は重力濃縮槽より混合貯留槽への引抜き量を、余剰汚泥（場内、場外共）は機械濃縮より原料貯留槽への流入量を流量計等で測定することを想定しています。また、その他の汚泥は搬入計量設備による計量、換算を想定しています。詳細は、提案により市と協議し決定します。
要求水準書 48	14		第2章	表2-1					実施方針の質問回答5において、し尿・浄化槽汚泥の日最大搬入量が276m <sup>3</sup> /日であるとの参考データが示されていますが、この規模に合わせて設備を設けなければならないのでしょうか。	要求水準書 第2章 表2-1に示すとおりです。
要求水準書 49	14		第2章	表2-1					実施方針の質問回答9,10において、家庭系一般廃棄物（生ごみ）、事業系一般廃棄物（生ごみ）の日最大搬入量が、年始最初の受入日でそれぞれ約150t/日、約33t/日との想定量が回答されていますが、家庭系・事業系が同日に受入がある前提（約150t/日+約33t/日=約183t/日）として受入設備能力を設定しなければならないのでしょうか。	要求水準書 第2章 表2-1に示すとおりです。
要求水準書 50	15	30	第2章	表2-1	ガスホ ルダ				関係法令・基準に合致した容量・構造とするとありますが、「下水道施設設計指針と解説」に従い、容量は発生ガス量の12時間分と考えて宜しいでしょうか。	12時間以上とします。
要求水準書 51	15	42	第2章	表2-1	排水設 備				既設重力濃縮槽の越流水は、現況どおりの方法（ルート）で排水したいと考えております。現況の排水管の詳細図をご提示願います。	募集要項 第3 5(1)キ 既存施設の稼働率等のデータ提供方法についてに基づき請求して頂き個別対応とします。
要求水準書 52	15	42	第2章	表2-1	排水設 備				排水水質の常時監視は2箇所（重力濃縮槽の越流水とその他の排水）で行って宜しいでしょうか。また常時監視項目は表2-2の項目全てと考えて宜しいでしょうか。	2箇所での計測は可能ですが、負荷量を把握するため流量計等も2箇所の設置が必要です。常時監視項目は表2-2の項目全てとし、負荷量は2箇所の合算となります。
要求水準書 53	15		第2章	表2-1					「非常用発電設備の対象施設は維持管理の範囲内の自家用電気工作物」とありすべての電気品が対象と取れます。「20時間バイオマス（し尿・浄化槽汚泥、生ごみ）が支障なく受け入れることができること」を条件に自家発電対象設備を限定してもよろしいでしょうか。	要求水準書 第2章 表2-1に示すとおりバイオマスの受入れと対象事業施設の運転です。
要求水準書 54	15		第2章	表2-1	排水設 備				常時測定を行う項目は、pH、SS、COD、TN、TPの5項目ということでよろしいでしょうか？	水量および5項目の常時測定が必要です。また、SS、COD、T-N、T-Pについては日負荷量の把握が必要です。
要求水準書 55	16	19	第2章	表2-1	施設管 理情報				画面にて、システムフロー、データトレンドの確認、帳票の作成及びプリンターでの打ち出し機能が要求されています。これは、バイオマス資源活用施設の監視室での要求事項でしょうか。また中島処理場管理棟監視室でも必要かご教示ください。	中島処理場管理棟監視室でも必要な事項です。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 56	16	22	第2章	表2-1	施設管理情報				切替及び不要になった情報についての既設の改造は業務範囲とすとなっておりますが、具体的にどの範囲になるのでしょうか。	設備を撤去し不要となった情報、提案による単独システムに取込みを行い切替及び撤去が必要となる情報、又は既存システムを改造し切替及び撤去が必要となる情報を中島処理場の既存システムに不具合が生じないよう実施する既設の改造を想定しています。
要求水準書 57	16		第2章	表2-1					「訪問者が安全に施設内を安全に見学できるルートを確認すること」とありますが、1回の訪問者の規模は、小学生1クラス分の30人程度の想定と考えてよろしいでしょうか。	小学生であれば、1回あたり1クラス30～40人程度で3クラス程度を想定しています。
要求水準書 58	16		第2章	表2-1					訪問者用の駐車スペース台数を本事業用地内に確保することは必要でしょうか。必要であれば、具体的な仕様をご教示いただきたく。	見学者対応のためバス3台程度が駐車可能なスペースを確保することとします。
要求水準書 59	16		第2章	表2-1					監視装置を単独システムとして構築（別紙19既設設備の運転情報信号を含む）とした場合、中島処理場監視室の既存システムで欠測が発生しないような既設改造は選定事業者の業務範囲であると考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 60	17	3	第3章	3	1				バイオマスデータの収集分析について、具体的な内容について御教示いただきたく。	選定事業者が、本施設を建設するに際し必要な基本設計を行うために必要なものです。内容については事業者が必要と考えるものをご提示ください。
要求水準書 61	17	3	第3章	3	1				バイオマスデータの分析の結果、提案した施設規模・仕様の見直しが必要となった場合、提案価格の変更が可能でしょうか。	事業契約書（案）第14条に従い行います。
要求水準書 62	17	4	第3章	3	1				基本設計において、バイオマスデータの収集分析とありますが、具体的にどのような作業を想定されてますでしょうか。	要求水準書質問回答No. 60をご参照ください。
要求水準書 63	17	7	第3章	3	2				基本設計の検査完了後、実施設計（詳細設計）作業に入るのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 64	17	15	第3章	3	1	2	(1)	①	土木建築工事の設計範囲に基本仕様が含まれています。土木仕様・建築仕様の判断は事業者が行うということでしょうか。	要求水準書 第1章 1.5(8)関係法令等の遵守 に記載の法令、要綱・基準等に基づき、事業者で判断してください。
要求水準書 65	17	31	第3章	3	3				建築確認申請等の申請手数料は、事業者の負担でしょうか。事業者の負担の場合、設計業務に関わる費用に計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 66	18	1	第3章	3	3				都市計画法に関し、選定事業者が行うべき手続きについてご教示いただきたく。	都市計画法第29条の開発許可を要しない旨の届出をしていただく必要があります。届出から受理できるまでに要する一般的な期間は2カ月程度です。
要求水準書 67	18	6	第3章	3	4				市が実施する近隣説明への協力が求められていますが、説明会の回数を具体的にご教示いただきたく。	必要に応じて行います。現時点で回数の想定はありません。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 68	18	6	第3章	3	4				近隣住民への説明会ですが、合計何回程度を想定していますでしょうか。	要求水準書質問回答No. 67をご参照ください。
要求水準書 69	18	11	第3章	3	5	①			(ケ)、(コ)に透視図・鳥観図の記載があります。 (ケ)の透視図とは、建屋単独の外観透視図(アイポイントからの)と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 70	19	15	第3章	3	6				基本設計業務、実施設計業務の完了時の検査とありますが、本案件は性能発注であり、性能、能力面についての検査はしないと考えて宜しいでしょうか。	提案内容に基づき、性能、能力面についての検査を行います。また、要求水準書 第1章 1.4 (6) に示すように、交付金の活用を想定しており、各要綱等に示される性能指標等を満足するよう求めることがあります。
要求水準書 71	20	3	第4章	4	1	(ア)			汚泥処理棟3Fの操作・監視盤も撤去範囲に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 72	20	3	第4章	4	1	(ア)			撤去する時期は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 73	20	3	第4章	4	1	(エ)			汚泥処理棟の撤去は事業者の判断によるものであり、必ずしも撤去する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 74	20	5	第4章	4	1	(エ)			機械濃縮設備および脱水設備、関連する機器及び受変電設備を含む電気設備の撤去について、汚泥処理棟外の配管、配線等は、撤去項目の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	原則、不要となったものは撤去範囲としますが、詳細は市と協議により決定します。
要求水準書 75	20	6	第4章	4	1	(イ)			別紙19に示された運転情報信号の内、本施設の運転情報信号は、既設の中島処理場管理棟監視室の端末ではなく、選定業者が新たに左記監視室に設置する端末(監視装置)にて確認出来ればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 76	20	9	第4章	4	1	(ウ)			切り替える対象設備の主幹電源の位置をご教示ください。	要求水準書 別紙1-3-7 中島処理場単線結線図に記載のとおりです。
要求水準書 77	20	12	第4章	4	1	(エ)			撤去した機械濃縮設備及び汚泥脱水設備並びに関連する機器及び受変電設備を含む電気設備のうち、有価物(市が処分する有価物)を仮置きする場所についてご教示いただきたく。	中島処理場内を想定していますが、詳細は仮置きする場所が必要となった時点で市と選定事業者で協議して決定します。
要求水準書 78	20	13	第4章	4	1	(エ)			鉄くず等有価で売却可能なものは市で処分を行うとありますが、有価で売却可能なものの分別まで、選定事業者で行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。分別については市が個別に指示します。
要求水準書 79	20	13	第4章	4	1	(エ)			鉄くず等有価で売却可能なものは市で処分を行うとありますが、有価で売却可能なものの分別をどの程度行う必要があるのか、具体的にご教示願いたく。場合によっては、その分別作業費用が高くなることが懸念されます。	金属種による分別は不要です。ただし、汚泥・薬品・油脂等の除去を行ってください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 80	20	15	第4章	4	2				建設用地約75,000m2に含まれていない返流水処理施設（将来）付近の用地について、造成計画上、切土、盛土等、土工事を実施することは可能でしょうか（建設用地外なので、施設を建設することはありません）。	維持管理上（場内排水等）支障がなく、返流水処理施設（将来）建設に影響がない範囲であれば可能です。
要求水準書 81	20	15	第4章	4	2				建設用地約75,000m2内に特定事業として必要な施設を建設しても余った用地が発生した場合、余った用地に対して、地盤高がT.P. 2.0m以上であれば、整地、造成は必要でしょうか。	特に必要ありませんが、維持管理上（場内排水等）支障がないようにしてください。
要求水準書 82	20	15	第4章	4	2				建設用地内に市が仮置きしている残土（中島処理場以外での利用目的）を選定事業者が利用しない場合、市の責任により撤去されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 83	20	15	第4章	4	2				建設用地、未利用地の利活用業務で余った土地が生じる場合でその土地がT.P. 2.0m以上であった場合、整地造成は必要でしょうか。	要求水準書質問回答No. 81をご参照ください。
要求水準書 84	20	19	第4章	4	2				建設用地（最低地盤高T.P. 2.3m）とそれ以外の地盤高（T.P. 2.0m以上）の高低差は0.3mとる必要があるのでしょうか。	地盤高の高低差は必要はありません。
要求水準書 85	20	21	第4章	4	2				「本施設等に影響がないように・・・」とされていますが、どの程度の影響かについて具体的にご教示いただきたい。	液状化現象が発生した場合にも、施設の安全性を保つこと、かつ中島処理場の水処理工程に影響を及ぼさないようにしてください。 なお、本項目について以下のとおり修正します。「・・・対策範囲は、特定事業の範囲内にある本施設に影響がないように・・・」
要求水準書 86	20	22	第4章	4	2				付帯事業を行う敷地の地盤高さについては、T.P. 2.3m以上でよろしいでしょうか。	付帯事業を行う敷地の地盤高さは、T.P. 2.0m以上です。
要求水準書 87	20	27	第4章	4	2	(1)			既設井戸は、撤去してよいものと記載がありますが、撤去しない場合には、どのように対応をすれば、よろしいでしょうか。	安全に配慮した状態で保存対応してください。
要求水準書 88	20	28	第4章	4	2	(1)			事業者が工事に着手する際に残存する工作物や樹木等を教示いただきたい。	工作物は2箇所の井戸を除き、市で撤去します。樹木については、現在の状態のまま残存します。
要求水準書 89	20	29	第4章	4	2	(1)			「井戸が2本存在するが障害となる場合は、撤去してもよい」とあります。撤去した井戸は復旧する必要がないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 90	20	29	第4章	4	2	(1)			井戸の径、深さ、構造を具体的にご教示いただきたい。	井戸は盛土による浸出水の観測井です。 西側井戸 径約0.65m（樹脂ケーシング） 深さ約3.4m 東側井戸 径約0.65m（樹脂ケーシング） 深さ約4.0m

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 91	20	31	第4章	4	2	(2)			予期しない大規模な障害物とは、具体的にどの程度と解釈するのでしょうか。 例：石（直径50cm程度）が平面積で1㎡×深さ1m程度は、軽微とする。上記以上の物は、大規模と解釈する。	現時点で予期できません。発見後、市との協議を行うものとします。
要求水準書 92	20	32	第4章	4	2	(2)			「予期しない大規模な地中障害物」とは、別紙6-1、6-2に記載されている内容からは推測できないもので、設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	必要に応じて設計変更の協議を実施します。
要求水準書 93	20	32	第4章	4	2	(2)			現時点で明らかとなっている地中構造物内容を具体的にご教示いただきたく。	要求水準書 別紙11、17-2に示す牟呂汚水幹線、野田中島汚水幹線（予定）及び井戸2本です。 その他必要な情報は、募集要項 第35(1)キ 既存施設の稼働率等のデータ提供方法についてに基づき請求して頂き個別対応とします。
要求水準書 94	20	32	第4章	4	2	(2)			「予期しない大規模な地中障害物」により施工に障害が出た場合には、その対策費は設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No. 92をご参照ください。
要求水準書 95	20	32	第4章	4	2	(2)			1/10 質問回答 要-No. 70他にて、「予期しない大規模な地中埋設物の処分費用は市負担」とのことですが、工期延長についても考慮願えませんでしょうか。	事業契約書（案）第20条第4項に従います。
要求水準書 96	20	32	第4章	4	2	(2)			予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、市と協議の上、必要に応じた設計変更を行うとされていますが、大規模とはどの程度を想定されているのか、ご教示いただきたく。	要求水準書質問回答No. 91をご参照ください。
要求水準書 97	21	9	第4章	4	2	(5)			区域フェンスの一部に既存フェンスを利用してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 98	21	9	第4章	4	1	(5)			中島処理場水処理施設側と区分けする、ということは、既設施設用地約15,000m2には、区域フェンスが必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 99	21	9	第4章	4	1	(5)			建設用地約75,000m2内に特定事業として必要な施設を建設しても余った用地が発生した場合、余った用地に対する区域フェンスは必要でしょうか。	要求水準書 第7章 7.1に記載の未利用地利活用業務に使用する敷地も含めて必要となる用地に対する区域フェンスを設置してください。
要求水準書 100	21	10	第4章	4	2	(5)			区域フェンスについては、本施設等で使用する区域のみを仕切ればよいと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No. 99をご参照ください。
要求水準書 101	21	21	第4章	4	3	(1)	(ア)		選定事業者は、工事監理を実施し、・・・とありますが、SPCの人間が現場に常駐する必要があるのでしょうか。	建設業法を遵守してください。なお、現場代理人を配置する場合は常駐が必要です。
要求水準書 102	21		第4章	4	2				5月9日の現地見学会時に、計画道路部分(本事業範囲外)に積まれていた土砂は、工事開始までに貴市で移動いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 103	21		第4章	4	2				・正面門扉と事業用地の境界線が干渉しますが（別紙1-1）、正面門扉は壊さず区域分けのフェンスを設置すると考えてよろしいですか。	現在ある正門は移設します。要求水準書 別紙10-2をご参照ください。
要求水準書 104	22	6	第4章	4	3	(2)			今回の建築許可申請は、建築確認申請でしょうか。計画通知扱いでしょうか。行政申請期間のスケジュール検討の為、現状での一般的な申請期間を参考としてご教示下さい。	建築確認申請になります。 法定審査期間は35日です。規模・構造計画によっては、さらに35日審査期間が延長されることとなります。この期間は、法に定められた審査期間であり、申請図書の精度等によっては、修正等に時間を要し、審査期間が長期化する場合があります。 なお、事前に開発許可を要しない旨の届出をしていただく必要があります。
要求水準書 105	22	9	第4章	4	3	(3)			実施方針の質問No. 230において、要求水準書第1章1.5(8)に記載の環境法令を選定事業者が遵守しているにも関わらず生じた住民の反対運動、訴訟等のリスクについて、募集要項等で示していただけるとの回答がされていますが、本事項に関連して回答が示されておりません。上記の場合は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。	本項目に記載のとおりです。
要求水準書 106	22	9	第4章	4	3	(3)			実施方針の質問回答No. 231において、事業内容等事業そのものに反対して起こされた反対運動等（工事差し止め訴訟等）については、市側の負担という理解でよいとの回答がされていますが、全て市で対応していただけると解釈してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第21条第7項の規定に従います。
要求水準書 107	22	9	第4章	4	3	(3)			建設工事中における地元よりの要望事項等が有りますでしょうか。	現時点では有りません。
要求水準書 108	22	9	第4章	4	3	(3)			工事範囲明示として、既設との境にネットフェンス・バリアケード柵及び防音シート等 必要でしょうか。	安全確保と環境に十分配慮した施工計画としてください。
要求水準書 109	22	9	第4章	4	3	(3)			工事中進入路となる外周水路に架かっている橋梁の積載荷重条件を提示願います。	T-25です。
要求水準書 110	22	9	第4章	4	3	(3)			交通誘導員の配置場所は、任意と考えて宜しいでしょうか。	安全確保と環境に十分配慮した施工計画としてください。
要求水準書 111	22	9	第4章	4	3	(3)			作業日・作業時間の拘束は、発生しますか。	近隣との調整により、発生する事が想定されます。
要求水準書 112	22	10	第4章	4	3	(3)			事業者が、着工に先立ち調整を必要とする近隣の範囲について、ご教示いただきたく。	近隣の校区の自治会を想定しています。
要求水準書 113	22	10	第4章	4	3	(3)			当事業計画そのものが近隣住民の理解を得ることができず、その結果、工事着工日の遅延等が生じた場合、設計変更の対象として頂けるのでしょうか。	事業契約書（案）第21条第7項に従います。
要求水準書 114	22	12	第4章	4	3	(3)			工事に起因しない電波障害対策は、別途と考えてよろしいでしょうか。	本項目に記載のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 115	22	14	第4章	4	3	(4)			建設用地に仮設事務所を建設用地に設置する場合、仮設事務所で発生するし尿及び生活雑排水の接続先(放流先)をご教示願います(別紙17の合流幹線とは、どの管が該当するのでしょうか)。	汲み取り式を想定していますが、管接続による排水を実施する場合の接続先は、要求水準書 別紙17-2の返流水接続箇所(参考)をご参照ください。
要求水準書 116	22	14	第4章	4	3	(4)			工事中に発生する水替え水・中和処理後の水及び自然雨水等の排水は、外周水路又は河川に直接放流が可能でしょうか。	放流先については、柳生川への直接放流は不可とします。なお、自然雨水はそのまま放流可能です。水替え水・中和処理後の水は関係法令等を遵守し実施してください。
要求水準書 117	22	14	第4章	4	3	(4)			仮設建物は、工事区域内に設置可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 118	22	14	第4章	4	3	(4)			仮設建物の設置において土地使用料及び下水道料金等は、有料となるでしょうか。	土地使用料及び下水道使用料は無料になります。ただし、上水道料金をご負担いただきます。
要求水準書 119	22	14	第4章	4	3	(4)			工事用水及び仮設建物用水の取出しは、既設敷地内給水管より接続可能でしょうか。	接続可能ですが、中島処理場給水管より接続する場合は、質問回答別添資料2の量水器一次側としてください。
要求水準書 120	22	14	第4章	4	3	(4)			上水道料金は、有料でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 121	22	14	第4章	4	3	(4)			グラウンド内の給水(手洗い)設備の埋設管図は、有りますでしょうか。	給水設備用配管は着手までに撤去となります。
要求水準書 122	22	14	第4章	4	3	(4)			管理用通路は、工事用仮設道路として使用できるのでしょうか。	原則、不可とします。
要求水準書 123	22	14	第4章	4	3	(4)			工事区域内より、汚泥仮置き場への進入は無しと考えて宜しいでしょうか。	施設の引渡しまでの期間、進入の可能性はあります。
要求水準書 124	22	14	第4章	4	3	(4)			緑地帯及び管理用通路は現況保持と考え、計画から除外して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 125	22	14	第4章	4	3	(4)			工事区域内に存在する設備(野球・サッカー場器具等)は、自由処分と考えて宜しいでしょうか。	フェンス、設備等は着手前までに市が撤去します。
要求水準書 126	22	14	第4章	4	3	(4)			工事区域内に存在する弁路汚水幹線(暫定)VP400は埋設されているのでしょうか。埋設されているとした場合は、移設を考えるのでしょうか。	埋設されています。支障となる場合は、移設してください。
要求水準書 127	22	14	第4章	4	3	(4)			工事用の進入路として現状の管理用道路を使用することは可能でしょうか。	原則、不可とします。
要求水準書 128	22	21	第4章	4	4	(1)			性能試験における定格連続運転期間は14日間以上実施とありますが、24頁の(4)性能確認に記載される内容と差異がありますが、どちらが優先されますでしょうか。	要求水準書 第4章 4.5 (4) ②(ウ)「・・・定格能力下での試験を14日間以上連続して・・・」(5日→14日)に修正します。
要求水準書 129	22	21	第4章	4	4	(1)			試運転実施計画書はいつまでに提出が必要でしょうか。	市の確認期間を考慮し、試運転開始30日前以上を想定していますが、詳細は別途協議とします。なお、試運転に必要な生ごみ量については、試運転開始1年以上前に協議をお願いします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 130	22	28	第4章	4	4	(1)			「性能試験では定格能力での連続運転を14日間以上実施し」とありますが、ここでいう「性能試験」は、24頁の「予備性能試験」「引渡性能試験」とはどのような関係にあるのでしょうか。	要求水準書質問回答No. 128をご参照ください。なお本項に示す性能試験には、要求水準書 第4章 4.5(4)に示す「予備性能試験」「引渡性能試験」が含まれています。
要求水準書 131	22	29	第4章	4	4	(1)	(ウ)		「性能試験では定格能力での連続運転を14日間以上実施し、性能を確認する」とあります。一方P25の4.5-(4)-②-(ウ)においては「試験に先立って2日以上前から実際のバイオマス量による定格運転に入るものとし、引き続き定格能力下での試験を5日間以上連続して行うものとする」と記載あります。P25によると最短で7日で終了しますが、14日間以上実施する必要がありますでしょうか。	要求水準書質問回答No. 128をご参照ください。
要求水準書 132	22	31	第4章	4	4	(1)	(エ)		性能試験計画書はいつまでに提出が必要でしょうか。	市の確認期間を考慮し、性能試験開始30日前以上を想定していますが、詳細は別途協議とします。なお、性能試験に必要な生ごみ量については、試運転開始1年以上前に協議をお願いします。
要求水準書 133	23	6	第4章	4	4	(1)	(ク)		試運転中に発生する発酵不適物(生ごみ中の夾雑物)の運搬費用・処分費は市でご負担頂けると了解してよろしいでしょうか。	試運転中の発酵不適物の運搬費は選定事業者の負担とし、資源化センターでの投入手数料は発生しません。
要求水準書 134	23	6	第4章	4	4	(1)	(ク)		試運転における前処理工程から発生する残渣の処分費は全て選定業者負担とのことですが、資源化センターで処分はしていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	試運転中の前処理工程から発生する残渣の運搬費は選定事業者の負担とし、資源化センター又は埋立処分場で処分します。
要求水準書 135	23	12	第4章	4	5				検査に関する記載がありますが、機器等の工場製作品に関する立会い検査は予定されていますでしょうか。	必要に応じて実施します。
要求水準書 136	23	12	第4章	4	5				機器等の工場製作品に関する検査は、工場製作時(製作工程)の記録写真は必要でしょうか。	品質管理において必要なものは整理してください。
要求水準書 137	23	22	第4章	4	5	(2)	①		完工検査において、法令に基づいて適用すべき検査項目あるいは準拠すべき市の検査基準などありましたらご教示いただきたく。	要求水準書 第1章 1.5(8)関係法令等の遵守に記載の法令、要綱・基準等に基づき、選定事業者の責任において実施してください。
要求水準書 138	23	29	第4章	4	5	(2)	②		完工確認において、市としての確認規準あるいは確認要領などありましたらご教示いただきたく。	お示しするものではありません。
要求水準書 139	23	29	第4章	4	5	(2)	②		市は完工確認を実施するとありますが、建設業務関連で市が行う検査は、完工確認のみと考えて宜しいでしょうか。	中間検査を行います。要求水準書 第4章 4.5(1)をご参照ください。
要求水準書 140	25	30	第4章	4	5	(4)	③	(オ)	防塵対策で準拠する基準についてご教示願います。	粉じん対策について、大気汚染防止法並びに愛知県条例に基づく一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設を設置する場合、当該施設について、法令に基づき構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守してください。 なお、場内舗装や土砂等の防塵対策については、市の指示に従ってください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 141	25	32	第4章	4	5	(5)			完成時に貴市が竣工式典や内覧会等を主催される場合、当該式典等に要する費用は、貴市が負担されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 142	25	32	第4章	4	5	(5)			貴市は、本施設について表示登記を行わず、事業者が当該費用を見込む必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 143	26	1	第4章	4	6				既存の汚泥乾燥設備撤去に伴い発生した鉄くず等の有価物は市が処分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 144	26	1	第4章	4	6				既存の汚泥乾燥設備撤去に伴い発生した有価物（市が処分する有価物）を仮置きする場所についてご教示いただきたく。	要求水準書質問回答No. 77をご参照ください。
要求水準書 145	26	1	第4章	4	4				汚泥乾燥設備を撤去する場合、各設備ごとに指定された時期以降であれば、撤去時期は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 146	26	1	第4章	4	6				既設の汚泥乾燥機を使用しない場合、汚泥乾燥設備を撤去するまでの期間、汚泥乾燥設備に電源等を供給する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No. 18をご参照ください。
要求水準書 147	26	3	第4章	4	6				汚泥乾燥設備をはじめ既存施設を更新する場合、平成26年度末市策定予定の長寿命化計画に盛り込む必要があると考えますが、これに関して提供すべき資料ならびに提供時期を具体的にご教示いただきたく。	特に提出して頂く資料はありませんが、市は提案に基づき長寿命化計画の策定を実施します。
要求水準書 148	27	24	第5章	5	1	(4)	(ア)		本施設の所有者は市となりますので、電気事業法上の電気主任は、市の職員から選任すると理解してよろしいですか。また、保安規定についても市が作成すると理解してよろしいですか。	選定事業者は電気等を調達し、提案により独立採算の付帯事業を行えることとなっています。電気保安体制も含め業務範囲と考えていますので、選定事業者にて電気主任技術者を選任し保安規程を作成してください。
要求水準書 149	28	19	第5章	5	2	(2)	①		バイオ量と性状が大幅に逸脱する等の大幅の目安をご教示いただきたく。	発生時に、個別事象ごとに協議いたします。
要求水準書 150	29	5	第5章	5	2	(2)	③		平成15年度から平成24年度の修繕履歴が別紙14に記載されていますが、各年度の修繕費用を棟毎にご教示いただきたく。	質問回答別添資料3をご参照ください。
要求水準書 151	29	5	第5章	5	2	(2)	③		既存施設については事業者側では修繕の必要性の程度の想定が困難です。貴市で修繕業務を実施していただきたく。	選定事業者にて実施してください。
要求水準書 152	29	13	第5章	5	3	(1)	①		汚泥の受入量・濃度の把握について、場外から吸引車等で持ち込まれる濃縮汚泥についてはトラックスケールでの重量把握、スポットサンプリングでの濃度分析を行うことで宜しいでしょうか。	受入量については、ご理解のとおりトラックスケールにての重量把握で構いません。濃度については汚泥受入槽等にて連続測定を実施してください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 153	29	16	第5章	5	3	(1)	①	(ウ)	濃縮汚泥の濃度の測定は、下記の分類での測定でよろしいでしょうか。 ①公共下水汚泥（重力濃縮汚泥） ②公共下水汚泥（余剰汚泥） ③地域下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥（場外受入混合汚泥）	①公共下水汚泥（重力濃縮汚泥） ②公共下水汚泥（機械濃縮汚泥） ③地域下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥（場外受入混合汚泥） ④公共下水道汚泥（濃縮汚泥（場外）車両輸送）を想定していますが、提案により市と協議し決定します。
要求水準書 154	29	18	第5章	5	3	(1)	②		生ごみの臨時収集の実施については、市と選定事業者との協議により決定すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 155	29	23	第5章	5	3	(1)	③		原料貯留槽において、測定する含水率は、汚泥、生ごみが混合されたバイオマスの含水率という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 156	29	35	第5章	5	3	(1)	⑦		資源化センターでの発酵不適物の処分費は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 157	30	3	第5章	5	3	(1)	⑦		もともと市が収集された生ごみ中の発酵不適物（生ごみ中の夾雑物）の含水率をあえて85%以下にしなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 158	30	4	第5章	5	3	(1)	⑦		発酵不適物等の運搬について、「第三者への委託は不可とするが、運転手は直接雇用に限定しない」と記載されていますが、選定事業者が一般廃棄物収集運搬業の許可を取得していれば、構成企業や協力企業に属する運転手が運搬することも可能という理解でよろしいでしょうか。	市の委託ですので、許可は不要です。選定事業者の権限で運搬してください。
要求水準書 159	30	4	第5章	5	3	(1)	⑦		発酵不適物等の運搬について、運搬車両の保有やリース契約は選定事業者が実施する必要がありますか。構成企業や協力企業が実施してもよろしいでしょうか。	選定事業者に運搬車両の使用権限があることが必要です。
要求水準書 160	30	4	第5章	5	3	(1)	⑦		発酵不適物の運搬は第三者への委託は不可とありますが、SPCは一般廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があるのでしょうか。	市の委託ですので、許可は不要です。
要求水準書 161	30	7	第5章	5	3	(1)	⑧		バイオマスの受入に際しては、一般車両の受け付けは無いものと考えてよろしいでしょうか。	一般車両による搬入は原則、無いものと考えてください。
要求水準書 162	30	19	第5章	5	3	(3)	①		バイオマスの性状の試験で、市が求められる項目をご教示いただきたく。分析機器の購入で予め検討しておく必要があります。	含水率、TS、VS、CODcr、全窒素、全りん、BOD、異物（発酵不適物）混入率等を想定していますが、バイオマス資源を利活用することに必要な性状項目については、原則として要求水準書 第1章 1.5 (8) に示す関係法令等に従ってください。
要求水準書 163	31	15	第5章	5	3	(5)			本施設で運営業務を行う事業者は、本施設の電話及びインターネット等を利用できますでしょうか。利用できる場合、事業者は、電話及びインターネット等の通信料を負担する必要がありますでしょうか。また、負担が必要な場合、加入金等の初期費用は、サービス購入費Cに計上すればよろしいでしょうか。	電話等については、事業者の責任において引き込みを行ってください。なお、費用についてはサービス購入費Cに計上してください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 164	31	25	第5章	5	3	(5)	③		上下水道について、負担金(分担金)は必要となりますでしょうか。必要な場合、事業者の負担でしょうか。また、事業者が負担する場合、当該費用は、サービス購入費Cに計上すればよろしいでしょうか。	上下水道の引き込みについて加入金等は発生しませんが、給水工事に係る手数料は事業者負担となります。当該費用は、サービス購入費Cに計上してください。下水道の接続に係る事業者の負担はありません。なお、付帯事業に係る部分については、上下水道に係る費用は、全て事業者の負担となります。
要求水準書 165	31	30	第5章	5	3	(5)	③		特定事業にかかる下水道使用量は無償とあることから、未利用地利活用業務において下水道を使用する場合は、有償ということでしょうか。有償の場合、単価をご教示いただきたい。	有償となります。単価については、豊橋市下水道条例の規定に基づき徴収致します。
要求水準書 166	31	30	第5章	5	3	(5)	③		事業地雨水排水及び衛生排水等の汚水の排出先の管渠諸元(地盤高、管径、深さ、能力など)をご教示いただきたい。	募集要項 第3 5(1)キ 既存施設の稼働率等のデータ提供方法についてに基づき請求して頂き個別対応とします。
要求水準書 167	32	14	第5章	5	4	(3)			現状ある植栽を伐採してもよろしいでしょうか。	事業用地の西側にある送電線下の緩衝緑地は、伐採不可とします。これに伴い、事業用地を質問回答別添資料4のとおり変更します。
要求水準書 168	32	29	第5章	5	4	(5)	①		想定されるパンフレットの部数、頁数をご教示いただきたい。	要求水準書質問回答No. 11をご参照ください。
要求水準書 169	33	1	第5章	5	4	(5)	②		市では見学希望者は無条件で受け入れる考えでしょうか？バリアフリー等丁寧な対応が求められる幼稚園・保育園児又は高齢者、障害者等も事業者は想定すべきでしょうか。	想定してください。
要求水準書 170	33	1	第5章	5	4	(5)	②		想定される見学者の訪問日数、人数などがありましたら、ご教示ください。	小学生であれば、1回あたり1クラス30～40人程度で3クラス程度を想定しています。また、本施設完成後は関係自治体等からの見学者の増加を想定しています。
要求水準書 171	33	1	第5章	5	4	(5)	②		想定される見学の頻度、対象年齢、1回あたりの参加人数をご教示いただきたい。	要求水準書質問回答No. 170をご参照ください。
要求水準書 172	33	1	第5章	5	4	(5)	②		見学会実施時に必要に応じ中島処理場の会議室等を無償でお借りすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	市の業務に支障がなければ可能です。
要求水準書 173	33	5	第5章	5	4	(6)			実施方針の質問No. 230において、要求水準書第1章1.5(8)に記載の環境法令を選定事業者が遵守しているにも関わらず生じた住民の反対運動、訴訟等のリスクについて、募集要項等で示していただけたとの回答がされていますが、本事項に関連して回答が示されておりません。上記の場合は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No. 105をご参照ください。
要求水準書 174	33	5	第5章	5	4	(6)			地域住民対応業務における適切な一次対応について、具体的な内容をご教示願いたく。	苦情、要望等が寄せられた場合には、速やかに意見を聴取し、必要な措置を講じると共に、市に報告を行うことなどとなります。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 175	33	16	第5章	5	5	(1)			選定事業者が提案する「事業終了後5年間に市が実施すべき大規模補修・更新内容、発生時期、概算事業費等」については、市に対する保証等が必要でしょうか。	保証等は想定していません。
要求水準書 176	33	16	第5章	5	5	(1)			既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで利用する場合、事業終了後5年間に市が実施すべき大規模補修・更新内容、発生時期、概算事業費等に汚泥乾燥設備を含める必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 177	33	19	第5章	5	5	(1)			事業終了時の状態として、すべての施設・設備等が支障なく使用できる状態を確保するとありますが、別紙12に示される性能保証項目が満たされればよろしいでしょうか。	本施設等に含まれるすべての施設が支障なく使用できる状態を確保し、技術提案により示した性能保証項目を満たしてください。
要求水準書 178	35	17	第6章	6	1	(2)			肥料登録は貴市で行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 179	35	22	第6章	6	2	(ア)			資源化センターまでの運搬は選定事業者の範囲となっておりますが、選定事業者自らではなく、第三者に委託をしてもよろしいでしょうか。	第2回目の回答日にお示しします。
要求水準書 180	35	23	第6章	6	2	(ア)			「市の産業廃棄物として資源化センター又は市の指定する場所までの運搬、積み下ろしが選定事業者の事業範囲となる。」との記載がありますが、維持管理・運営企業が上記業務を実施することは可能との理解で宜しいでしょうか。仮にSPCで上記業務を実施する場合、SPCが産業廃棄物運搬に係る全てのリスクを負ってしまい、運搬中に不測の事故等が発生し、SPCが損害を被った際にSPCが資金不足等により破綻する可能性があります。事業継続の観点からも、維持管理・運搬企業が産業廃棄物運搬に係る業務を実施することを認めて頂けますでしょうか。	第2回目の回答日にお示しします。
要求水準書 181	35	27	第6章	6	2	(ウ)			定期点検時に利活用できない発酵後汚泥が発生し、中島処理場外へ搬出する場合には、その運搬業務を、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する構成企業または協力企業へ委託することは可能でしょうか。	第2回目の回答日にお示しします。
要求水準書 182	35	27	第6章	6	2	(ウ)			「選定事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可を取得」とありますが、許可取得のため、SPCが車両等の資産を所有し従業員を雇用することは、プロジェクトファイナンスによる資金調達上、困難だと思われます。ご再考いただけませんか。	第2回目の回答日にお示しします。
要求水準書 183	35	27	第6章	6	2	(ウ)			SPCが車両等の資産を所有し従業員を雇用する場合、融資契約の条件やSPCの会計処理等へ影響が出るため、結果的にサービス購入費が膨らむ危惧があります。	ご意見として承ります。
要求水準書 184	35	27	第6章	6	2	(ウ)			SPCが車両を所有せず、運転手を直接雇用しなくても、貴市から、産業廃棄物収集運搬業の許可が得られると考えてよろしいでしょうか。	第2回目の回答日にお示しします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 185	35	27	第6章	6	2	(ウ)			産業廃棄物収集運搬業の許可はSPCが取得するのでしょうか。それとも構成企業・協力企業の誰かでもよろしいのでしょうか。	第2回目の回答日にお示しします。
要求水準書 186	35		第6章						発酵後汚泥を利活用することとして提案し、事業期間内に「著しい社会情勢の変化等」により資源化センター等の処理に切り替えようとした場合にペナルティポイントが付与されることはないでしょうか。	募集要項 別紙-1 4-3 (1)をご参照ください。
要求水準書 187	36	1	第6章	6	3	(ア)			「発酵後汚泥を有価として利活用することができる。ただし、市は当該業務についてサービス購入費は支払わない。」とありますが、その分、SPCが赤字になる、との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 188	37	2	第7章	7	1	(オ)			未利用地の土地を原状回復のうえ市に変換とのご指示ですが、地中部分に埋まるものまで全てを撤去すると解釈するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 189	37	6	第7章	7	1	(イ)			「次期更新敷地相当面積については、当該未利用地内で確保することとし」とされていますが、その確保した未利用地での利活用不可とする理由をご教示いただきたく。未利用地利活用事業で建設した設備を事業期間終了(20年)後に撤去、現状回復することで、次期更新敷地を確保できると考えます。	現時点での次期更新計画はありませんが、本事業実施中の更新着手を可能とすることを想定しています。ただし、本事業に影響がなく、市の次期更新計画に応じた更新敷地の更地での明渡しが可能であれば、当該次期更新敷地の利活用を可能とします。このため、当項目を削除し、要求水準書 第1章 1.5(2)に以下の項目を追加します。「(カ)本施設等に係る更新敷地については、相当面積を更地で確保するほか、市の計画に応じた相当面積の更地での明渡しを可能とする等の配置とすること。」
要求水準書 190	37	6	第7章	7	1	(イ)			次期更新を考慮し、更新敷地相当面積は利用不可とされていますが、事業契約書「別紙8 未利用地利活用業務にかかる土地の賃貸借契約の骨子」では、事業契約終了日に原状回復で市に返還することとされており、利用不可の目的をご教示いただきたく。	要求水準書質問回答No. 189をご参照ください。
要求水準書 191	37	12	第7章	7	1	(オ)			未利用地利活用業務に係る土地を現状回復のうえ市に返還するとありますが、事業契約終了後も市が継続して未利用地に設置した設備を活用する可能性はゼロでしょうか。市として活用される場合、現状回復せずに、市と合意する価格で設備を売却することは可能でしょうか。	事業契約終了後の取扱いについては、未利用地利活用業務終了時点の社会情勢や設備の状況等を踏まえた協議を可能とするよう、関連項目を修正します。
要求水準書 192	添付資料		別紙10-1						生ごみの受入は、曜日により家庭系、事業系の区分はされますでしょうか。	現在、検討中です。
要求水準書 193	添付資料		別紙10-1						生ごみの受入は、ゴールデンウィーク、お盆の期間も、平常時と同様に行われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 194	添付資料		別紙10-1						し尿・浄化槽汚泥は、何曜日に搬入されるでしょうか。	要求水準書 別紙10-1に示すとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 195	添付資料		別紙11	中島処理場入場門(移設)					井戸位置・土地所有関係図によると、中島処理場入場門は移設することとなっています。この移設に関する工事費は貴市負担でしょうか。	市の負担で実施します。
要求水準書 196	添付資料		別紙11						上水や処理水の代わりに井水を無償で活用することは可能でしょうか。	盛土による浸出水の観測井のため、活用可能な井戸ではありません。
要求水準書 197	添付資料		別紙1-1	全体配置図	汚泥仮置き場				汚泥仮置き場北側の出入り口は、事業開始後は使用しますか。	使用しません。
要求水準書 198	添付資料		別紙1-1	全体配置図	雨水排水				建設用地約75,000m2内に特定事業として必要な施設を建設しても余った用地が発生した場合、余った用地の雨水排水は外周水路に放流するとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 199	添付資料		別紙1-1						のんほいユーキを製造しない場合、のんほいユーキの在庫がなくなることにより不要となった汚泥仮置き場を、建設用地、将来更新用地として使用してもよろしいでしょうか。	建設用地、将来更新用地として使用することは不可とします。ただし、汚泥仮置き場(返流水処理施設(将来)を含む)用地の配置は市と選定事業者との協議により変更も可とします。また、平成29年度までは汚泥仮置き場の使用を予定していますが、使用期間については協議により決定します。
要求水準書 200	添付資料		別紙12						排ガスの保証値は煙突出口とのことですが、発電設備などで集合煙突を設けない場合は、各機器の排気口での値としてよろしいでしょうか。その基準値は提案する設備の仕様や容量による基準に従います。	大気汚染防止法並びに愛知県条例に基づくばい煙に係る排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物やばいじん等の量について定められています。煙突を設けない場合の排出口については、屋内に設置する場合は施設の開口部を、屋外に設置する場合は各機器の排気口を排出口として判断します。なお、排出基準が適用されるばい煙発生施設を設置する場合、ばい煙の測定が実施できるよう測定口を設けてください。
要求水準書 201	添付資料		別紙1-2-1						豊橋市内下水道等施設の一覧によると、中島処理場と野田処理場は排除方式に合流が含まれていますが、事業期間内に合流改善が予定されておりますでしょうか。予定があれば具体的にご提示いただきたく。それによって汚泥の質が変化した場合、設計変更等の協議は可能と考えてよろしいでしょうか。	合流改善事業は現在実施中であり、平成35年度まで継続して実施する計画です。本事業期間内の合流改善事業内容は、きょう雑物流出防止対策(平成25年度現在の目標達成率約73%)、放流回数半減対策(平成25年度現在の目標達成率約54%)、汚濁負荷量削減対策(平成25年度現在の目標達成率約18%)です。合流改善により汚泥の質が大きく変化することは想定していませんが、合流改善による汚泥の質の変化によって、本事業に著しい影響が発生した場合は、設計変更等の協議は可能です。
要求水準書 202	添付資料		別紙16						今回の事業において別回線にて電力を引き込む予定の場合、今回の事業用地75,000m2においてフェンス等で仕切ること、既存の電力引き込みと混触の恐れはないと判断してよろしいでしょうか。	別受電とし、本事業及び未利用地利活用事業にて必要となる用地に区域フェンスを設置し使用区域とすることで、混触の恐れはないと判断します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 203	添付資料		別紙2						公表された各汚泥性状が事業期間中に著しく変動する事によるリスクは市が責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項 別紙-3 2 ⑦をご参照ください。
要求水準書 204	添付資料		別紙2-1						富士見台処理場のリン濃度(P205)が高い理由をご教示いただきたく。	凝集剤としてPACを添加していること等が影響していると思われま。
要求水準書 205	添付資料		別紙2-2						生ごみ分析に用いた生ごみのサンプル量をご提示願います。	約200kgの試料から、分析サンプル量として1.56kgから2.34kgを採取しています。(いずれも現物ベース)
要求水準書 206	添付資料		別紙6-1-8						選定事業者が工事に着手する時点では、本資料に示される地形現況で引き渡されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 207	添付資料		別紙6-1-8						選定事業者が工事に着手する時点で、本資料と差異がある場合には、計画に与える影響(例えば、提案時に想定した地盤高が構築出来ない等)も含め設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第20条第4項に従います。
要求水準書 208	添付資料		別紙8						本施設(既存機械濃縮備及び汚泥脱水を除く)の敷地境界(フェンス)における規制基準値及び自主における基準値が提示されていますが、既存機械濃縮及び汚泥脱水設備の基準値についてご教示いただきたく。	悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準は、当該事業場の敷地境界線から概ね10メートル以内の地点の地上2メートル以内で試料を採取することが定められており、各機械設備による基準はありません。敷地境界線における規制基準を遵守するよう、悪臭防止対策を実施してください。また、煙突等の気体排出口並びに排水にも規制基準が定められていますので、規制基準を遵守してください。なお、既存施設用地は、自主基準値は適用されません。
要求水準書 209	添付資料		別紙4						(様式7-4e)と平成29年度のバイオマス量が異なっておりますが、(様式7-4e)を正とすればよろしいでしょうか。	様式7-4e添付の数値はH29.10.1~H49.9.30までの数値です。要求水準書 別紙4は各年度を1年間(365日)で計算したものです。
要求水準書 210	添付資料		別紙4						様式7-4e(参考資料)と要求水準書別紙4とでは、H29年度及びH49年度のバイオマス投入量が異なっているため、見直しをしていただきたく。	要求水準書質問回答No.209をご参照ください。
要求水準書 211	添付資料		別紙4						公共下水汚泥の汚泥量、TS量、VS量を示されていますが、重力濃縮汚泥、余剰濃縮汚泥、富士見台濃縮汚泥の内訳をご教示いただきたく。設備能力を決定するのに必要な数値となります。	質問回答別添資料5をご参照ください。
要求水準書 212	添付資料		別紙4						公共下水汚泥のTS量を計算した際の重力濃縮汚泥、余剰濃縮汚泥、富士見台濃縮汚泥のTS濃度、VS濃度をご教示いただきたく。設備能力を決定するのに必要な数値となります。	質問回答別添資料5をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
要求水準書 213	添付資料		別紙4						公共下水汚泥のTS量を計算された際に、余剰汚泥のTS量を見込まれたのか、余剰濃縮汚泥のTS量を見込まれたのかどうかご教示いただきたく。（濃縮機の回収率の設定によってTS量は変わるため）	質問回答別添資料5をご参照ください。
要求水準書 214	添付資料		別紙4						生ごみのTS量は、発酵不適物も含んだTS量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書 215	添付資料		別紙6-1	用地の地形現況					建設用地内にサッカー場、野球場があり、この場所を事業用地とする場合、建設用地内の別の場所にサッカー場、野球場を再整備する必要はありますか。	必要ありません。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 様式集に関する質問回答（第1回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
様式集 1	2		様式 4-1 ～ 様式 9-1						提案書は片面のカラー印刷で作成すればよろしいでしょうか。	カラー、白黒いずれでも可です。また両面、片面、いずれでも可です。
様式集 2	2		様式任意の提出書類						様式任意の提出書類（図面類）について、枚数制限はイメージパース以外ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 3	2		イメージパース						イメージパースは外観パース1カットでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 4	5	4	3						Microsoft Excel、Wordのご指定バージョンをご教示いただきたい。	2007以上とします。
様式集 5	11		様式 2～5						様式2～5の各様式の「代表者名」は、貴市の入札参加資格者名簿登載者を記載すればよろしいでしょうか。よい場合、当該名簿登載者が法人の代表取締役と異なるときは、代表取締役から当該名簿登載者への委任状を任意の書式で作成し、参加表明書類に添えてご提出すればよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段について、委任状の提出は不要です。
様式集 6	17	4	様式 2-7						参加資格要件確認書で、下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格者の所属人数の一覧表の添付が必要とありますが、下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格者の維持管理・運営企業に所属している人数を記載すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 7	17	4	様式 2-7						参加資格要件確認書で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格者の所属人数の一覧表の添付が必要とありますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格者の維持管理・運営企業に所属している人数を記載すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 8	18		様式 2-8						⑧有価証券報告書は直近1か年分を提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 9	18	8	様式 2-8						6月に株主総会を開催する企業の場合、登記簿謄本については、参加表明締切日（7月25日）までに登記が完了しない可能性があります。締切日までの登記完了の見通しがない場合は、最新の登記簿謄本でなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 10	25		様式 5-2他						様式5-2を始め、枠外に「文字の大きさは10ポイント以上」と記載されている様式について、イメージ図、図面・表等の文字は10ポイント以下でも良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
様式集 11	25		様式 5-2他						様式5-2を始め、枠外に記載指示がある様式は提案書提出の際、記載指示を削除してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 12	25		様式 5-2						枠サイズ（提案内容を記載する四角の枠）のご指定がありましたらご教示いただきたく。	指定はありません。
様式集 13	26		様式 5-2						使用可能なフォントの指定がございましたらご指示ください。	指定はありません。
様式集 14	43		様式 7-3a						様式7-3aについて、「1. 資金調達の基本方針や考え方等」は1枚以内とありますが、「2. 資金調達の構成」は枚数制限の記載がありません。「2. 資金調達の構成」は1枚以内と考えてよろしいでしょうか。	「2. 資金調達の構成」は枚数制限はありません。適宜、行を追加・削除してください。
様式集 15	43		様式 7-3a						「出資者名」を記載する欄がありますが、副本には企業名ではなく「代表企業」「建設企業」などの表記に修正する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 16	43		様式 7-3a						「金融機関名」を記載する欄がありますが、副本には銀行名ではなく「金融機関A」「金融機関B」などの表記に修正する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	「代表企業」「構成企業」「協力企業」以外の企業名は記載可能です。
様式集 17	43		様式 7-3a						「資金調達先」を記載する欄がありますが、副本には企業名ではなく「代表企業」「建設企業」「その他企業」などの表記に修正する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 18	43		様式 7-3a						「金融機関からの関心表明書又はそれに類する書類」とありますが、副本に添付する際には、当該書類に記載されている金融機関名をはじめ、応募グループ（代表企業）名や構成企業名、協力企業名は、黒塗りする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	様式集質問回答No. 16をご参照ください。
様式集 19	45		様式 7-3b他						様式7-3b、様式7-4b、様式7-4c、様式7-4d、様式7-4e、様式7-5bについては、枚数制限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 20			7-3b						※1に“サービス購入費A-1”、※2及び※3に“サービス購入費B-1”とありますが、それぞれ“サービス購入費A-2”、“サービス購入費B-2”が正でしょうか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
様式集 21			様式 7-4c						「1-1 固定料金」に記載の費目について、修繕費など各年度毎に発生費用が異なる費目がある場合、各年度毎の発生費用を市に提示し、各年度毎の提示金額に基づき、市よりお支払い頂くことは可能でしょうか。	固定料金は毎年度一定料金としてください。
様式集 22			様式 7-4c						「1-1 固定料金」の「各年度費用」欄について、事業年度毎に発生する金額が異なる場合、記入欄を追加し事業年度毎の金額を記入してよろしいでしょうか。	様式集質問回答No. 21をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
様式集 23			様式 7-4c						固定料金について、各年度の提示金額に基づき市よりお支払いを受けることが可能な場合、維持管理・運営事業開始後に、事業期間中の固定料金総合計金額の範囲内で、修繕計画の見直し等により各年度の支払金額を変更いただくことは可能でしょうか。	様式集質問回答No. 21をご参照ください。
様式集 24			様式 7-4c						「▲バイオガス利活用による市への還元額」は様式7-4dに記載する「2. バイオガス利活用内訳」に記載する利活用による収入合計額の範囲内で提案者が任意で設定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 25			様式 7-4c						※3に「発酵不適物運搬量は生ごみ量の10%」と記載されていますが、%は重量%と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 26			様式 7-4c						「事業期間中合計欄には単価に「(参考資料) 算出に用いるバイオマス量等」の事業期間中合計を乗じた金額を記入」との記載がありますが、当該参考資料には利活用が可能なバイオガス発生量を算出するために必要な各バイオマスのTS量、VS量は、別紙4に示す平均値を使用すればよろしいでしょうか。	要求水準書 別紙4は投入バイオマス量の目安として示すものであり、要求水準書 別紙2は汚泥分析値の実績値を示しています。検討にあたってのTS濃度は別紙2の数値を用いて、各事業者が別紙4の汚泥量に乗じてTS量、有機物量およびバイオガス発生量を設定してください。
様式集 27			様式 7-4e						「長期収支計画表」について、サービス購入費B対象施設が複数になる場合は、「サービス購入費B-1」「サービス購入費B-2」は、行を追加して「サービス購入費B-1①」「サービス購入費B-2①」「サービス購入費B-1②」「サービス購入費B-2②」のように記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 28			様式 7-4e						損益計算書の「法人税等」欄は、税引前当期利益×実効税率(40.87%)で算出された数値を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 29			様式 7-4e						発酵後汚泥を有価物として全量市より買取り利活用する場合はサービス購入費Dはゼロとして計上すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
様式集 30			様式 7-4e						表中の「1 損益計算書」の「サービス購入費C(固定料金)」欄について、事業年度毎に発生する金額が異なる場合、事業年度毎の発生金額を記入してよろしいでしょうか。	様式集質問回答No. 21をご参照ください。
様式集 31			様式 7-4e (参考資料)						様式7-4e(参考資料)と要求水準書別紙4とでは、H29年度及びH49年度のバイオマス投入量が異なっているため、見直しをお願いします。	様式7-4e(参考資料)に基づき提案を行ってください。
様式集 32	46		様式 7-5a						脚注に「A 4版2枚以内」とあることから、「リスク分担表」や「評価書」などの添付資料は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表や、記載内容を証明する資料については添付を可とします。ただし、必要最低限としてください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
様式集 33	47	4	様式 7-5b						「・・・要求される以外に事業者が追加付保する保険の内容について記入」とありますが、要求される保険については記載しなくてよいということでしょうか。	要求される保険についても記載してください。また要求以上の保険内容がわかるようにしてください。
様式集 34	52		様式 9-1						「民間発案以前に市が実施した各種調査等の結果と同様の内容は除きます。民間発案において、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性等が発揮されている内容について」と記載されていますので、ここは他の項目と違い「要求水準を満たしている程度」では加点が無いと考えてよいですか。	加点については審査委員会で決定します。
様式集 35									全ての提出様式について、上下左右における余白設定の指定がございましたらご教示下さい。	様式集質問回答No. 12をご参照ください。
様式集 36									提出様式について、脚注に「文字の大きさは10ポイント以上」とありますが、図表等につきましては、10ポイント未満の文字で記載してよろしいでしょうか。	様式集質問回答No. 10をご参照ください。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 事業者選定基準に関する質問回答（第1回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 1	2		(2) 提案 審査						総合審査においてはフローを拝見すると内容評価を行った後で価格評価を行う手順となっています。内容評価時には価格を考慮しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 2	7	16	第3	1	(1)				提案価格から未利用地活用業務にかかる地代を差し引くこととなっておりますが、提案バイオマス業務を実施する際に市に支払う施設利用料を差し引く必要はないでしょうか。	提案バイオマス業務を実施する際に市に支払う施設利用料は差し引きません。
事業者選定基準 3	7	8	第3	2	(1)				評価対象の「特定事業に関する提案価格」とは、様式4-2に記載する「特定事業に関する提案価格」と言うことでしょうか。つまり、サービス購入費A(A1・A2)、B(B1・B2)、C(固定・変動)、Dの内訳に関係なく単純合計額で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 4	7		表3						内容評価の採点基準はA～Dの定性評価のみで、定量評価はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 5	7	2	第3	2					「総合審査では提案価格と提案内容の二つの面から評価を行う」との記載があり、8行目には「総合評価点数（満点100点）＝提案価格の得点（40点）＋内容評価の得点（60点）」とも記載されています。しかし、実際は「提案評価額Aの得点＝最低の提案評価額÷提案評価額A×40提案評価額＝特定事業の提案価格－未利用地利活用業務における事業期間中の賃貸料」と記載されている提案評価額であると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 6	8		別表1	I	1				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して2点の配点と言うことでしょうか。	評価の視点の各項目については、それぞれの配点はなく、総合的に判断します。
事業者選定基準 7	8		別表1	I	1				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 8	8		別表1	I	2				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して2点の配点と言うことでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 9	8		別表1	I	2				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 10	8		別表1	I	3				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して2点の配点と言うことでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 11	8		別表1	I	3				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 12	8		別表1	I	4				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して2点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 13	8		別表1	I	4				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 14	8		別表1	I	5				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して2点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 15	8		別表1	I	5				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 16	8		別表1	I	6				評価の視点が2項目ありますが、2項目に各々配点があるのでしょうか。それとも2項目を総合して2点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 17	8		別表1	I	6				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 18	8		別表1	I	7				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して3点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 19	8		別表1	I	7				本項目の配点は、A評価の場合3点、B評価で2.25点、C評価で1.5点、D評価で0.75点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 20	8		別表1	I	7				地元企業とは、豊橋市内に本社を置く企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	豊橋市内に本店（本社）、支店又は営業所等がある企業を指します。
事業者選定基準 21	8		別表1	I	7				「地域雇用への配慮」の「地域雇用」とは、豊橋市在住の方の雇用を指すのでしょうか。	特に限定はしませんが、地域への貢献度合で評価を行います。
事業者選定基準 22	8		別表1	I	7				「周辺地域への貢献」の「周辺地域」とは、豊橋市全域でしょうか、それとも中島処理場の周辺を指すのでしょうか。	両方を示します。
事業者選定基準 23	8		別表1	I	7				「①地元企業の活用や資材等の調達」とありますが、2次下請け等（要は1次下請けでない）でもよろしいでしょうか。	どちらでも構いません。地域への貢献度合いで評価を行います。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 24	8		別表1	I	7				地元企業とは豊橋に本社がある企業だけを対象にしているのでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 20をご参照ください。
事業者選定基準 25	8		別表1	I	7				地域雇用とは豊橋市に住民票がある人、という意味でしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 21をご参照ください。
事業者選定基準 26	8		別表1	I	7				周辺地域への貢献（地域コミュニティ）と記載されていますが、エリアとしてはどこまで考えられているでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 22をご参照ください。
事業者選定基準 27	9		別表1	II					既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで利用する提案を行った事業者と新設を行った事業者では、一般的に安定性・安全性の面で大きな差異が生じるものと考えますが、その加点評価は項目1 全体計画でのみでしょうか。	項目1 全体計画のみとは限りません。
事業者選定基準 28	9		別表1	II	1				評価の視点が2項目ありますが、2項目に各々配点があるのでしょうか。それとも2項目を総合して2点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 29	9		別表1	II	1				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 30	9		別表1	II	2				本項目の配点は、A評価の場合3点、B評価で2.25点、C評価で1.5点、D評価で0.75点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 31	9		別表1	II	4				評価の視点が4項目ありますが、4項目に各々配点があるのでしょうか。それとも4項目を総合して2点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 32	9		別表1	II	4				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 33	9		別表1	II	5				評価の視点が4項目ありますが、4項目に各々配点があるのでしょうか。それとも4項目を総合して5点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 34	9		別表1	II	5				本項目の配点は、A評価の場合5点、B評価で3.75点、C評価で2.5点、D評価で1.25点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 35	9		別表1	II	6				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して3点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 36	9		別表1	II	6				本項目の配点は、A評価の場合3点、B評価で2.25点、C評価で1.5点、D評価で0.75点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 37	9		別表1	Ⅱ	7				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して3点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 38	9		別表1	Ⅱ	7				本項目の配点は、A評価の場合3点、B評価で2.25点、C評価で1.5点、D評価で0.75点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 39	9		別表1	Ⅱ	8				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 40	9		別表1	Ⅱ	9				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して1点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 41	9		別表1	Ⅱ	9				本項目の配点は、A評価の場合1点、B評価で0.75点、C評価で0.5点、D評価で0.25点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 42	10		別表1	Ⅲ	1				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 43	10		別表1	Ⅲ	2				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して2点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 44	10		別表1	Ⅲ	2				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 45	10		別表1	Ⅲ	3				評価の視点が4項目ありますが、4項目に各々配点があるのでしょうか。それとも4項目を総合して3点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 46	10		別表1	Ⅲ	3				本項目の配点は、A評価の場合3点、B評価で2.25点、C評価で1.5点、D評価で0.75点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 47	10		別表1	Ⅲ	4				評価の視点が2項目ありますが、2項目に各々配点があるのでしょうか。それとも2項目を総合して3点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 48	10		別表1	Ⅲ	4				本項目の配点は、A評価の場合3点、B評価で2.25点、C評価で1.5点、D評価で0.75点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 49	10		別表1	Ⅲ	5				評価の視点が2項目ありますが、2項目に各々配点があるのでしょうか。それとも2項目を総合して7点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 50	10		別表1	Ⅲ	5				本項目の配点は、A評価の場合7点、B評価で5.25点、C評価で3.5点、D評価で1.75点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 51	10		別表1	Ⅲ	6				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 52	10		別表1	Ⅲ	7				評価の視点が3項目ありますが、3項目に各々配点があるのでしょうか。それとも3項目を総合して2点の配点とすることでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 6をご参照ください。
事業者選定基準 53	10		別表1	Ⅲ	7				本項目の配点は、A評価の場合2点、B評価で1.5点、C評価で1点、D評価で0.5点の4ケースしかないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 54	11		別表1	Ⅳ	1				様式8-2の付帯事業に関する提案書(2)-提案バイオマス処理業務-について、事業者選定基準で配点がないので、提案バイオマスについては加点がないものと理解してよろしいでしょうか。	提案バイオマス処理業務の提案がなされた事実のみを対象とした加点は行いません。
事業者選定基準 55	11		別表1	Ⅳ	2				民間発案に配点が付与されていますが、本事業公告前の段階での提案行為に配点を与えることは公平な競争性を著しく阻害するものと考えます。公平性の観点からも、公告日(4/21)以降の提案で評価をしていただくようお願い致します。	豊橋市PFI基本指針に基づき民間発案については評価を行うこととしています。
事業者選定基準 56	11		別表1	Ⅳ	2				事業実施に対する発案の貢献度として民間発案に配点が設定してありますが募集要項の公告以前の段階での提案に加点するのは公平性に欠けると考えられます。募集要項の発表以降での提案の評価をお願いします。	事業者選定基準質問回答No. 55をご参照ください。
事業者選定基準 57	11		別表1	Ⅳ	2	①			「豊橋市PFI 基本指針 民間事業者からの発案」によれば、単なる思い付きレベルは対象にならないと記載されています。一方、平成24年12月17日開催の経済消防委員会・環境経済委員会では、当該事業はガス販売収入を前提とした収支計算がされており、加点対象になる今回の民間発案は導管注入を前提としたガスの販売事業だけと考えてよろしいでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 55をご参照ください。また、加点対象については、審査委員会で決定します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 58	11		別表1	IV	2	①			平成24年3月の「『持続的発展が可能な環境先進都市づくり』に貢献するバイオガス(消化ガス)の精製・都市ガス導管注入事業調査』報告書(概要版)第1章はじめに」によれば、「発生するバイオガス量が増加し、都市ガス導管注入を行うことで」と記載されており、民間提案は都市ガス導管注入を前提としており、それ以外の提案は本来の当該事業の提案に寄与しない(元々の提案とは実態が異なるため、思い付きレベルになる)と考えてよろしいでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 57をご参照ください。
事業者選定基準 59	11		別表1	IV	2	①			「民間発案」とは、国交省の先導的官民連携支援事業に採択された「『持続的発展が可能な環境先進都市づくり』に貢献するバイオガス(消化ガス)の精製・都市ガス導管注入事業」だと理解してよろしいでしょうか。よい場合、本事業において、バイオガスの都市ガス導管注入事業が提案されなければ、貢献度として評価されないと理解してよろしいでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 57をご参照ください。
事業者選定基準 60	11		別表1	IV	2	①			加対象者は、特定企業1社となるのでしょうか?それとも関わった企業すべてでしょうか。	平成25年3月11日公表の、「『豊橋市PFI基本指針におけるPFI導入対象事業の抽出』に係る民間事業者からの発案の検討結果について」において、発案者とされている「豊橋市中島処理場でのバイオマス資源活用事業推進 民共同」のメンバーが加対象となります。 参考URL: <a href="http://www.city.toyohashi.lg.jp/7289.htm">http://www.city.toyohashi.lg.jp/7289.htm</a>
事業者選定基準 61	11		別表1	IV	2	①			もし関わった企業すべてに配点するとなると、どれだけ貢献したかは各社不明である以上均一の配点になると思いますが、思い付きレベルの企業にも配点することに矛盾はないでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 60をご参照ください。
事業者選定基準 62	11		別表1	IV	2	①			中部経済連合会の中の「水のいのちものづくり中部フォーラム」の「第5回総会及び第8回水ビジネスセミナー」の資料中「平成24年度事業報告」によれば、「官民連携事業として中島下水処理場の・・・発生したバイオガスの余剰分を都市ガス仕様に精製し、導管注入して利用」することを支援したと記載されています。しかし中部経済連合会のこのフォーラムに参加していても、発案した企業として登録されていなければ点は無く、登録されていただけで説明書を提出でき、その結果最低でも0.25の加点があるということでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 60をご参照ください。
事業者選定基準 63	11		別表1	IV	2	①			中部経済連合会の中で別途会費を集めている「水のいのちものづくり中部フォーラム」の活動の一環の「豊橋市中島処理場におけるパイガス事業への支援」である以上、個々の企業を対象とした加点は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 60をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業者選定基準 64	11		別表1	IV	2	①			貴市が国土交通省の先導的官民連携支援事業で実施した『「持続的発展が可能な環境先進都市づくり」に貢献するバイオガス(消化ガス)の精製・都市ガス導管注入事業調査』は、貴市が主体となって実施したものであるため、民間発案の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	当該調査の引用部分が民間発案にあった場合は、評価対象とならない予定です。
事業者選定基準 65	11		別表1	IV	2	①			「事業実施に対する発案の貢献度」の判断基準をご教示いただけませんか。	民間発案の貢献度合いに応じて加点を行います。
事業者選定基準 66	11		別表1	IV	2				「民間発案」に関して1点の配点がありますが、様式9-1を提出することで1点になるわけではなく、他の様式と同様にA～Dの採点基準で得点化されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業者選定基準 67	11	5	別表1	IV					民間発案として事業実施に対する発案の貢献度として、「1点」の配点がございしますが、こういった内容で評価のA, B, C, Dが採点されるのかご教示頂けますでしょうか。	事業者選定基準質問回答No. 65をご参照ください。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 基本協定書（案）に関する質問回答（第1回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
基本協定書（案） 1	1	16	第2条	2					事業者選定手続における甲及び審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重する旨が定められておりますが、選定事業者に新たな費用や過度な負担等が生じない合理的な範囲内で尊重のご想定との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
基本協定書（案） 2	1	25	第3条	2					事業予定者の株式は、「譲渡制限株式の1種類」とありますが、事業予定者に対する出資者が無議決権株式を保有する場合等も考え得るため、1種類のみ限定は削除していただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。但し、事業に影響を及ぼさないことを前提に、種類株式を発行する場合には、協議とします。
基本協定書（案） 3	2	1	第4条						融資金融機関のために本契約上の地位や本契約に基づく事業者の権利に担保設定を行う可能性があります、その場合はご承諾頂けるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な理由なく、承諾を留保又は遅延しません。
基本協定書（案） 4	2	1	第4条						プロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合、SPC株式の質権設定等、PFIにおいて通常想定される担保権の設定については、ご承諾頂けるのでしょうか。	基本協定書（案）質問回答No.3をご参照ください。
基本協定書（案） 5	2	2	第4条						事業予定者の資金調達に関し、事業予定者の株式に対して金融機関のために質権設定を行う場合には市の承諾をいただけたとのことです（実施方針に対する質問回答のNo. 206）、甲が合理的な理由なくして本条に基づく承諾を留保又は遅延しない旨を追記していただきますようお願い致します。	基本協定書（案）質問回答No.3をご参照ください。
基本協定書（案） 6	2	21	第6条	3					第6条第3項第(1)号乃至第(4)号については、本事業に関して当該各号に定める事項に該当した場合にのみ適用されるとの理解で宜しいでしょうか。また、同条項第(5)号についても、第(1)号乃至第(4)号と同様に、本事業に関して第(5)号に定める事項に該当した場合にのみ適用される建付としていただきますようお願い致します。	前段に関してはご理解のとおりです。後段については特に本事業に限定するものではありません。
基本協定書（案） 7	2	24	第6条	3	(1)				納付命令が確定した場合に限定していただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
基本協定書（案） 8	2	32	第6条	3	(2)				排除措置命令が確定している場合に限定していただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
基本協定書（案） 9	3	2	第6条	3	(3)				納付命令又は排除措置命令が確定している場合に限定していただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
基本協定書（案） 10	3	9	第6条	3	(4)				無罪推定の原則を前提として、刑が確定したときに限定していただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
基本協定書（案） 11	3	18	第6条	6					課される違約金の金額が過大であり、また構成企業・協力企業が連帯責任を負うことは過度な負担を要求しているものと考えられますので、金額等について見直しをお願い致します。また、事業契約の成立の前後を問わずに責任を負わせる本条項の規定は、市の過去の案件（平成21年の芸術文化交流施設整備案件）において事業契約成立後のみに違約金を課す規定が設けられていたこととの比較においても、範囲が広汎に過ぎるため、本件でも事業契約成立後のみとしていただく方向でご再考願います。	原案のとおりとします。
基本協定書（案） 12	3	19	第6条	6					当該違約金の定めは損害賠償額の予定でなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について乙は損害賠償の責めを負うことになっていますが、その上限額を設定いただきたく。	上限額を設定することは想定しておりませんので、原案のとおりとします。
基本協定書（案） 13	3	20 23	第6条	6					違約金について「・・・連帯して負担する」、「賠償義務を連帯義務とする」とありますが、違約金支払い及び賠償義務は、「帰責者」の義務に修正していただきたくお願いいたします。	原案のとおりとします。
基本協定書（案） 14	3	28	第7条	2					事業予定者に承継させるべき準備行為については、適・不適もありますので、準備行為の全てを承継させることまで義務付けられている訳ではなく、乙において必要と認める範囲内で承継させることで足りるとの理解で宜しいでしょうか。	準備行為の結果については、全て事業予定者に承継させることとします。特に不適切とお考えのものがあればお示しください。
基本協定書（案） 15	3	30	第8条						市の事由により事業契約に至らなかった場合に、選定グループが被った損害についての規定がありません。市の事由による場合は、市のリスクとなりますので、当該規定を追加願います。	原案のとおりとします。
基本協定書（案） 16	3	30	第8条						実施方針別紙1リスク分担表の通り、市の帰責により事業契約の締結に至らなかった場合には、市に対し、事業者が本事業の準備に要した費用を請求することが出来る旨、規定をお願いします。	基本協定書（案） 質問回答No. 15をご参照ください。
基本協定書（案） 17	3	31	第8条						事由の如何を問わず事業契約が締結に至らなかった場合、本事業の準備に関して支出した費用は各自負担とされていますが、事業者の責でない事由の場合、事業者に生じた損害について、市がご負担して頂けるのでしょうか。	基本協定書（案） 質問回答No. 15をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
基本協定書(案) 18	4	4	第9条	2					“ただし、本協定の終了後も、第6条第6項、～の定めは有効に存続するものとする。”とありますが、第6条第6項は、乙のいずれかが第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときの規定であり、当該第6条第3項は事業契約成立前に関する規定です。本協定の終了前に、乙のいずれかが第6条第3項各号所定のいずれかに該当し、既に第6条第6項に基づく違約金支払い義務が生じていた場合には、本協定の終了後も第6条第6項が有効に存続するが、本協定終了後に新たに第6条第3項各号所定のいずれかに該当する事象が生じた場合には、第6条第6項の規定が適用されることはない(新たに違約金支払義務は生じない)、という理解で宜しいでしょうか。	同一の事由に重複して適用することはありません。
基本協定書(案) 19	4	7	第10条						事業契約成立後も、乙のいずれかが第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときには、甲は第6条第6項に基づく違約金の請求ができ、且つ本協定を解除できるということですが、一方で、事業契約書(案)の第72条第1号第(9)号により、貴市は事業契約も解除できます。この場合、事業契約書(案)第78条に規定される違約金額・損害賠償額からは、基本協定書に基づく違約金額が控除されるもの(基本協定書規定の違約金と事業契約規定の違約金とが重ねて課されることはない)と考えて宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第6条第6項に定める違約金と、事業契約書(案)第78条第1項に定める違約金が双方とも発生する場合に、一方が他方に充当されることはありません。
基本協定書(案) 20	4	20	第11条	2	(3)				秘密情報に含まれない情報として、「開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報」と規定されていますが、開示者の帰責事由により公知となった情報については秘密情報から除外されるべきと考えられますので、被開示者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報に修正していただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
基本協定書(案) 21	4	24	第11条	3					乙が事業予定者に対して秘密情報を開示する場合についても、本項の適用対象となるよう追加していただきますようお願い致します。	原案のとおりとします。
基本協定書(案) 22	4	24	第11条	3					本項に基づき開示する場合における事前通知手続については、第(2)号及び第(3)号の場合にのみ必要とすれば足りると考えられますので、その他の場合については事前通知手続を不要とさせていただきますようお願い致します。	基本協定書(案)を修正し、第11条第3項第(1)号、第(4)号及び第(5)号を削除します。併せて、事業契約書(案)も修正し、第86条第3項第(1)号、第(4)号及び第(5)号を削除します
基本協定書(案) 23	4	31	第11条	3	(5)				「事業予定者に対して資金提供を行う金融機関」には、融資の検討を行う金融機関等(融資契約は未締結)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
基本協定書（案） 24	7	22	別紙1	3					第三者に対して事業者の株式の処分を行う場合、「譲受人作成に係る豊橋市所定の書式の誓約書」を提出する旨が規定されていますが、かかる誓約書の書式の内容は、基本協定書（案）別紙2の誓約書の様式と同趣旨の内容でしょうか。異なる場合には、誓約書の内容についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答（第1回目）

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書（案） 1	2	4	第1章	第1条					定義語に「金融費用（＝事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない）」を加えて頂きたく存じます。増加費用の中には当該事情の変更に伴い金融機関に支払うべきスワップの解約コストや遅延損害金が含まれる必要があると認識しておりますが、この義務を明確化するため金融費用という定義語を付け加えることを提案するものです。	費用等にご質問のような金融費用も合理的な範囲で含まれます。 なお、事業契約書（案）については原案のとおりとします。
事業契約書（案） 2	2	4	第1章	第1条		(1)			維持管理・運営業務の定義には、バイオマスの受入管理及び処理業務及びバイオガスの利活用業務に関するものは含むが、発酵後汚泥の利活用等にかかるものは含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書（案） 3	2	35	第1章	第1条		(13)			「緊急時対応マニュアル」とは、要求水準書32頁に記載のある「危機管理事象に対応するための対応マニュアル」と同一のものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書（案） 4	3	24	第1章	第1条		(22)～(25)			事業契約書において、サービス購入費A～Dは、消費税を含まない金額だと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書（案） 5	5	12	第1章	第1条		(47)			「バイオガス」の定義にメタンを約60%程度含む気体とありますが、原料および発酵の状況により濃度は50%-70%程度にぶれる可能性があります。上記濃度の気体についても「バイオガス」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書（案） 6	6	28	第2章	第2条	2				本契約、公募書類又は技術提案書の間には齟齬がある場合、本契約、公募書類、技術提案書の順に解釈が優先するもの」とありますが、解釈の優先順位のみならず、事業者選定時においても事業契約書(案)条項をどれだけ満足しているかが他書類より優先されるのか、或いは、事業者選定時は公募書類及び技術提案等を優先され、事業者選定後、選定された事業者との対話により事業契約書も変更可と了解して宜しいでしょうか。本事業契約書(案)で事業者選定時に必須とされる項目をご教示頂きたく。	優先交渉権者選定後に、提案内容に基づき事業契約書（案）の内容について協議を行い規定の明確化のための確認を行う場合がありますが、募集の公平性の観点から事業契約書（案）に記載の条件について変更は行いません。
事業契約書（案） 7	6	29	第2章	第2条	2				技術提案書が要求水準書に示された水準より厳格なまたは望ましい水準を規定している場合は技術提案書が要求水準書に優先すると記載されていますが、誰がいつどのように判断するのか、ご教示ください。	市が、要求水準書と技術提案書の優先劣後を判断すべき事象が起きた時点で、いずれが優先であるかを判断します。
事業契約書（案） 8	7	23	第2章	第7条					資金調達に際して金融機関よりS P Cの株式、地位譲渡予約等の担保権設定を求められた場合には市の承認は頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 9	7	24	第2章	第7条					市においても、PFI法第75条(支援等)に規定された法制上及び税法上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けようとする場合は、その支援を受けることが出来るよう努力して頂く義務の明記をお願い出来ればと存じます。	市は合理的な範囲での協力をいたします。
事業契約書(案) 10	7	28	第2章	第8条					本事業に関し、市が申請等を行うべき許認可及び届出等がある場合、その申請の遅延、又は事業者の申請に対する協力を怠ったことにより、遅延が生じた場合、市による事業者に対する損害賠償義務を規定して頂きたく存じます。	市の責めに帰すべき事由による損害については、事業契約書(案)の各条項の規定によります。
事業契約書(案) 11	7	28	第2章	第8条	1				「本事業を実施するために必要となる一切の許認可」では、必ずしも事業者が取得や届出の主体とはならないものも含まれてしまうように思われますので、「事業者が本契約上の義務を履行するために必要な許認可」などの表現に修正頂けますでしょうか。	事業契約書(案)第8条第1項については、以下のとおり修正します。 「事業者は、本事業を実施するために自ら取得すべき一切の許認可の取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。」
事業契約書(案) 12	7	28	第2章	第8条	1				「本事業を実施するために必要となる一切の許認可」には、市が申請すべき法手続き(都市計画変更、下水道法事業認可、都市計画法事業認可、交付金申請等)は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 13	8	5	第2章	第8条	4				「前項」は「第1項」ではないでしょうか。	修正します。
事業契約書(案) 14	8	9	第2章	第8条	5				市による許認可の取得及び届出等に必要な資料とは何を示すのか、具体的にご教示いただきたく。	バイオマス資源利活用施設を、下水道基本計画(全体計画)及び下水道法事業計画に位置づけるために必要な、施設・主要機器の能力・仕様・施設フロー・系統等の施設計画、施設の配置計画等を示す図面、計算書、及び概算事業費の計算書等を想定しています。
事業契約書(案) 15	8	12	第2章	第9条					監査の具体的内容と実施時期及び頻度を御教示願います。	年度末の決算監査、年度途中の定例監査(年1回程度)、包括外部監査(数年に1回)を現時点では想定しています。
事業契約書(案) 16	8	25	第3章	第10条	4				「基本設計業務着手時の提出書類等」及び「実施設計業務着手時の提出書類等」とは、要求水準書記載の着手届以外にはどのようなものが必要となりますでしょうか。	設計業務の実施体制等を想定しておりますが、詳細は協議により定めます。
事業契約書(案) 17	8	31	第3章	第10条	6				基本設計の着手段階及び終了段階において市が実施する近隣住民への説明について協力するとありますが、具体的に協力内容をご教示いただきたく。	住民説明にあたり必要なデータ、資料等についてご協力いただくこと等を想定しております。
事業契約書(案) 18	9	12	第3章	第12条	1				「基本設計に係る設計業務完了時の提出書類等を作成したうえで、」とありますが、基本設計に係る図書は、要求水準書18頁 3.5設計図書の提出に記載の図書類のうち具体的にどの図書が該当するのかご教示いただきたく。	原則すべてを作成していただくことを想定していますが、内容及び精度については市との協議のうえ決定いたします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 19	9	15	第3章	第12条	2				要求水準書17頁3.1基本設計業務において、バイオマスデータの収集・分析の結果、施設規模などの変更が必要になった場合、技術提案内容を変更することは可能でしょうか。	事業契約書(案)第14条第2項に基づきます。
事業契約書(案) 20	9	18	第3章	第12条	3				市は「書類等の提出後相当期間内において」基本設計の内容を確認した旨を通知とありますが、「相当期間」とはどの程度の期間でしょうか。建設工程に大きく影響するものですので、具体的にご教示いただきたく。	適切な設計協議を事前実施することを前提に、3週間程度を想定しています。
事業契約書(案) 21	9	28	第3章	第13条	3				市は「書類等の提出後相当期間内において」実施設計の内容を確認した旨を通知とありますが、「相当期間」とはどの程度の期間でしょうか。建設工程に大きく影響するものですので、具体的にご教示いただきたく。	適切な設計協議を事前実施することを前提に、3週間程度を想定しています。
事業契約書(案) 22	9	32	第3章	第14条	1				市は「必要があると認められる場合」設計変更を請求することができますとありますが、変更すべき原設計とはどの時点のどのレベルの設計を指すのか、具体的にご教示いただきたく。	技術提案書の内容及び設計変更後においては変更後の当該設計を意味します。
事業契約書(案) 23	10	3	第3章	第14条	1				「技術提案書の範囲の逸脱」とありますが、「範囲の逸脱」とは何なのかを具体的にご教示いただきたく。たとえば、提案価格の増額というケースも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	コストや性能等に関して、技術提案書の内容から変更が生じる場合を想定しています。
事業契約書(案) 24	10	4	第3章	第14条	1				市より一方的に設計変更が決定されることによって事業者の負担増又は利益の減少(設計業務以外のサービス対価の減少を含みます)が生じることをリスクとして見積もることは民間事業者として困難と思料致します。市が一方的に設計変更を決定できる条件として、「当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ技術提案書の範囲を逸脱しない場合」に加えて、(i)事業者の負担が増加し又は利益が減少する場合(サービス対価の減少を含む)でないことを条件とするか、(ii)事業者の負担が増加し又は利益が減少する場合は事業者の承諾を条件とするよう加えて頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。事業者に損害、損失又は費用が生じる場合は、事業契約書(案)第14条第3項に従います。
事業契約書(案) 25	10	14	第3章	第14条	3				「損害、損失又は費用」には設計の変更に伴う各種契約変更に係る金融費用等も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.26をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 26	10	15	第3章	第14条	3				「費用等」が本項にて定義されていますが、この定義語は、設計変更だけでなく、様々な要因によって生じた追加費用を意味する言葉として第15条、第31条、第53条、第57条等、種々の箇所 で引用されているため、混乱を避けるため第1条に改めて定義して頂きたいと存じます。その際、例えば「増加費用」など、通常生じる費用以外の費用であることがわかるような言葉に置き換えて頂きたいと存じます。また、当該「増加費用」にはブレイクファンディングコスト等の金融費用(=事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない)を含む旨を明示して頂きたいと存じます。	本項で定義した「費用等」の定義は、他の条項でも同様の意義を有しておりますので、原案のとおりといたします。なお、後段ご質問の金融費用については、合理的な範囲で「費用等」に含みます。
事業契約書(案) 27	10	17	第3章	第14条	4				本項の内容は、市が必要を認め請求した設計変更に関しては、工期の変更や技術提案書の範囲の変更もありうるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 28	10	25	第3章	第14条	5				「サービス購入費の減額」のみについて触れられておりますが、必要がある場合は「サービス購入費の増額」も合意可能との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、第15条による費用等の分担との関係はどのようになりますでしょうか。	サービス購入費の増額ではなく、事業者が費用等が発生した場合として、事業契約書(案)第15条の規定によります。なお、事業契約書(案)第14条第5項について、但し書き以降、[市は又は事業者に]を[市又は事業者に]に修正します。
事業契約書(案) 29	10	29	第3章	第14条	6				本項の意味についてご教示ください。「前2項の規定にかかわらず」とありますが、不可抗力又は法令等の変更の場合には、4項及び5項に定める設計変更プロセス(協議・合意による変更)が行われないということでしょうか。仮に費用負担が15条1項3号及び4号に従うことになるという程度の意味であれば、特に本項は不要のように思われます。	事業契約書(案)第14条第6項を次のとおり修正します。「6 前項の規定に係わらず、(省略)、 <u>工期</u> の変更を伴い又は技術提案書の範囲を逸脱する場合で、(省略)市及び事業者は第15条第1項第3号又は第4号に定めるところに従うものとする。」
事業契約書(案) 30	10	35	第3章	第15条	1				予期しない大規模な地中障害物が発見された場合の設計変更に伴う増加費用は、原則として市が負担するものと理解しています(要求水準書(案)に関する質問回答No.66~71)。この場合の費用負担について、第15条1項に明記して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)第20条第4項をご参照ください。
事業契約書(案) 31	11	2	第3章	第15条	1				サービス購入費の支払額の減少については、事業者との協議を経た上での合意に基づき行うことが原則であり、仮に合意に至らない事項があるときでも、サービス購入費の支払額の減少は、事業契約の趣旨に則して客観的・合理的な根拠により行う想定との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 32	11	5	第3章	第15条	1	(1)			事業者負担の場合については、市負担の場合とは異なり、負担の方法について協議により定めることとされておりますが、どのように決定されるのでしょうか。一括・分割の別他、(市に発生した費用等について)支払期限、サービス購入費の増額によるか等も必要かと存じますが、ご教示ください。	原則として直ちに一括でお支払いいただく予定ですが、協議の余地を一切否定するものではありません。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 33	11	7	第3章	第15条	1	(2)			「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 34	11	19	第4章	第16条	1				「その他必要となる手続」とは、具体的には何をご想定されておりますでしょうか。	特段の想定はございません。
事業契約書(案) 35	11	25	第4章	第16条	3				建設業務を完了するために必要な一切の手段は事業者の責任とされていますが、事業者の責ではなく諸条件が変更された場合においては、設計変更の対象として頂けるのでしょうか。	設計変更が必要と考える場合には、事業契約書(案)第14条第2項に従ってください。その際の費用負担は事業契約書(案)第15条によります。
事業契約書(案) 36	11	26	第4章	第16条	3				市にご協力頂く必要がある部分もございますので、合理的な範囲で協力頂けることを追記頂けますでしょうか。(例えば、『豊橋市役所内他部署との調整』(土壌汚染に関し環境部環境保全課、建築確認に関し建設部建築指導課等)はぜひ協力頂きたい事項です。)	市は合理的な範囲で協力します。
事業契約書(案) 37	11	28	第4章	第16条	4				施設の構造や調達方法によっては、市に協力頂いた方が、コストや効率性等の面でより望ましい調達方法を採用できるものと存じますので、合理的な範囲で協力頂けることを追記頂けますでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.36をご参照ください。
事業契約書(案) 38	12	22	第19条	第19条	2				設計企業に工事監理を委託する場合や、応募の際に工事監理を担当する企業として提案していた企業に工事監理を委託する場合でも、市の事前の承諾は必要でしょうか。市の事前の承諾が必要である場合、承諾が拒否される場合とはどのような場合をご想定でしょうか。	前段について、工事監理者等について明らかにしていただく必要があるため、提案で委託先が明らかな場合でも承諾を得てください。 後段について、合理的な理由なく承諾を拒否することはありません。
事業契約書(案) 39	13	4	第4章	第20条	3				想定外の事象に対しても全て事業者の負担となるのでしょうか。	想定外であっても、調査の誤りに起因する場合は事業契約書(案)第20条第3項により事業者が負担します。
事業契約書(案) 40	13	5	第4章	第20条	3				第1項において市の承諾が得られなかったために実施されなかった調査については、「事業者の故意又は過失により調査を行わなかったこと」に含まれないとの理解ですが、念のためご確認ください。	市の承諾を得るにつき、事業者の過失がなかった場合はご理解のとおりです。
事業契約書(案) 41	13	8	第4章	第20条	4				要求水準書に提示されている以外のポイントで行ったボーリング調査の結果、杭や躯体構造等に変更が生じ、費用の増加が発生した場合、合理的な範囲で市が負担していただけることよろしいでしょうか。	要求水準書で提示したポイント以外でのボーリング調査結果が、公募書類及び現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであった場合の増加費用についてはご理解のとおりです。
事業契約書(案) 42	13	10	第4章	第20条	4				「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 43	13	16	第4章	第21条	1 2				当該プロジェクトにおける市の想定されている近隣の合理的範囲があればお教示ください。	近隣の校区の自治会を想定しています。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 44	13	16	第4章	第21条	1 2				上記説明内容はあくまで建設期間中のみで、運転開始後に想定懸念されるものは含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 45	13	18	第4章	第21条	1				事業者による近隣対策の実施は、あらかじめ市が本事業の実施自体について近隣説明を行い、その理解を得た後に行われるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 46	13	20	第4章	第21条	2				合理的に要求される範囲において近隣対策を実施することされていますが、範囲について、具体的にご教示ください。	事業契約書(案) 質問回答No. 43をご参照ください。
事業契約書(案) 47	13	22	第4章	第21条	2				近隣対策として必要な事項として、作業時間(時間帯、曜日)、工事車両の走行ルートおよび走行時間等が考えられますが、市にもご協力いただけると了解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案) 第21条第6項をご参照ください。
事業契約書(案) 48	13	27	第4章	第21条	4				近隣対策により生じた費用等は、事業者負担とされていますが、事業者の責でない事由の場合は、市がご負担して頂けるのでしょうか。	市が費用等を負担する場合については、本項に記載のとおりです。
事業契約書(案) 49	13	27	第4章	第21条	4				近隣対策により生じた費用等の内、事業者側の妥当な計画に対する地域住民からの異議で、本事業の実施自体に対する反対に起因するため生じた対策費用は、協議対象と考えてよろしいでしょうか。	本事業の実施自体に対する近隣住民の反対活動等への対応と認められるものは事業契約書(案) 第21条第7項に従います。
事業契約書(案) 50	13	27	第4章	第21条	4				「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 51	13	31	第4章	第21条	5				事業者の責でない近隣対策の不調による施工計画書の内容変更は、認めて頂けるのでしょうか。	施工計画書の変更が合理的であると市が認めた場合はご理解のとおりです。
事業契約書(案) 52	13	33	第4章	第21条	5				「また」以下について、承諾を行う場合を限定する必要はございますでしょうか。柔軟な対応を困難にするものであり、市及び事業者の双方にとって望ましくないように思われますので、削除頂ければと存じます。	事業契約書(案) 第21条第5項を修正し、「また」以降を削除します。 なお、近隣住民の理解を得る上での合理的な範囲内での努力は尽くしてください。
事業契約書(案) 53	13	31	第4章	第21条	5				事業者としても予算・工期の制約のある中で、全力で近隣対策を行います、「近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、施工計画書の変更を承諾する」とありますが、具体的に例示して頂けないでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 52をご参照ください。
事業契約書(案) 54	13	31	第4章	第21条	5				「更なる近隣対策の実施」と言う、提案書で示した対策以上の対策を求められた場合にも全額事業者負担との考えでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 52をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 55	14	9	第4章	第23条	1	(1)			サービス購入費Aの総額(割賦金利除く)の100分の10以上に相当する契約保証金を納付するとの記載ですが、供用開始前準備費用や特別目的会社設立費用、資金調達費用を除いた本施設の設計業務、建設業務および解体撤去費用に該当する額(設計・建設企業の請負額)の100分の10以上に相当する契約保証金を納付することでもよろしいでしょうか。	サービス購入費Aから控除するのは、割賦金利相当額のみです。なお、サービス購入費Aに係る消費税及び地方消費税も算出基礎に含めることとします。これに伴い、事業契約書(案)第23条第1項第(1)号を以下のとおり修正します。 「サービス購入費Aの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額から割賦金利相当額を控除した金額相当額の総額の(以下省略)」 併せて、事業契約書(案)第78条第1項第(2)号を以下のとおり修正します。 「サービス購入費C及びサービス購入費Dの1事業年度分の総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額(中略)さらにサービス購入費B及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額を支払う。」
事業契約書(案) 56	14	9	第4章	第23条	1	(1)			本契約の締結日とは、議会の議決を取得した日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 57	14	10	第4章	第23条	1	(1)			契約保証金の算出基準となる対価は、サービス購入費Aのみであり、サービス購入費Bは含まれない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 58	14	24	第4章	第23条	2	(3)			建設企業が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合かつ建設企業が複数の場合、各建設企業が各々の請負額に応じた履行保証保険契約を締結し建設業務全体請負額をカバーする事で対応してもよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第23条第1項第(1)号に規定する契約保証金額が保険金額として支払われる場合には可能です。なお、事業契約書(案)質問回答No. 59もご参照ください。
事業契約書(案) 59	14	25	第4章	第23条	2	(3)			「建設企業をして締結させ・・・」とありますが、この場合、事業者と建設企業との間で工事請負契約が締結されないと履行保証保険も付保できませんので、履行保証保険の始期は工事請負契約の締結日となる、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第23条第2項第(3)号を以下のとおり修正します。 「設計企業、建設企業のいずれか若しくは両者をして締結させ」 なお、履行保証保険の付保は本契約の締結日(事業契約の仮契約が豊橋議会の議決を得て抗力を発生する日)を想定しております。
事業契約書(案) 60	14	25	第4章	第23条	2	(3)			建設企業が保険契約者となって履行保証保険を締結して契約保証金の全部免除を求める場合、保険金額は第23条第1項1号に定めるようにサービス購入費Aの総額から割賦金利相当額を控除した金額の100分の10以上となるように付保すればよろしいですか。念のため確認させてください。	事業契約書(案)質問回答No. 55をご参照ください。
事業契約書(案) 61	14	25	第4章	第23条	2	(3)			建設企業が保険契約者となって履行保証保険を締結してもよいこととなっていますが、建設企業や設計企業の各社がそれぞれ保険契約者となって履行保証保険を付保し、その保険金額の合計額が第23条第1項1号に定める契約保証金額となるように付保することは認められますか。確認させてください。	事業契約書(案)質問回答No. 58及びNo. 59をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 62	15	10	第4章	第24条	2				ここでの要求水準書は第2条2項との関係で技術提案書が優先される場合には技術提案書と読み替えるべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 63	15	17	第4章	第25条	1				「本施設の建設業務の完了後」とは今回新設の本施設と現在の既存施設を接続、切替完了後のプラント総合試運転(性能、機能試験)を実施すると考えてよいでしょうか。又は現在の既存施設を運転継続のままで今回新設の本施設を試運転(性能、機能試験)することでしょうか。	前段のご理解のとおりです。
事業契約書(案) 64	15	25	第4章	第25条	4				事業者の責でない場合は、補修に係る費用は市がご負担して頂けるのでしょうか。	事業契約書(案)第25条第4項の補修は、要求水準書で設定された基準を本施設が満たすための修補を想定しているため、その費用は当然に事業者において負担すべきものです。仮に要求水準書が変更され、設計変更が生じ、それについて費用が生じた場合は事業契約書(案)第15条によります。
事業契約書(案) 65	15	27	第4章	第25条	5				補修が必要となる理由を考慮せずに一律事業者負担というのは不合理だと思いますので、補修が必要となる事由(市帰責・事業者帰責・不可抗力等)によって負担者を区別するよう修正をお願い致します。	事業契約書(案)質問回答No.64をご参照ください。
事業契約書(案) 66	15	27	第4章	第25条	5				「補修の内容について事業者に指示」とありますが、要求水準書では単に「項目」となっております。補修の具体的内容(方法等)についてまで指示がなされる訳ではないという理解で宜しいでしょうか。仮に、補修内容まで具体的な指示がなされる場合には、その内容については事前に事業者と協議頂きたく、また、市の指示に従い補修した部分に係る問題点については市の負担により解決されるよう修正頂く必要があるものと存じます。	前段についてご理解のとおりです。
事業契約書(案) 67	15	30	第4章	第25条	6				市が、提供するバイオマスについて、提供開始が遅れたことにより、試運転費用増、遅延等の損害が発生した場合は、市の負担と理解してよろしいでしょうか。	市との協議により定めた試運転計画書の内容に照らして遅延が発生したことにより生じた費用等は合理的な範囲で市が負担します。
事業契約書(案) 68	15	30	第4章	第25条	6				市が、提供するバイオマスについて、その質が粗悪である、または量が不足もしくは過大であることにより、試運転費用増、遅延等の損害が発生した場合は、市の負担と理解してよろしいでしょうか。	市との協議により定めた試運転計画書の内容に照らして、市が提供するバイオマスの量及び質が逸脱したことにより生じた費用等は合理的な範囲で市が負担します。
事業契約書(案) 69	15	33	第4章	第25条	7				試運転実施の費用負担は事業者とありますが、生ごみおよび下水汚泥の処理料金はいただけないのでしょうか。	処理費用として支払うことは想定していません。
事業契約書(案) 70	16	22	第4章	第27条	3				「前項の完工検査」は「第1項の完工検査」でしょうか。	事業契約書(案)を修正します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 71	16	27	第4章	第28条	1				貴市が完工確認したことの書面等(完工確認書等)はSPC宛に発行されるという理解で宜しいでしょうか。また、完工確認した書面等を発行される場合、その書面等は施設引渡予定日(平成26年9月30日)までにご発行頂けませんか。 金融機関は、施設の完工確認が実施された書面等(完工確認書等)を確認した上でプロジェクトファイナンスで融資実行しますので上記についてご教示頂けませんか。	市による完工確認結果は、お見込みのとおり事業者に対して通知いたします。 市は完工確認の実施後すみやかにその結果を通知いたしますが、事業者においても事業契約書(案)第28条に定める期間を踏まえて適切に工事完了届を市へ提出してください。
事業契約書(案) 72	16	30	第4章	第28条	1				「要求水準書に定めるところに従いあらかじめ作成した完工書類」とは、要求水準書 24頁4.5(3)記載の各書類という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 73	17	11	第4章	第29条					文言だけ読むと市が一方的に工期等を設定できるような思われますが、第30条第3項と同様に、あくまで状況に応じた合理的な工期等に変更されると理解しております。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 74	17	16	第4章	第30条					引渡予定日又は維持管理・運営業務開始予定日に変更された場合でも、契約終了日は変更されないとされていますが、サービス購入費の支払額は変更されるのでしょうか。	維持管理運営業務に係るサービス購入費は、業務の実施に対して支払われるものです。
事業契約書(案) 75	17	21	第4章	第30条	3				市は「合理的な工期」を定めるものとされている趣旨は、仮に不合理な工期が定められた場合には、事業者はこれに応じる必要はないという理解で宜しいでしょうか。	市として合理的と考える工期に従って建設業務を実施いただけない場合には、市として適切な措置をとることになります。
事業契約書(案) 76	17	22	第4章	第30条	3				“工期の変更が市あるいは事業者より請求された場合、市と事業者は協議を行い、変更の可否を決定する。ただし、その協議が7日以内に調わないときは、市が合理的な工期を定め、事業者に通知し、事業者はそれに従う”、とされています。上記の協議期間7日について「両者合意したときは延長できるものとする」としていただきたい。	市及び事業者が合意した場合には、延長を可能とします。
事業契約書(案) 77	17	24	第4章	第30条	4				引渡予定日又は維持管理・運営業務開始予定日に変更された場合でも、契約終了日は変更されないとされていますが、サービス料の支払額は変更されるのでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No.74をご参照ください。
事業契約書(案) 78	17	24	第4章	第30条	4				第30条第3項と同様に、あくまで状況に応じた合理的なスケジュールに変更されると理解しております。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 79	17	24	第4章	第30条	4				事業者の責めに帰さない事由により工期が変更となった場合とは、引渡予定日が当初予定より遅れると想定されま。その場合でも、本契約の終了日が変更されないとなると予定していたサービス購入費・バイオガス利活用収入減となり、事業者の収益に影響が出てくるのが懸念されます。事業者の責めに帰さない事由の場合、本契約の終了日を延期することをご検討頂きたい。	本契約の終了日を変更することは想定していません。
事業契約書(案) 80	17	31	第4章	第31条	1				「費用等」には工期変更に伴う各種契約変更に係る金融費用等も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 81	18	2	第4章	第31条		(1)			事業者負担の場合については、市負担の場合とは異なり、負担の方法について協議により定めることとされておりますが、どのように決定されるのでしょうか。一括・分割の別他、(市に発生した費用等について)支払期限、サービス購入費の増額によるか等も必要かと存じますが、ご教示ください。	原則として直ちに一括でお支払いいただく予定ですが、協議の余地を一切否定するものではありません。
事業契約書(案) 82	18	4	第4章	第31条		(2)			「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 83	18	25	第4章	第33条	3				「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。市及び事業者のそれぞれについて、想定されているところをご教示下さい。	市が負担する費用等については、一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 84	19	4	第4章	第34条	1				「担保権その他の制限物権等」については、留置権・先取特権等の法令上発生するものは含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、引き渡しを行う以上留置権が存続することは考えられません。
事業契約書(案) 85	19	6	第4章	第34条	2				原始取得者である事業者が、本施設を完成後6ヵ月以内に未使用の状態でご市に引き渡すことで、事業者に不動産取得税は課税されないと理解してよろしいでしょうか。	事業者にてご判断ください。
事業契約書(案) 86	19	9	第4章	第35条					本施設の市への引渡しが遅延した場合において、許容される最終期限の設定はないという理解でよろしいでしょうか。	引渡しの期限は定めていませんが、引渡し予定日からあまりに遅れる場合には、事業契約書(案)第72条第1項第(1)号等に基づき解除する可能性があります。
事業契約書(案) 87	19	9	第4章	第35条	1				「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 88	19	10	第4章	第35条	1				引渡し遅延に伴う費用等にはブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 89	19	12	第4章	第35条	2				事業者の責めによる引渡しの遅延について「市の責めに帰すことのできない事由により」を「事業者の責めに帰すべき事由により」に修正していただきたく。	ご質問のとおり事業契約書(案)を修正します。
事業契約書(案) 90	19	14	第4章	第35条	2				政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき事業者が支払う遅延損害金の利率は何%でしょうか。	平成26年2月26日財務省告示第54号に基づき平成26年4月1日以降は年2.9%となっています。なお、利率に改正があれば改正後の利率に従います。
事業契約書(案) 91	19	20	第4章	第35条	3				念のための確認ですが、本項において事業者が負担するとされているもの以外の費用等は市が負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 92	19	26	第4章	第35条	4				「前項」は「第2項」でしょうか。	事業契約書(案)を修正します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 93	20	9	第4章	第36条	5				建設企業が共同体の場合は、共同体の構成企業のうち、該当する工事を担当する構成企業のみが保証書を提出することで足りるとの理解で宜しいでしょうか。	共同企業体としてご提出ください。
事業契約書(案) 94	21	3	第5章	第38条					既存施設の試運転期間中の業務については、タイミングの観点から、維持管理・運営業務仕様書及び維持管理・運営業務年間計画書によりカバーしている必要があるかご確認頂けますでしょうか。	必要あります。
事業契約書(案) 95	21	3	第5章	第38条	1				「既存施設に係る維持管理・運営業務については、試運転が開始された日から遂行する」の試運転とは今回新設の本施設と現在の既存施設を接続、切替完了後のプラント総合試運転(性能、機能試験)と考えますがよろしいでしょうか。今回新設の本施設だけの試運転では既存施設は運転継続されていますので維持管理・運営業務はできないと考えます。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 96	22	10	第5章	第43条					維持管理・運営業務総括責任者及び各業務責任者は、特別目的会社に配置せず、維持管理企業に配置することでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 97	22	10	第5章	第43条					維持管理・運営業務総括責任者及び業務責任者は、兼任することが可能でしょうか。	適切な維持管理ができる体制であれば可能です。
事業契約書(案) 98	22	26	第5章	第44条	3				本項の「データ」として、どのような情報を提供すればよいかご教示ください。	月報記載事項の中から抽出し取りまとめてご報告いただくことを想定しておりますが、詳細は協議によって決定します。
事業契約書(案) 99	23	21	第5章	第49条					地震や大雨については不可抗力の範囲に含まれておりますが、一方で、本条第3項においては、市の方針に従い、実施が必要な範囲において事業者が費用負担を行う旨規定されております。第74条の不可抗力時の費用負担と本項との関係をご教示下さい。	事業契約書(案)第49条第3項の範囲を超えて、事業者に追加的な費用等が発生した場合は事業契約書(案)第74条の規定に従います。
事業契約書(案) 100	24	8	第5章	第51条	2				「著しい社会情勢の変化等があった場合」には、当該業務の実施について市と協議することができるとされておりますが、著しい社会情勢の変化等があった場合とはどのような場合を想定されていますでしょうか。	個別の協議により定めます。
事業契約書(案) 101	24	8	第5章	第51条	2				「事業者は、著しい社会情勢の変化等があった場合」とありますが、社会情勢の変化により、発酵後汚泥の取引先が倒産や事業撤退した場合も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.100をご参照ください。
事業契約書(案) 102	24	16	第5章	第51条	6				事業契約第43条第1項記載には総括責任者及び業務責任者の双方を選任することが規定されておりますが、醗酵後汚泥の利活用業務との関係では、当該業務に係る業務責任者を選任すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 103	24	28	第5章	第52条	2				第52条2項は、発酵後汚泥を市が利活用する場合の規定と理解してよろしいでしょうか。(分かりやすくするために、「市が利活用のために発酵後汚泥を引き取ることを判断した場合には、」などの語句を入れて頂けないでしょうか。)	事業契約書(案) 第52条第2項を以下のとおり修正します。 「前項にかかわらず、市が利活用のために発酵後汚泥を引き取る場合は、事業者は、市及び事業者が(省略)」
事業契約書(案) 104	24	29	第5章	第52条	1 2				第52条第1項及び第2項の適用関係をご教示ください。当初は第1項が適用されるが、市と事業者の別途協議が調った場合にのみ第2項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。また、第2項の対象となる醗酵後汚泥も、第1項と同様に「前条に基づく業務により利活用されない発酵後汚泥」を意味しているものとの理解です。	前段についてご理解のとおりです。 後段について、市及び事業者の合意が前提となりますが、事業者が利活用を予定していた発酵後汚泥についても事業契約書(案) 第52条第2項に基づき市に引き渡す場合があると考えております。
事業契約書(案) 105	25	17	第5章	第53条					本条項における費用の内容としてバイオガスの利活用業務が除かれておりますが、維持管理・運營業務のバイオガス利活用業務を除いている理由についてご教示ください。なお、同業務にかかる追加費用の負担について規定している条項がないように思われますので、合わせてご確認ください。	バイオガス利活用業務の実施に要する費用負担及び責任については事業契約書(案) 第50条第2項に定めるとおりです。従って、事業契約書(案) 第53条第1項において除外しております。
事業契約書(案) 106	25	17	第5章	第53条					バイオマス処理に関して、プラントの故障などにより、バイオマス処理が一時的に対応できない場合、市から供給されるバイオマスの受け入れ拒否は可能でしょうか。事業者で一旦受け入れた場合、廃棄物処理法上、事業者が再委託はできないと思われまますので、事業者で処理できないバイオマスについては保管コストが発生することになります。受け入れ義務がある場合、保管コストについては市で負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、仮に市が事業者以外に処理を委託する場合、当該費用を事業者が負担することはないという理解でよろしいでしょうか。	市において処理を行うか、本施設にて保管するかについては協議により定めます。 この場合に生じるご質問のような費用の負担は、事業契約書(案) 第53条に従います。
事業契約書(案) 107	25	22	第5章	第53条	1	(1)			事業者負担の場合については、市負担の場合とは異なり、負担の方法について協議により定めることとされておりますが、どのように決定されるのでしょうか。一括・分割の別他、(市に発生した費用等について)支払期限、サービス購入料の増額によるか等も必要かと存じますが、ご教示ください。	原則として直ちに一括でお支払いいただく予定ですが、協議の余地を一切否定するものではありません。
事業契約書(案) 108	25	24	第5章	第53条	1	(2)			「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 109	25	31	第5章	第53条	2				市が費用を負担するものについて、原案では「その負担の方法については市と事業者との間の協議」によることになっておりますが、市からの支払いの遅れは事業者の資金ショートにつながり事業の不安定化につながりますので、市が直ちに当該費用を支払う旨を規定して頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 110	25	31	第5章	第53条	2				本規定について特に証明・立証責任に言及しているのはどのような理由によるものでしょうか。本規定も他の規定と同様に、市・事業者間の責任区分を定めているものであり、客観的事実のみを記載すれば足りるように思われます。また、市と民間の対等性に鑑み、一方的に証明・立証責任を事業者サイドに負担させることについても合理性は乏しいものと存じます。	本事業において特に想定されるリスクについて、費用等の負担のあり方を明確化するためのものです。
事業契約書(案) 111	25	33	第5章	第53条	2	(1)			「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 112	25	33	第5章	第53条	2	(1)			「当該費用等の発生が、既存施設の瑕疵であって事業者の事前調査によっても発見できないものに起因することを事業者が立証した場合」とありますが、点検等では異常が発見されずに、突発的な故障等だったことを立証すれば、貴市の負担となるとの認識でよろしいでしょうか。	維持管理運営業務の一環としての点検等で発見されなかったものではなく、事業契約書(案)第20条に基づく事業者の事前調査によっても発見できないものであったことを事業者が立証した場合には原則として市の負担となります。
事業契約書(案) 113	26	6	第5章	第53条	2	(2)			事業者負担の場合については、市負担の場合とは異なり、負担の方法について協議により定めることとされておりますが、どのように決定されるのでしょうか。一括・分割の別他、(市に発生した費用等について)支払期限、サービス購入費の増額によるか等も必要かと存じますが、ご教示ください。	原則として直ちに一括でお支払いいただく予定ですが、協議の余地を一切否定するものではありません。
事業契約書(案) 114	26	16	第5章	第53条	2	(3)			「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 115	26	20	第5章	第53条	2	(4)			「当該費用等の発生がバイオマスの質がサービス購入費Cの算定時に前提とした水準から大幅に逸脱したことに起因する事を事業者が立証した場合、市が当該費用等を負担」との記載がありますが、「大幅に逸脱」について具体的な指標をご教示いただきたく。 例：「実施方針(変更版)別紙4 予測バイオマス量」から算出される各バイオマスのTS率、VS率が10%以上逸脱した事を事業者が立証した場合、市が当該費用等を負担。	具体的な指標の提示は行いません。
事業契約書(案) 116	26	20	第5章	第53条	2	(4)			「当該費用等の発生がバイオマスの質がサービス購入費Cの算定時に前提とした水準から大幅に逸脱したことに起因する事を事業者が立証した場合、市が当該費用等を負担」との記載がありますが、「算定時に前提とした水準」とは様式6-4で提示するバイオガス発生量の算定根拠としてよろしいでしょうか。	要求水準書 別紙2に示した性状を算定の基準としてください。
事業契約書(案) 117	26	20	第5章	第53条	2	(4)			「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 118	26	27	第5章	第53条	2	(5)			「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 119	26	27	第5章	第53条	2	(5)			異物のうち毒物や刺激物については、金属・岩石類とは異なり、その生ごみへの混入を事業者が事前に確認・排除することは実務上相当困難であり、その立証を行うことも現実的に難しいものと考えております。生ごみの運搬・投入は市の業務範囲であることからしても、少なくとも毒物・刺激物については、事業者が善良な管理者の注意義務を尽くしてもなお当該異物の排除が困難であったと認定されるべき場合が大半かと思えます。毒物・刺激物についてその排除が困難ではなかったと言うべき場合としては、どのような場合が想定されますでしょうか。	例えば、受入時に毒物・刺激物であることが認識できる場合等です。
事業契約書(案) 120	27	9	第5章	第54条	2				第三者の損害を補償する義務の存否は当該第三者との間で問題であり、事業契約で当該第三者に対する補償義務について規定してもあまり意味がないように思われます。第32条と同様に、市及び事業者の間の責任分担(原則事業者負担だが、事業者に帰責性がない場合には市が負担)として規定された方がよいのではないのでしょうか。第58条第2項についても同様です。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 121	27	22	第6章	第55条	1				未利用地利活用業務は本契約締結日から本事業期間終了日までとありますが、工事期間開始日から未利用地利活用業務終了日(ただし事業期間終了日以前とする)までとはさせていただきますだけではないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、事業契約書(案) 質問回答No. 56もご参照ください。
事業契約書(案) 122	27	22	第6章	第55条	1				未利用地利活用業務に係る土地の賃貸借契約の締結のタイミングは、事業契約書の締結と同時と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 123	27	22	第6章	第55条	1				未利用地利活用業務については独立採算ということで採算性が悪化した等の場合には本事業期間終了日を待たずに中途での終了を許容頂きたく、お願い致します。例えば、不可抗力による費用負担等は事業者が全て負担することとされており(別紙5(3)ご参照)、付帯事業の採算悪化はその他の本事業に影響し得るので、終了できる建付が必要です。(提案バイオマス処理業務についても同様です。)	未利用地利活用業務については、事業契約書(案)第55条第5項をご参照ください。また、事業契約書(案)第55条第4項を修正し、以下の文言を追加します。 「また、事業者は、本事業期間終了前に、市の承諾を得て未利用地利活用業務を終了することができる。」 提案バイオマス処理業務については、事業契約書(案)第56条第5項をご参照ください。
事業契約書(案) 124	27	29	第6章	第55条	3				“事業者は、未利用地利活用業務を開始するに先立ち、当該業務の内容について市の確認を得るものとする。”とありますが、これは募集要項P.14にある「未利用地利活用業務の提案の可否に関する確認」手続きによるものということでしょうか。それとも優先交渉権者の決定後、事業開始までに改めて貴市の確認を得るということでしょうか。	募集要項で定める提案の可否に関する確認とは別に、事業契約締結後、未利用地利活用業務を開始するまでに改めて業務内容の確認を得てください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 125	28	2	第6章	第55条	5				“本事業期間終了前に、市の責めに帰することのできない事由により未利用地利活用業務に係る土地の貸付けが終了した場合には、事業者は一定の違約金を市に支払うものとする”、とされており、これは、事業者の責めに帰す事由により土地の貸付けが終了した場合のみ事業者は違約金を支払う、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案) 第55条第5項を以下のとおり修正します。 「5 事業者は、本事業期間終了日前に、事業者の責めに帰すべき事由により未利用地利活用業務に係る土地の貸付けが終了した場合には、(省略)。」
事業契約書(案) 126	28	2	第6章	第55条	5				「市の責めに帰することのできない事由により」とありますが、これでは不可抗力のために土地の貸付けが終了した場合でも事業者は違約金を発生してしまいますので、「事業者の責めに帰すべき事由により」に変更して頂けないでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 125をご参照ください。
事業契約書(案) 127	28	2	第6章	第55条	5 6				土地貸付けの終了が事業者の責めに帰することができない事由(例えば第三者の行為による不可抗力等)であった場合には、事業者の貴市に対する違約金支払義務や土地の原状回復義務は免除として頂けないでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 125をご参照ください。なお、土地の原状回復義務は事業者が負担します。
事業契約書(案) 128	28	2	第6章	第55条	5				不可抗力等の事由により未利用地利活用業務に係る土地の貸付けが終了した場合にまで違約金を負担するのは一般的にも不合理のように思われます。事業者に帰責性がある場合に限定頂けないでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 125をご参照ください。
事業契約書(案) 129	28	2	第6章	第55条	5				未利用地利活用業務の終了は、事業契約の解除事由には該当しない、という理解でよろしいでしょうか。	未利用地利活用業務が終了したことをのみをもって市による事業契約の解除事由にあたるものではありません。なお、事業契約書(案) 第55条第5項を以下のとおり修正します。 「(省略) 当該終了の日から別紙8賃貸借契約書(案) 第4条に定める本賃貸借期間満了日までの期間に係る賃貸借料の5分の1に相当する金額を、違約金として市に支払うものとする。」
事業契約書(案) 130	28	4	第6章	第55条	5				未利用地利活用事業について、市は何らの責任を負わず、費用負担もしないとありますので、本事業期間中に当該利活用事業(土地の貸し付け)を終了した場合の違約金もなくすべきと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 125をご参照ください。
事業契約書(案) 131	28	23	第6章	第56条	5				提案バイオマス処理業務の終了は、事業契約の解除事由には該当しない、という理解でよろしいでしょうか。	提案バイオマス処理業務が終了したことをのみをもって市による事業契約の解除事由にあたるものではありません。
事業契約書(案) 132	28	7	第7章	第55条	7				「当該契約保証金又は担保をもって・・・債務の支払いに充当することができる」とありますが、第23条に定める契約保証金は「建設業務の請負に関し」とあることから、これを充当することには違和感を覚えます。ご再考いただきたい。	事業契約書(案) を修正し、第55条第7項は削除します。
事業契約書(案) 133	28	7	第7章	第55条	7				「当該契約保証金又は担保をもって・・・債務の支払いに充当することができる」とあります。別紙8賃貸借契約書(案) 第5条に定める保証金との関係性について、ご教示いただけませんか。	事業契約書(案) 質問回答No. 132をご参照ください。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 134	28	25	第6章	第56条	6				確かに付帯事業ではありますが、あくまで本事業の一つの重要な構成要素として提案するものであり、採算が合うよう検討・準備を経て実施するものですので、少なくとも事業者には何ら帰責性のない一方的な業務停止の場合には、その損害は市負担として頂けますようお願い致します。	提案バイオマス処理業務は、本施設の余剰処理能力を活用して実施するものであるため、原案のとおりといたします。
事業契約書(案) 135	28	25	第6章	第56条	6				貴市が停止を求めることのできる要件を明確に規定して頂けないでしょうか。	提案バイオマス処理業務が、本施設におけるバイオマスの処理に影響を及ぼす場合を想定しています。
事業契約書(案) 136	30	16	第8章	第61条					SPCは代表企業の連結子会社となるのが通常ですが、連結親法人は連結子法人が多数に上り連結所得の金額を計算することが出来ない場合が多く、2ヶ月の申告期限の延長を申し出ている場合がほとんどです。そうした場合、連結子会社であるSPCは毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、監査報告書を添付した財務諸表を提出することは非常にタイトであるとも考えられます。SPC株主総会終了後の提出として頂く様、ご配慮願います。	ご質問の場合は、株主総会終了後すみやかにご提出ください。
事業契約書(案) 137	31	5	第8章	第64条					市によるサービス購入費支払留保については、事業者に対する過剰なペナルティであり事業者の資金繰りに重大な影響を及ぼすものとなりますので、削除をお願いします。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 138	31	5	第8章	第64条					業務担当企業の変更は、プロジェクトファイナンスにて融資を行う金融機関にとっては、与信の前提が変わる極めて重大な事態となりますので、削除、もしくは事前に金融機関との協議を行えるよう直接協定にて規定をお願いします。	業務担当企業の変更の扱いについては、直接協定書においても規定されることを想定しております。
事業契約書(案) 139	31	15	第8章	第65条	2				市は事業者に対して、サービス購入費Dの支払い留保することができると思いますが、支払い留保については、事業者に対する過剰なペナルティであり事業者の資金繰りに重大な影響を及ぼすものとなりますので、削除をお願いします。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 140	31	28	第8章	第67条	2				市は、「市のサービス購入費その他支払いに係る債務と前項の賃料債権とを、対当額にて相殺することができる」とありますが、当該相殺は、相殺適状にある場合のみ行われるという理解でよろしいでしょうか(すなわち、サービス対価の支払い日と賃料の支払い日が同日に到来した場合に市による支払いがネットイングされることを想定しているということでしょうか)	「サービス対価の支払い日と賃料の支払い日が同日に到来した場合」に限るものではありませんが、相殺適状にあることが前提であることはご理解のとおりです。
事業契約書(案) 141	31	28	第8章	第67条	2				相殺の対象となるサービス購入費は、サービス購入費CとDに限定していただけないでしょうか。(サービス購入費AとBは資金調達に係る融資返済に影響し得るためです。)	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 142	32	2	第8章	第68条	2				相殺の対象となるサービス購入費は、サービス購入費CとDに限定していただけないでしょうか。(サービス購入費AとBは資金調達に係る融資返済に影響し得るためです。)	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 143	32	2	第8章	第68条	2				市は、「市のサービス購入費その他支払いに係る債務と前項の対価とを、対当額にて相殺することができる」とありますが、当該相殺は、相殺適状にある場合のみ行われるという理解でよろしいでしょうか(すなわち、サービス対価の支払い日と施設利用料の支払い日が同日に到来した場合に市による支払いがネッティングされることを想定しているということでしょうか)	事業契約書(案) 質問回答No. 140をご参照ください。
事業契約書(案) 144	32	6	第9章	第69条	1				契約終了日が平成49年9月30日となっていますが、事業者の責めに帰することのできない場合において、実質上の事業期間が短くなった場合は延長いただけますでしょうか。	延長することは想定していません。
事業契約書(案) 145	32	27	第10章	第71条					本条項によれば、180日前の通知があれば市は任意に事業契約を解除できることになっておりますが、市による任意解除に関しては、事業者に重大な契約違反があった場合等に解除事由を限定して頂きたいと存じます。また、その場合に事業者が生じる増加費用(通常生じる以外の費用)等は市の負担とさせて頂ければと存じます。	前段については、任意解除に関する規定ですので原案のとおりとします。 後段については、事業契約書(案) 第78条第4項に基づき、市が事業者が生じた損害を賠償します。
事業契約書(案) 146	33	13	第10章	第72条	1	(3)			本条項に定める「相当期間」を明確にして頂けないでしょうか。催告から実際の解除までの期間があまりにも短期間になりますと事業の安定性を欠いてしまうことになるため、【180日】程度の水準の期間を確保できていることを確認させて頂きたいと存じます。	違反の内容等によって期間は異なるため、原案のとおりとします。
事業契約書(案) 147	33	21	第10章	第72条	1	(7)			本事業の放棄とは、未利用地利活用業務も含まれるということになりますでしょうか。未利用地利活用業務については不可抗力発生時も事業者負担となることから、事業の継続に採算性が認められない場合は、事業者が終了することができる建付とさせて頂きたいと思っております。	事業契約書(案) 質問回答No. 123及びNo. 129をご参照ください。
事業契約書(案) 148	33	30	第10章	第72条	2				一度でも要求水準を満たさなければ解除可能というのは、一般的な案件と比してもかなり厳しい内容であり、また、数回基準を下回って初めてサービス購入費の減額となる等の措置と比してもアンバランスですので、本項は削除されるか、又は、一定期間(サービス購入費の減額等よりも長期間)の経過や一定の重大性によりある程度要件を限定頂けませんでしょうか。	本項に基づく解除は、募集要項 別紙-1 3-5に定める場合を想定しております。
事業契約書(案) 149	34	2	第10章	第73条					市の債務不履行による解除の場合には、事業者が生じる増加費用等は市の負担とさせて頂ければと存じます。	事業契約書(案) 第78条第4項をご参照ください。 なお、事業契約書(案) 第78条第4項を修正し、「事業者の請求するところに従って」を削除します。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 150	34	17	第10章	第74条	2 3				不可抗力・法令変更の場合は事業者も費用負担がありますので、市の一方的指示により対応方法が決定されること(また、かかる対応方法によっては無限に費用負担が増大する可能性があること)は応諾困難です。第2項の対応方法は協議により定めるものとするか、第3項の解除権は事業者にも認めて頂けませんでしょうか。	事業契約書(案)第74条第1項に基づき対応方法についての協議は行いますが、原案のとおりとします。
事業契約書(案) 151	34	22	第10章	第74条	3				市が本契約又は付帯事業に係る部分を解除した場合、費用等の負担は別紙5(不可抗力による費用等の負担割合)及び別紙6(法令等の変更による費用等の負担割合)に基づき精算されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 152	34	28	第10章	第75条	1				「法令等の変更により、要求水準書又は技術提案書の変更が可能となり、当該変更によってサービス購入費の減額が可能の場合、市及び事業者は、協議により要求水準書又は技術提案書について必要な変更を行い、サービス購入費を減額するものとする。」とありますが、協議プロセスを明確にするために、第75条2項と同様に「協議が調った場合には、サービス購入費を減額するものとする」と変更して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)第75条第1項を以下のとおり修正します。 「(中略)市及び事業者は、協議を行うものとし、協議が調った場合には要求水準書又は技術提案書について必要な変更を行い、サービス購入費を減額するものとする。」
事業契約書(案) 153	34	28	第10章	第75条	1				本項の「要求水準書又は技術提案書の変更が可能となり」とは、どのような場合を指すのでしょうか。	例えば、法令に基づき遵守すべき基準値等が緩和され、これに応じて要求水準書又は技術提案書の変更が可能となった場合等を想定しています。
事業契約書(案) 154	34	28	第10章	第75条	1				本項の「要求水準書又は技術提案書の変更が可能となり、・・・サービス購入費を減額するものとする」とありますが、要求水準書または技術提案書変更に伴い技術提案書の変更が必要となり、サービス購入費の増額が必要となる場合も想定されます。法令等の変更により、技術提案書の変更が必要な場合、市及び事業者の協議によりサービス購入費を増額する旨、追加頂きたい。	ご質問の場合は、事業契約書(案)第74条に基づきます。
事業契約書(案) 155	35	9	第10章	第76条	1				各号にある「市は、サービス購入費Aのうち引渡を受けた部分に係る対価」とありますが、この場合対象業務で100%完了している(5)SPC設立等に係る費用等は出来形認定の際どのような取扱いをご教示ください。	既に経費として支出した費用は支払対象として算定しません。
事業契約書(案) 156	35	9	第10章	第76条	1	(1)			出来形部分の範囲には、当該出来形を構築するのに要した諸費用(設計費用、工事監理業務費用、建中金利、施設整備に係る保険料、SPCの開業費用等)が含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.155をご参照ください。
事業契約書(案) 157	35	12	第10章	第76条	1	(1)			市は対価の支払債務と、事業者に対する違約金支払請求権債務及び損害賠償請求権とを対当額で相殺できるとありますが、合格部分の対価は、プロジェクトファイナンスによる借入の返済原資となり、当該相殺は借入の安定性を阻害することになりますので、削除をすることを提案させていただきます。	原案のとおりといたします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 158	35	14	第10章	第76条	1	(1)			「市はその対価支払債務と・・・違約金請求権及び・・・損害賠償請求権とを対当額で相殺することができる」とありますが、相殺については協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	事業者の意見も聴取して市が判断します。
事業契約書(案) 159	35	17	第10章	第76条	1	(1)			一括払いと分割払いの比率は、募集要項別紙2 3 2 頁以降に定められた方法で算出された金額の比率と同じという理解でよろしいでしょうか。	必ずしも同じ比率ではありません。
事業契約書(案) 160	35	19	第10章	第76条	1	(2) (3)			第76条第1項第(2)号及び第(3)号のいずれの場合も、市は出来形部分の一部のみの引渡しを受けることを選択することができるものとされており、同第(2)号及び第(3)号の場合は、いずれも事業者の帰責性無くして解除された場合ですので、合格した出来形部分については、全部の買取りをお願いできませんでしょうか。	事業契約書(案)第76条第1項第(2)号及び第(3)号は、「引渡しを受けるものとする」という規定であり、市に選択権はありません。
事業契約書(案) 161	35	33	第10章	第76条	1	(4)			破壊された部分の現状復旧費用は市側が負担されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担です。なお、破壊検査は合理的な必要性が認められる場合に実施します。
事業契約書(案) 162	36	3	第10章	第76条	2				更地化もしくは現状回復が社会通念上合理的である場合とは、どのようなケースを想定しておられますでしょうか。	出来形を引き受けて残工事を進めるよりも、更地化して別途建設工事を実施する方が市として合理的と考えられるような場合等を想定しています。
事業契約書(案) 163	36	3	第10章	第76条	2				「社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。」とありますが、社会通念上の合理性での判断であり「市が」との表現は削除いただけませんか。また、その判断においても事業者側との協議のうえで行う等の表現を加筆いただけませんか。	原案のとおりとします。 なお、市が判断を行うにあたり事業者から意見を聴取する場合も想定しています。
事業契約書(案) 164	36	4	第10章	第76条	2				第7 4 条に基づき解除された場合、本事業用地の部分的な更地化もしくは原状回復又はその両方に係る費用は、市がご負担して頂けるのでしょうか。	事業契約書(案)別紙5及び別紙6の定めるところによります。
事業契約書(案) 165	36	9	第10章	第76条	2				「この場合、事業者は、市の処分及びその費用について異議を申し出ることにはできない。」とありますが、いかなる場合にも一切異議を述べられないとの内容は厳しく存じ、削除いただけませんか。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 166	36	27	第10章	第77条	3				原案では事業者は必ず引き継ぎ業務を行わなければならないように読めますが、市が事業の継続を断念した場合などにおいては引き継ぎ業務は発生しないものと思料致しますので、当該引き継ぎ義務を「市が要請した場合」に限定して頂きたいと存じます。	事業契約書(案)第77条第3項を以下のとおり修正します。 「前項の手続終了後、事業者は、市が要請した場合は速やかに、維持管理・運営業務を(以下省略)」

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 167	36	27	第10章	第77条	3				市が新しく維持管理業務を行う第三者の選定に時間を要しているようなケースにおいては、いつまでも引き継ぎ業務の負担が継続するのは合理的ではないと思料いたしますので、市が市の指定する第三者を定める期日及び業務を引き継ぐ義務が終了する期日を設けて頂きたいと存じます。	市は第三者の指定を不合理に遅延しません。
事業契約書(案) 168	36	27	第10章	第77条	3				「維持管理・運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為」を明確にして頂きたいと存じます。運転マニュアル等の書類の引渡しという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 第5章 5.5(2)に記載した内容を想定しています。
事業契約書(案) 169	36	30	第10章	第77条	4				原案では、引き継ぎが終了して初めてサービス購入費の支払いがなされる旨規定されておりますが、新しく維持管理業務を行う第三者の選定に時間を要している場合など引き継ぎ業務が即座に終了しない事態も想定されます。このようなケースにおいてサービス購入費の支払いが遅れることは事業者の責めに帰すべき事由ではないことから合理的ではないと思料致します。従って、サービス購入費の支払いは引き継ぎ業務の終了有無に拘わらず行われる旨を規定して頂きたいと存じます。	引き継ぎ業務を適切に事業者に行うべく、原案のとおりとします。
事業契約書(案) 170	36	33	第10章	第77条	4	(1)			「汚泥乾燥設備の更新が完了していないときは、未払いのサービス購入費Aのみとする」とありますが、サービス購入費Bの対象工事は汚泥乾燥設備以外にも汚泥脱水機の撤去等も含まれており、これらが完了したにも拘わらず対応するサービス購入費が支払われないのは、合理的ではないと思料致しますので、出来形部分の支払いを求めます。	サービス購入費Bについても、出来形に応じた支払いとします。 事業契約書(案) 第77条第4項第(1)号を以下のとおり修正します。 「(1) (省略) 未払いのサービス購入費A及びサービス購入費Bの合計額(ただし、未払いのサービス購入費Bは、解除の時点までに事業者が実施した業務の対価相当額とする。以下本項において同じ。)を、(省略)」
事業契約書(案) 171	37	1	第10章	第77条	4	(1)			市は対価の支払債務と、事業者に対する違約金支払請求権債務及び損害賠償請求権とを対当額と相殺できるとありますが、合格部分の対価は、プロジェクトファイナンスによる借入の返済原資となり、当該相殺は借入の安定性を阻害することになりますので、削除をすることを提案させていただきます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 172	37	11	第10章	第77条	4	(2)			損害賠償額については市から一括にて支払いを受けられなければ事業者の資金ショートを招き、事業が不安定化してしまいますので、一括のみでの支払いをお願いしたく存じます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 173	37	11	第10章	第77条	4	(2)			第71条又は第73条に基づき本契約が解除された場合、市はサービス購入費AとBの合計額を支払うとありますが、特別目的会社の利益を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 174	37	16	第10章	第77条	4	(3)			「市は維持管理・運営業務を終了させるために要する費用を支払う」旨が規定されておりますが、当該費用は具体的に何を想定されているかご教示ください。特に引き継ぎのために特別に要した増加費用(通常生じる費用以外の費用)は含まれますでしょうか。	解除に至る事由の具体的な内容にもよるため、個別の想定は現状示すことはできません。通常必要となる合理的な費用であれば市の負担とします。
事業契約書(案) 175	37	22	第10章	第77条	4	(4)			実働ベースの清算とは、稼働のために用意している薬剤等のストックも対象に含まれるのでしょうか。	解除日以降に実施された業務を想定しており、薬剤等のストック分について実費精算等を行うことは想定しておりません。
事業契約書(案) 176	37	29	第10章	第77条	5	(1)			市は対価の支払債務と、事業者に対する違約金支払請求権債務及び損害賠償請求権とを対当額と相殺できるとありますが、合格部分の対価は、プロジェクトファイナンスによる借入の返済原資となり、当該相殺は借入の安定性を阻害することになりますので、削除をすることを提案させていただきます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 177	37	32	第10章	第77条	5	(1)			「市はその対価支払債務と・・・違約金請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができる」とありますが、相殺については協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	事業者の意見も聴取して市が判断します。
事業契約書(案) 178	37	31	第10章	第77条	5	(1)			「違約金支払請求権と損害賠償請求権とを対当額で相殺」とありますが、「違約金支払請求権と第78条第3項の損害賠償請求権(前項第1号に基づき相殺することとしたものを除く。）」とを対当額で相殺」と、下線部を追加するのが適当と思われます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 179	37	36	第10章	第77条	5	(2) (3)			第77条第5項第(2)号及び第(3)号のいずれの場合も、市は出来形部分の一部のみの引渡しを受けることを選択することができるものとされております。しかし、同第(2)号及び第(3)号の場合は、いずれも事業者の帰責性無くして解除された場合ですので、合格した出来形部分については、全部の買取りをお願いできませんでしょうか。	事業契約書(案)第77条第5項第(2)号及び第(3)号は、「引渡しを受けるものとする」という規定であり、市に選択権はありません。
事業契約書(案) 180	38	16	第10章	第77条	5	(4)			破壊された部分の現状復旧費用は市側が負担されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担です。なお、破壊検査は合理的な必要性が認められる場合に実施します。
事業契約書(案) 181	38	18	第10章	第77条	6				解除が第72条に基づくときに事業者が汚泥乾燥設備の撤去費用を負担すべき理由をご教示下さい。本来市が負担すべき費用であり、事業者が負担しなければならないとするのは行き過ぎではないでしょうか。	本項の規定は当該更新途中の汚泥乾燥設備の撤去に関する規定です。なお、事業契約書(案)第77条第6項を以下のとおり修正します。 「6 前項にかかわらず、汚泥乾燥設備の更新の進捗状況を考慮して、当該更新中の汚泥乾燥設備の撤去が(省略)」
事業契約書(案) 182	38	27	第10章	第77条	7				第71条の市による任意解除時についても、事業者が未利用地利活用業務の原状回復義務を負担するのは過大かと思えますので削除して頂けないでしょうか。	原状回復義務は事業者が負いますが、その費用負担は事業契約書(案)第78条第4項の損害に含まれます。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 183	39	14	第10章	第78条	4				第71条又は第73条の規定により本契約が解除された場合、市は事業者が被った損害額を、事業者の請求するところから従って支払うとありますが、未利用地活用業務における損害額、サービス購入費Cに含まれる契約残存期間内の特別目的会社の将来利益、特別目的会社の解散に要する費用等を含むという理解でよろしいでしょうか。	相当因果関係が認められる限度で市が賠償します。
事業契約書(案) 184	39	17	第10章	第79条					事業者の責でない解除の場合、本移設等の保全措置に係る責任と費用は、市がご負担して頂けるのでしょうか。	保全措置は事業者に行っていただきます。費用の負担については解除の原因によります。
事業契約書(案) 185	39	19	第10章	第79条					「自らの責任及び費用負担において」とありますが、72条(事業者側に帰責ある場合)に限られるのではないのでしょうか。71条、73条、74条の場合には市にてご負担する旨もあわせて記載いただけませんか。	事業契約書(案) 質問回答No. 184をご参照ください。
事業契約書(案) 186	39	31	第10章	第80条	2				「第三者が著作権又は著作者人格権を行使しないように必要な措置をとる」とはどのような意味でしょうか。図書等の著作者は事業者なので、「事業者は、・・・著作権又は著作者人格権を行使しないものとする。」という趣旨でしょうか。	著作権が事業者ではなく第三者に認められた場合に備えた規定です。
事業契約書(案) 187	40	6	第11章	第82条					本条に基づく取扱いと別紙6に定める取扱いの適用関係につきご教示下さい。	事業契約書(案) 第82条は事業契約書(案) 第74条に対する特則です。
事業契約書(案) 188	40	11	第11章	第83条	1				“本事業の実施に付随して知りえた個人情報の取り扱いに関し、本事業期間終了後も関係法令を遵守すること”、とされております。例えば、事業終了後1年までの遵守とする等期限を定めていただきたく。	期限は設定しません。
事業契約書(案) 189	40	15	第11章	第83条	2				市で定める情報セキュリティ関連規定(「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」や関連条例以外)を事前に公開願います。	平成26年8月29日まで、上下水道局総務課にて閲覧を行います。事前の手続き等は必要ありません。
事業契約書(案) 190	40	15	第11章	第83条	2				事業期間中に市の定める情報セキュリティ関連規定の変更・追加があった場合は、その変更・追加に対応するために事業者が要した費用の負担について、事業者は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 191	40	18	第11章	第84条					直接協定(ダイレクトアグリーメント)の内容は事業者に開示して頂けるのでしょうか。	金融機関との協議により決定します。
事業契約書(案) 192	41	8	第11章	第86条	3				事業者から本事業に関して業務を受託する各業務受託者に対する開示についても許容いただきたく存じます。	事業契約書(案) 第86条第3項第(5)号を以下のとおり修正します。 「(省略) 税理士、アドバイザー等に開示する場合並びに設計企業、建設企業及び維持管理・運営企業に開示する場合。」
事業契約書(案) 193	41	16	第11章	第86条	3	(5)			「事業者に対して資金提供を行う金融機関」には、融資の検討を行う金融機関等(融資契約は未締結)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 194	42	4	第11章	第89条					「負担の方法」としては、どのような点について、どのような選択肢がございますでしょうか。想定されているところをご教示下さい。	一括払い又は分割払いの選択肢を想定しております。
事業契約書(案) 195	42	6	第11章	第89条					“本事業において特許権その他の知的財産権の対象となっている技術等を事業者が使用する場合、その技術の使用を市が指定したもの(公募書類において指定したものは除く)であれば、市はその使用に要した費用を負担する”、とされております。公募書類において市が指定した技術について、事業者が見積り入札価格に含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 196	42	14	第11章	第91条	1				金融機関がプロジェクトファイナンスにて融資を行う場合、事業者が有する事業契約上の権利及び事業契約上の地位譲渡予約に対する貸付人の担保設定及び対抗要件具備が前提と存じます。事前に市からのご承諾を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、承諾書に関する具体的内容は別途協議にて定めません。
事業契約書(案) 197	42	14	第11章	第91条					事業者に対して融資を行う金融機関との関係で、別紙8貸借契約書第15条記載の事項と同趣旨の規定を追加いただけませんか。	事業契約書(案) 質問回答No. 196をご参照ください。
事業契約書(案) 198	42	14	第11章	第91条					事業者は、資金調達を円滑に行うために、事業者が有する事業契約上の地位及び権利義務を融資金融機関に対して担保提供する場合があります。ついては、事業者からかかる要請があった場合には、市は合理的な理由なく、当該要請に対しての事前の承諾を留保又は遅延しない、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 196をご参照ください。
事業契約書(案) 199	42	14	第11章	第91条					プロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合、事業契約上の債権譲渡、事業契約上の地位譲渡予約等、PFIにおいて通常想定される担保権の設定については、ご承諾頂けるのでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 196をご参照ください。
事業契約書(案) 200	42	15	第11章	第91条	1 2				プロジェクトファイナンスで資金提供する場合、SPCの事業契約上の債権及び地位、SPCの株式について担保設定しますが、担保設定に関して貴市のご承諾は頂けませんか。	事業契約書(案) 質問回答No. 196をご参照ください。
事業契約書(案) 201	42	21	第11章	第92条					ここでの業務とは対価を得て行うことを指しているのでしょうか?それとも無償での活動をも包含しているのでしょうか。	有償・無償を問いません。
事業契約書(案) 202	42	24	第11章	第93条					支払遅延に関して、本条項に規定される遅延利息を超える損害が事業者が生じた場合は、かかる超過額についてもご負担をお願い出来ればと存じます。具体的には、支払遅延により、事業者の金融機関に対する元利払いが遅延した場合、本項で支払を受けられる遅延利息よりも高い金額の遅延利息を金融機関から請求される可能性があり、かかる損害についての補填を想定しております。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 203	42	29	第11章	第94条					要求水準書の変更は事業者の事業の実施において極めて重要であり、変更に関しては事業者の承諾が必要となるよう規定を変更して頂きたく存じます。合わせて、金融団による承諾が必要な旨を直接協定にて規定頂きたく存じます。また、この場合に事業者に生じた増加費用(通常生じる以外の費用)は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	1点目のご質問については、原案のとおりとします。 2点目のご質問については、直接協定書に関する金融機関との協議に基づき定めます。 3点目のご質問については、要求水準書の変更は各業務の変更に帰結するため、事業契約書(案)における各業務に係る費用等の負担に関する規定が適用されます。
事業契約書(案) 204	43	11	第11章	第94条	2	(4)			事業契約締結後の一方的な条件変更はご容赦頂けませんでしょうか。不確定なリスクであり、民間事業者として受け容れるのは困難です。両者の合意を必要とするか、又は、事業者が通知された内容に応諾できない場合における(一部)解除権を認めて頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、費用負担については事業契約書(案)質問回答No.203もご参照ください。
事業契約書(案) 205	47	20	別紙3		2				交叉責任担保特約には市から事業者及び受託者への賠償責任についても付保する必要がありますか。	事業者の提案によります。
事業契約書(案) 206	50	1	別紙5			(1)			事業者が負担する100分の1の基準となる金額としては、サービス購入費Aの総額から割賦金利相当額を控除した金額となるものと理解しておりますが、ご確認頂けますでしょうか。	本質問について、事業契約書(案)別紙5(1)を以下のとおり修正します。 「サービス購入費Aの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額から割賦金利相当額を控除した金額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除し、サービス購入費Aの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額から割賦金利相当額を控除した金額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担するものとする。」
事業契約書(案) 207	50	6	別紙5			(1)			不可抗力により発生した費用は、発生した事象1件につき、1:99で事業者と市が負担し、事業者の負担額の上限はサービス購入費Aの100分の1とするという理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担額は設計・建設期間の累計です。 また、事業者の負担額について、事業契約書(案)別紙5(1)については事業契約書(案)質問回答No.206を、別紙5(2)については事業契約書(案)質問回答No.209をご参照ください。
事業契約書(案) 208	50	7	別紙5			(1)			「不可抗力事由により保険金が支払われた場合」には、貴市が加入する予定の保険から支払われた保険金も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 209	50	15	別紙5			(2)			不可抗力により発生した費用は、発生した事象1件につき、1:99で事業者と市が負担し、事業者の負担額の上限はサービス購入費CおよびDの100分の1とするという理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担額は1事業年度の累計です。 なお、事業契約書(案)別紙5(2)を以下のとおり修正します。 「サービス購入費C及びサービス購入費Dの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の1事業年度分の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除し、サービス購入費C及びサービス購入費Dの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の1事業年度分の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担するものとする。」
事業契約書(案) 210	50	20	別紙5			(3)			不可抗力があった場合、付帯事業に関する費用はすべて事業者の負担である旨規定されておりますが、付帯事業に関しても市による提案審査を経て実施しているものでもあり、市が一定のリスクを負うことは合理性を持つと思料致します。従って、本条項を削除して頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 211	51	9	別紙6						将来的に外形標準課税の適用範囲が拡大した場合、これに伴うリスクは、貴市でご負担いただけますでしょうか。	市の負担とします。
事業契約書(案) 212	51	6	別紙6			(1)			「①以外の法制度の新設・変更」とはどのようなことを想定されているのか、また、その想定される事態が事業者負担たるに相応しい理由を具体的にご教示いただきたく。	業種を問わず民間事業者が共通して負担し、直ちに価格へ転嫁しないような法制度の新設・変更については、事業者の負担とするものです。
事業契約書(案) 213	51	8	別紙6			(2)			法人税等収益関連税の税制度の新設・変更とありますが、具体例をご教示いただきたく。例えば、消費税の取扱は如何でしょうか。	消費税は収益関連税に含めません。
事業契約書(案) 214	51	10	別紙6			(3)			法令変更事由があった場合、付帯事業に関する費用はすべて事業者の負担である旨規定されておりますが、付帯事業に関しても市による提案審査を経て実施しているものでもあり、市が一定のリスクを負うことは合理性を持つと思料致します。従って、本条項を削除して頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 215	51	10	別紙6			(3)			別紙6の(3)と(4)は同じ内容と思われるのですが、確認させてください。	(3)については付帯事業の実施に関する費用、(4)については本事業の実施に関する費用について定めたものです。
事業契約書(案) 216	51	11	別紙6			(4)			別紙6(4)は、例えば、付帯事業にも関連はするものの、同別紙(1)①にも該当する法令等の変更が生じた場合において、本事業について発生した費用等を事業者が負担するということも含む趣旨ではないものと理解しておりますが、かかる理解でよろしいでしょうか。	付帯事業に関連する限りは(4)が適用されます。
事業契約書(案) 217	52	19	別紙7	第3条	2				「保証債務の履行を開始」とは、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。	例えば、瑕疵の補修を開始すること等を想定しています。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 218	53	1	別紙7	第5条	2				事業者の債務が終了または消滅した場合とは、本契約第36条の瑕疵担保責任の時効が完成した時を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 219	54	28	別紙8	第4条					提案する未利用地活用業務の事業実施期間に拘わらず、未利用地賃貸料は賃貸借期間22年9ヶ月(平成26年12月●日～平成49年9月30日)にわたる支払いが必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 220	55	1	別紙8	第4条					賃貸借期間が「平成26年12月●日から・・・」とされており、事業契約締結直後からと解釈されます。これを付帯事業に関わる工事の着手日に変更いただきたく。付帯事業を提案しない事業者と提案する事業者で不公平が生じると考えます。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 221	55	1	別紙8	第4条					建物所有目的ではない場合は、民法上の賃貸借となり、賃貸借期間は最長20年間となります。その場合、付帯事業の内容により延長を認めて頂く対応にてお願い致します。	本事業期間の終了日を超えて付帯事業を延長することは想定しておりません。
事業契約書(案) 222	55	8	別紙8	第5条	3				“市は、事業者が賃貸借契約に基づく債務の履行を遅滞した場合には、何らの催告なしに、事業者が市に預託した保証金(賃貸借料の12分の3)の全部又は一部をその弁済に充てることができる”、とされており。上記下線を「相当の催告の後に」としていただきたく。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 223	55	16	別紙8	第6条	1				「本契約締結日」とあるのは、「本賃貸借契約締結日」の間違いでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
事業契約書(案) 224	55	26	別紙8	第7条					増額についてしか規定がありませんが、減額の場合についても同様の規定をお願いします。	原案のとおりとします。
事業契約書(案) 225	55	28	別紙8	第7条	1	(1)			貴市の行政財産資料料条例に定める「算定基準額」を下回ったとき、貴市は事業者に対して賃貸借料増額を申し出ることができる、とのことですが、この「算定基準額」は、募集要項のP.5.(5)付帯事業ーア未利用地活用事業にある「最低貸付基準額=57円/㎡・年」を上回っていると考えて宜しいでしょうか(現時点では、賃貸借料を57円/㎡・年とした場合にも、貴市より増額の申し出を受けるような水準ではないということ为宜しいでしょうか)。	本号の行政財産使用料条例に定める、平成26年度の使用料の算定基準額が57円/㎡となっています。
事業契約書(案) 226	56	6	別紙8	第8条	2				未利用地の瑕疵のために増加費用が生じ未利用地活用業務自体が困難な場合や採算が著しく合わない場合にまで賃貸借契約のみ継続し賃料の支払いを行うことはご容赦頂きたく、そのような場合には事業者へ賃貸借契約の解除を認めて頂けませんでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No.123をご参照ください。
事業契約書(案) 227	56	6	別紙8	第8条	2				通常予見不可能な隠れた瑕疵が発見され事業者へ損失が生じた場合や生じるおそれが顕在化した場合には、貴市による損害賠償や貴市との賃貸借条件変更等にかかる協議につき、ご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 228	56	9	別紙8	第9条					本条には市に帰責性がある場合の規定がございませんが、そのような場合には、事業者は市に対して損害賠償請求を行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案) 229	56	14	別紙8	第9条	3				“事業者から未利用地を転借した者の責めに帰すべき理由により未利用地の効用が減殺され、”とありますが、事業者から第三者に対して未利用地を転貸することは可能ということでしょうか。	事業契約書(案)別紙8第15条但書きに基づき、市の書面による事前の承諾を受けた場合は可能です。
事業契約書(案) 230	56	23	別紙8	第11条					本条では天災地変等を原因とする場合のみが規定されておりますが、市の責めに帰すべき事由により未利用地の継続使用が不可能又は著しく困難となった場合には、事業者は民法上本賃貸借契約を解除することができるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第73条の規定に従います。
事業契約書(案) 231	57	16	別紙8	第12条	2				「市の責めに帰することのできない事由により」とありますが、不可抗力のために契約が終了した場合でも事業者に違約金が発生してしまいますので、「事業者の責めに帰すべき事由により」に変更して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)別紙8第12条第2項を以下のとおり修正します。 「2 本賃貸借期間の満了前に、事業者の責めに帰すべき事由により本賃貸借契約が終了した場合には、(省略)。」
事業契約書(案) 232	57	16	別紙8	第12条	2				不可抗力等の事由により本賃貸借契約が終了した場合にまで違約金を負担するのは一般的にも不合理のように思われます。事業者に帰責性がある場合に限定頂く趣旨で、「市の責めに帰することのできない事由により」は「前項第(1)号から第(8)号までの事由により」に修正頂けませんでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.231をご参照ください。
事業契約書(案) 233	57	16	別紙8	第12条	2				事業者の責めに帰することができない事由(例えば第三者の行為による不可抗力等)による解除であった場合には、事業者は貴市に対する違約金支払義務や損害賠償義務を負わないものとして頂けないでしょうか。	事業契約書(案)質問回答No.231をご参照ください。
事業契約書(案) 234	57	16	別紙8	第12条	2				市の責めに帰することのできない事由により土地賃貸借契約を解除した場合の違約金が、満了日までの期間に係る賃貸借料の5分の1に相当する金額とされていますが、「市の責めに帰することのできない」には不可抗力も含まれると解され、不可抗力による終了時の違約金としては過大であると思われまます。第11条の規定との整合性をとるためにも、不可抗力により継続使用が不可能又は著しく困難となった場合の契約終了は違約金の対象とならないことを明確にするよう、文言の修正をお願いします。	事業契約書(案)質問回答No.231をご参照ください。
事業契約書(案) 235	57	21	別紙8	第12条	3				事業者が、本賃貸借契約に基づく賃貸借期間を前提とした事業を行う場合、貴市申し入れによる賃貸借契約の解約により、事業者による投下資本回収が困難となる事態が想定されますが、この場合、回収不能となった投下資本相当額、ブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用・弁護士費用及び得べかりし利益についても補償を求めることができるとの理解で宜しいでしょうか。	損失の補償の範囲は適用法令に従います。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書(案) 236	56	30	別紙8	第12条	(2)				「事業契約のうち未利用地活用業務に係る部分が解除された場合」とありますが、当該部分が解除されても、事業契約の他の部分は有効であり、当該部分の解除をもって他の部分が解除されることないと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 129をご参照ください。
事業契約書(案) 237	57	32	別紙8	第14条					第12条第3項において、同上第1項第9号による解除の場合、事業者は貴市に損失補償を求めることができるものとされていますが、この場合には、有益費、必要費その他経費についても、事業者に生じた損失として貴市に損失補償を求めることができるということでしょうか。	事業契約書(案) 質問回答No. 235をご参照ください。
事業契約書(案) 238	58	2	別紙8	第15条					事業者から第三者へ未利用地を転貸する場合、事前承諾が得られるのはどのような場合でしょうか。	例えば、技術提案書において提案された目的や用途に従って転貸が行われる場合等です。
事業契約書(案) 239	58	2	別紙8	第15条					未利用地活用事業の事業内容自体に問題がない場合、事業者が当該未利用地を構成企業又は協力企業に転貸することは、貴市に事前承諾頂けるでしょうか。	合理的な理由なく拒否することはありません。
事業契約書(案) 240	58	2	別紙8	第15条					未利用地活用事業の事業内容自体に問題がない場合、事業者が当該未利用地を構成企業や協力企業以外の第三者に転貸することは、貴市に事前承諾頂けるでしょうか。	合理的な理由なく拒否することはありません。
事業契約書(案) 241	62		別紙11						本事業において事業者が知り得る個人情報について、列挙いただけませんかでしょうか。	見学申込者に関する情報などです。
事業契約書(案) 242			投入バイオマスの性状・量						要求水準書ページ4 処理対象物「参照：処理対象物の性状分析結果(別紙2)と施設規模「参照：投入バイオマス量予測値(別紙4)について、事業契約書別紙に同様の資料の添付した上で、受入量や質について貴市の基本的な保証の考え方を示してください。	事業契約書(案) 第2条第2項に基づき本事業には要求水準書の適用があるため特に事業契約書(案)への性状分析結果の添付は予定しておりません。また、保証の考え方について、公募書類以上に追記の予定はありません。
事業契約書(案) 243			全般						今回の募集要項等での質問回答において、追加・修正となった項目は自動的に事業契約書(案)を追加・修正頂けると了解して宜しいでしょうか。	事業契約書(案)に追記又は修正する場合は本質問回答においてその旨を明記いたします。なお、第2回目の質問回答の公表にあわせて修正版を公表します。
事業契約書(案) 244			全般						バイオマス処理に関する規定について、市の各バイオマス種類毎の供給義務など、要求水準書6頁の市の業務範囲に規定される事柄について事業契約の中で詳細に規定する必要があるものと認識しておりますので、追加ください。(一定量の供給を確約することが難しい場合は、「施設A、B、・・・で処理される全てのバイオマス」等の表現でも構いません)	提案を踏まえ、必要と認めた場合には規定を設けます。
事業契約書(案) 245			全般						想定外の人口増加などの要因で本施設の処理能力を超えるバイオマスが持ち込まれた場合の事業者側の受入拒否権を規定して頂きたく存じます。	原案のとおりとします。

回答No.	頁	行	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	質問内容	回答
事業契約書（案） 246			全般						本施設の運営は、市により下水汚泥等のバイオマスが適切に持ち込まれることを前提としております。そのため、市が、事業期間にわたって中島下水処理場等の下水汚泥の対象となる施設について、適切な維持管理を行う義務を負う旨規定して頂く必要があるものと認識しております。また、新たな下水処理場を建設する場合も、同様の義務を負う旨規定ください。（当該処理場で発生する汚泥についても、事業契約上の供給に係る規定で事業者が処理することを前提としております）	本施設で受け入れるバイオマスの質に関する費用負担は事業契約書（案）第53条第2項第(4)号に基づきます。なお、市の業務範囲については、要求水準書 第1章 1.4(7)及び(8)をご参照ください。